

国土交通省環境行動計画の2019年度点検

目次

国土交通省環境行動計画の概要	… 2 P
国土交通省環境行動計画の2019年度点検について	… 3 P
評価方法について	… 4 P
国土交通省環境行動計画の2019年度点検の結果概要	… 6 P
国土交通省環境行動計画の2019年度点検 柱ごとの総括	… 7 P
柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進	… 8 P
柱2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進	… 3 5 P
柱3 地球温暖化対策・適応策の推進	… 4 5 P
柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進	… 5 1 P
柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進	… 7 4 P
柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進	… 8 0 P
柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進	… 9 0 P
地球温暖化対策計画に盛り込んでいる国土交通省関係の施策	… 1 0 1 P

国土交通省環境行動計画の概要

—環境危機を乗り越え、持続可能な社会を目指す—

基本とすべき5つの視点

総合性・連携性の発揮	(1) 環境と経済・社会の統合的向上、グリーン・イノベーション※貢献 ※環境分野の技術革新による経済発展	(例：環境対応車の開発・普及及び住宅・建築物の省エネ性能の向上、省エネ・再エネ関係の技術開発・普及促進の一体的推進)
	(2) 技術力を活かした国際交渉や国際環境協力に取り組む	(例：IMOにおけるCO ₂ 排出規制の国際的枠組み作り主導と世界最先端の海洋環境技術開発・海外展開の一体的推進、再生水に係る国際標準化)
	(3) 面的な広がりを視野に入れた環境保全施策の展開	(例：流域単位における生態系ネットワーク形成、低炭素都市づくりの推進)
	(4) 人や企業の行動変容、参画・協働の推進	(例：環境教育、「見える化」等による公共交通機関利用、省エネ性能の優れた住宅・建築物の選択促進、多様な主体との連携による生態系ネットワーク形成)
	(5) 長期的視野からの継続的な施策展開を重視する	(例：長期的な気候変動予測、リスク評価等に基づく適応策決定、継続的リスク評価による見直し)

今後推進すべき環境政策の「4分野」「7つの柱」：各分野の施策と指標値の例

分野Ⅰ 低炭素社会	分野Ⅱ 自然共生社会	分野Ⅲ 循環型社会
<p>柱1. 地球温暖化対策・緩和策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境対応車の開発・普及、最適な利活用の推進 指標：新車販売に占める次世代自動車の割合 (平成24年度 19.7% ⇒ 平成32年度 50%) ○住宅・建築物の省エネ性能の向上 指標：新築建築物（床面積2000㎡以上）における省エネ基準適合率（平成25年度93% ⇒ 平成32年度100%） <p>柱2. 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下水道バイオマス等の利用の推進 他 指標：下水污泥エネルギー化率 (平成25年度約15% ⇒ 平成32年度約30%) <p>柱3. 地球温暖化対策・適応策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適応計画の推進及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進 他  <p>◆省エネ性能向上のための措置例</p>  <p>電気バス 超小型モビリティ CNGトラック</p>	<p>柱4. 自然共生社会の形成に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下水道整備による水環境改善 指標：汚水処理人口普及率 (平成25年度89% ⇒ 平成32年度96%) ○水と緑のネットワーク形成によるうるおいあるまちづくり 他 指標：都市域における水と緑の公的空間確保量 (平成24年度12.8人/㎡ ⇒ 平成32年度14.1人/㎡) 	<p>柱5. 循環型社会の形成に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設リサイクルの推進 指標：建設副産物再資源化・縮減率等 (建設廃棄物全体) (平成20年度93.7% ⇒ 平成30年度96%以上) ○下水道資源の有効利用の推進 他 指標：下水污泥リサイクル率 (平成26年度約63% ⇒ 平成37年度約85%)  <p>◆固形燃料化炉（広島市西部水資源再生センター）</p>
分野Ⅳ 分野横断的な取組		
<p>柱6. 賢い環境行動の選択を促す施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川・海・公園等をフィールドとする体験学習、環境教育機会の拡大 他 	<p>柱7. 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境共生型都市開発等の海外展開支援の推進 他 	

環境政策における国土交通省の長期的な役割

パリ協定を踏まえ、長期的な観点からの温室効果ガスの大幅削減・脱炭素化に向けて特に重要な取組として以下を例示

- 社会・生活の基盤の低炭素化に向けた個別の取組
 - (1) 都市の低炭素化に資するコンパクト+ネットワークの推進、(2) 自動車における取組、(3) 住宅・建築物における取組
- 様々な分野において実施すべき取組や長期的な取組の持続性を高めるための取組
 - (4) 各主体の環境に配慮した行動を促す取組、(5) リサイクル全体を通じた排出量の削減、(6) ホリミックスの推進によるより一層の環境・経済・社会の統合的向上

1. 点検の概要

国土交通省環境行動計画の点検については、社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会合同会議に、点検内容等について報告することとしている。

2. 点検の対象

国土交通省環境行動計画の第三章別表に示された施策の令和元年度（2019年度）の実績及び令和2年度における取組

※なお、地球温暖化対策計画（平成28年5月閣議決定）に盛り込んだ国土交通省関係の施策については、本環境行動計画に反映されているため、本点検の中で点検を行うこととする。

3. 評価方法

令和3年3月29日に地球温暖化対策推進本部が開催され、地球温暖化対策計画の2019年度の進捗点検の内容について進捗点検が行われ、了承された。

国土交通省環境行動計画のうち、定量的な指標を設定した施策については、この地球温暖化対策計画の評価方法に沿った形で評価を行い、指標を設定していない施策については、施策目標に対する進捗状況について定性的な評価を行う。

評価方法(1)

<定量的な指標を設定した施策>

- 各対策・施策の指標について、2019年度までの実績値や対策・施策の実施状況等を踏まえた、各対策・施策の目標年度における目標水準への到達見通しを踏まえ、以下の5段階で評価する。

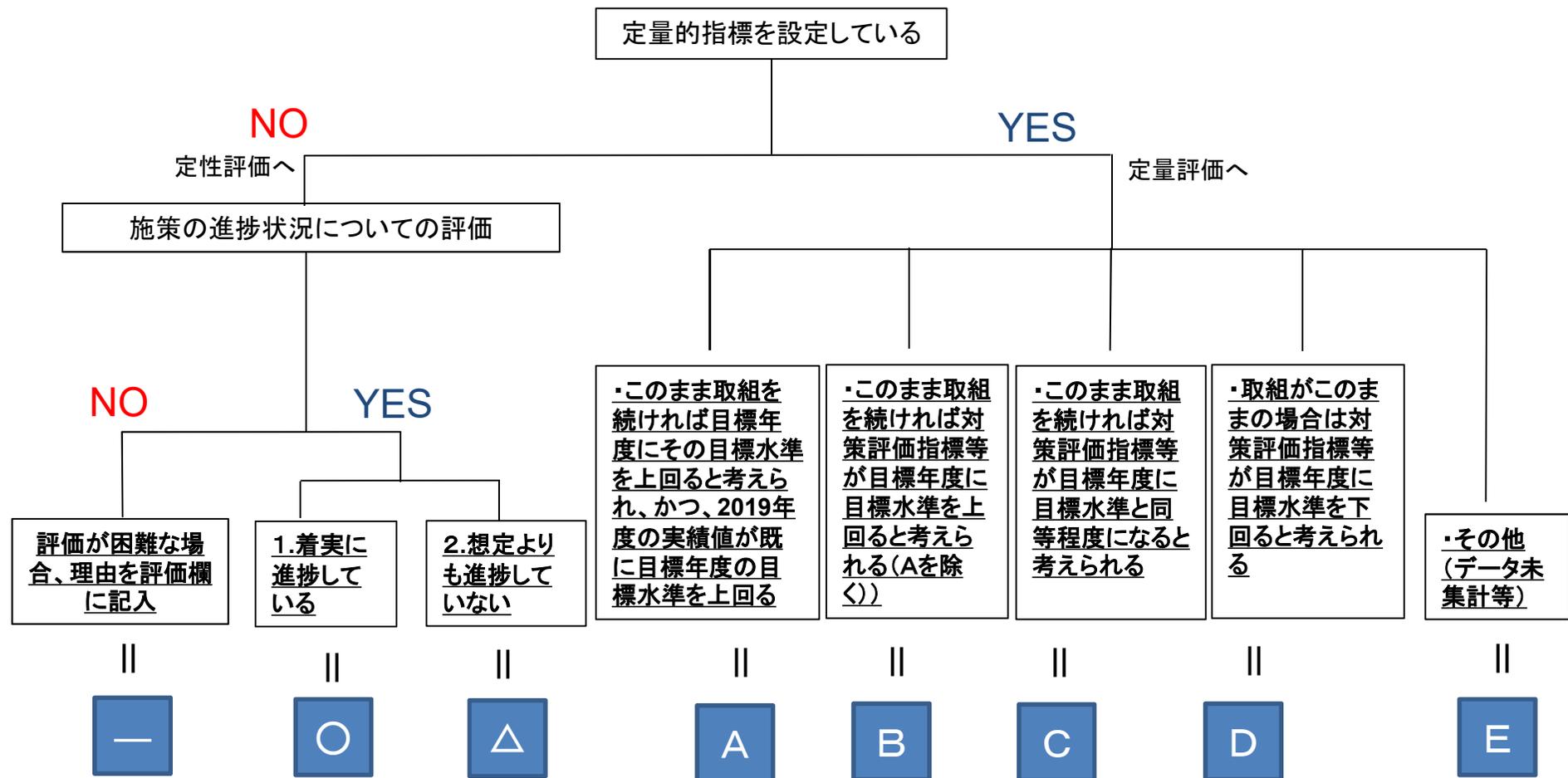
指標	意味
A	このまま取組を続ければ目標年度にその目標水準を上回ると考えられ、かつ、2019年度の実績値が <u>既に目標年度の目標水準を上回る</u>
B	このまま取組を続ければ指標等が <u>目標年度に目標水準を上回ると考えられる</u> (Aを除く)
C	このまま取組を続ければ指標等が <u>目標年度に目標水準と同等程度になると考えられる</u>
D	取組がこのままの場合は指標等が <u>目標年度に目標水準を下回ると考えられる</u>
E	その他(データ未集計等)

- 各指標の根拠となる計画について
 - ・地球温暖化対策計画・・・**温**と表示
 - ・社会資本整備重点計画・・・**社**と表示
 - ・交通政策基本計画・・・**交**と表示
 - ・その他・・・計画の名称を記載

<定量的な指標を設定していない施策>

- 指標を設定していない施策については、施策目標に対する進捗状況について定性的な評価を実施

<評価の考え方>



国土交通省環境行動計画の2019年度点検の結果概要

	＜定量的な指標を設定している施策＞						＜定量的な指標を設定していない施策＞									
	A・B・C (目標水準と同程度・上回る)		D (目標水準を下回る)		E (データ未集計等)		前回合計 (H30年度施策)	今回合計 (R1年度施策)	○ (着実に進捗)		△ (想定よりも進捗していない)		— (評価困難)		前回合計 (H30年度施策)	今回合計 (R1年度施策)
	前回	今回	前回	今回	前回	今回			前回	今回	前回	今回	前回	今回		
柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進	40 (75%)	39 (74%)	13 (25%)	14 (26%)			53	53	11 (100%)	11 (100%)				11	11	
柱2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進	4 (100%)	4 (100%)					4	4	9 (100%)	9 (100%)				9	9	
柱3 地球温暖化対策・適応策の推進	6 (86%)	7 (100%)	1 (14%)	0			7	7	6 (100%)	6 (100%)				6	6	
柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進	10 (100%)	9 (90%)	0	1 (10%)			10	10	31 (100%)	31 (100%)				31	31	
柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進	7 (78%)	7 (78%)	1 (11%)	2 (22%)	1 (11%)	0	9	9	4 (100%)	4 (100%)				4	4	
柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進									16 (100%)	16 (100%)				16	16	
柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進	1 (50%)	1 (50%)	1 (50%)	1 (50%)			2	2	12 (100%)	12 (100%)				12	12	
合計	68 (80%)	67 (79%)	16 (19%)	18 (21%)	1 (1%)	0	85	85	89 (100%)	89 (100%)				89	89	

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

- 都市・住宅分野において停滞がみられる施策がある。他方、交通・物流分野の施策については、概ね順調に取組が進められている。
(特記すべき施策・課題等)
 - ・モーダルシフトは自然災害が障害となっており、今後適応策と一体となった取組が必要。
 - ・住宅・建築物部門は一層の省エネ性能向上を図るため、建築物省エネ法を改正(令和元年年5月公布、令和3年4月に全面施行)。

柱2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進

- 洋上風力発電、浮体式洋上風力発電の導入促進に向けた取組が着実に進められている。
(特記すべき施策・課題等)
 - ・再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定・事業者選定、基地港湾の整備など、洋上風力の導入促進に向けた取組を推進。

柱3 地球温暖化対策・適応策の推進

- 気候変動適応計画 令和元年度実施施策のフォローアップにおいて、国交省関連のすべての施策群で一定の進捗が確認された。
(特記すべき施策・課題等)
 - ・令和3年度の気候変動適応計画(法定計画)及び国土交通省気候変動適応計画の改定に向け検討を開始。
 - ・河道掘削や堤防整備等の河川改修、洪水調節施設の整備を着実に推進。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

- 多くの施策が順調に推移。特に下水道整備による水環境改善(高度処理実施率、合流式下水道改善率)が進んだ。
(特記すべき施策・課題等)
 - ・グリーンインフラ官民連携プラットフォームを2020年3月に設立し、グリーンインフラの社会的な普及、活用技術やその効果評価等に関する調査・研究、資金調達手法等の検討を進め、グリーンインフラの社会実装を推進。

柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

- 「建設リサイクル推進計画2014」の各施策を着実に推進し、成果を挙げた。
(特記すべき施策・課題等)
 - ・建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進するため、令和2年9月「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」を策定。
 - ・長期優良住宅の更なる普及促進により、優良な住宅ストック形成の更なる促進等を図るため、「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」を本通常国会に提出。

柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

- 消費者啓発を行うことで、柱1～柱5の施策を補強した。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

- 技術的な施策により、柱1～柱5の施策を補強するとともに、国際的枠組み作りへの主体的参加、国際貢献を推進。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

- 項目1-1 低炭素都市づくりの推進
- 項目1-2 環境対応車の開発・普及、最適な利活用の推進
- 項目1-3 交通流対策等の推進
- 項目1-4 公共交通機関の利用促進
- 項目1-5 物流の効率化等の推進
- 項目1-6 鉄道・船舶・航空における低炭素化の促進
- 項目1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上
- 項目1-8 下水道における省エネ対策等の推進
- 項目1-9 建設機械の環境対策の推進
- 項目1-10 温室効果ガスの吸収源対策の推進

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

低炭素まちづくりの推進

1. 令和元年度の実績

「立地適正化計画」や「低炭素まちづくり計画」策定等に必要な支援を実施した。

2. 令和2年度の実績

「立地適正化計画」や「低炭素まちづくり計画」策定等に必要な支援を継続して実施。

令和2年12月末時点で559都市が立地適正化計画の作成に向けた具体的な検討をはじめており、そのうち347都市が計画を作成・公表した。また、26都市が低炭素まちづくり計画を作成・公表した。

3. 評価

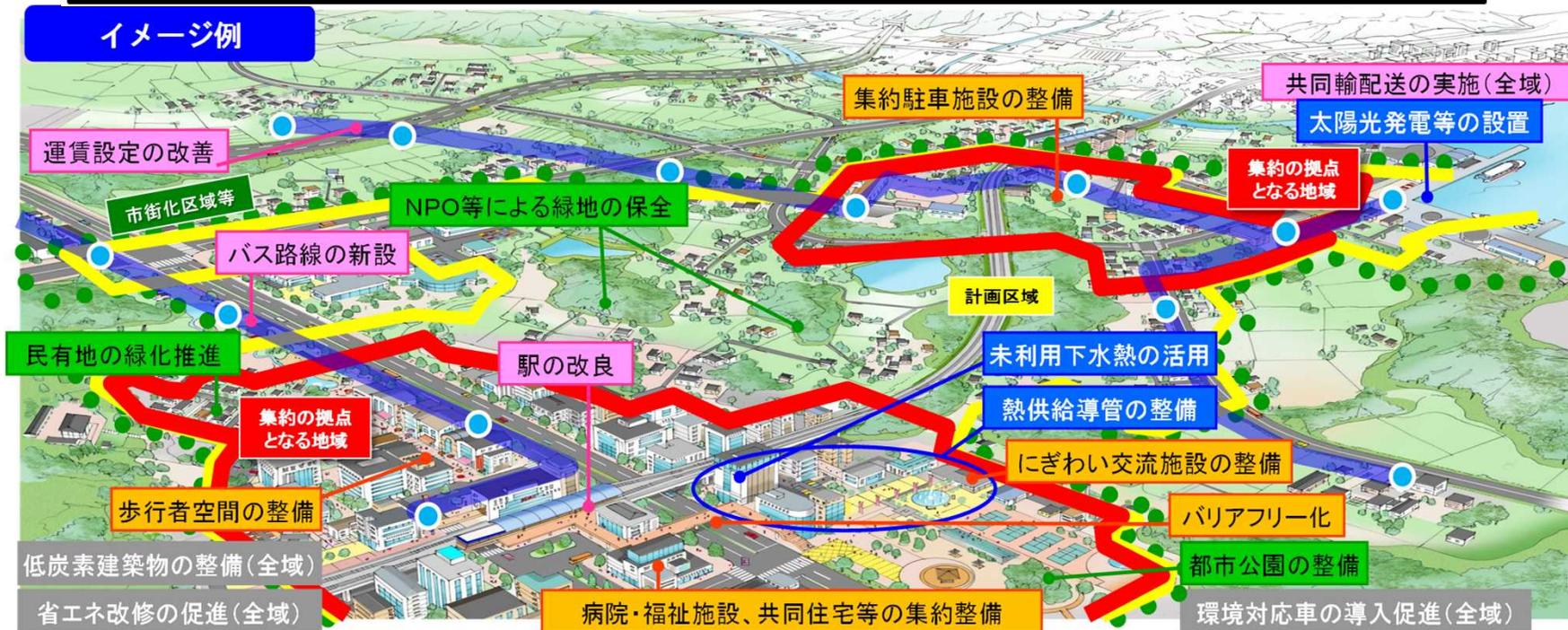
「低炭素まちづくり計画」において約9割の都市がCO₂排出量の定量的な削減目標が位置づけられているところ。

引き続き、定量的な削減目標の設定を促していく。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、「立地適正化計画」や「低炭素まちづくり計画」に基づく取組に対して、法律上の特例措置や各種支援措置等を通じ、市町村における低炭素まちづくりを推進していく。

凡例	計画区域	集約の拠点となる地域	市街化区域等	公共交通軸となるバス路線	バス停
	黄色	赤色	緑点線	青線	青点
	都市機能の集約化	公共交通機関の利用促進	エネルギーの面的管理・利用促進	緑地の保全・緑化の推進	
	オレンジ	ピンク	青	緑	

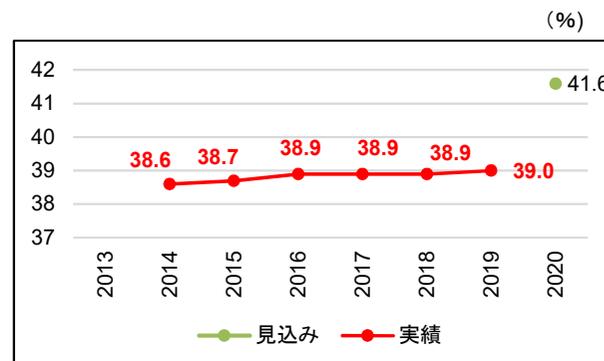
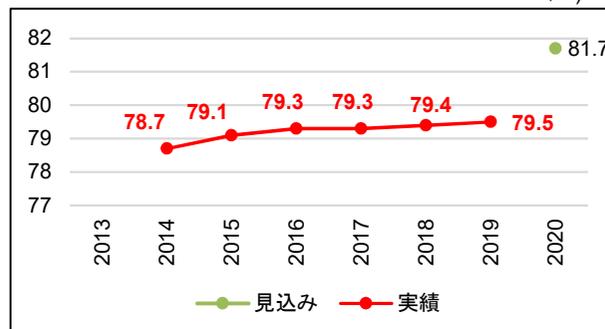


柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-1 低炭素都市づくりの推進

集約型都市構造の実現

1. 指標（公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合）



(三大都市圏)



R1d評価	比較	R2d評価
A	⇒	A

(地方中枢都市圏)



R1d評価	比較	R2d評価
D	⇒	D

(地方都市圏)



R1d評価	比較	R2d評価
D	⇒	D

2. 令和元年度の実績

立地適正化計画及び低炭素まちづくり計画の策定等に必要な支援を実施した。令和元年度末時点で522都市が立地適正化計画の作成に向けた具体的な検討をはじめており、そのうち310都市が計画を作成・公表した。また、25都市が低炭素まちづくり計画を作成・公表した。令和元年度末時点で108都市が「都市・地域総合交通戦略」を策定しており、そのうち7都市が当該年度に策定した。また、4都市が策定に向けて検討をはじめている。

3. 令和2年度の取組

立地適正化計画及び低炭素まちづくり計画の策定等に必要な支援を継続して実施。令和2年12月末時点で559都市が立地適正化計画の作成に向けた具体的な検討をはじめており、そのうち347都市が計画を作成・公表した。また、26都市が低炭素まちづくり計画を作成・公表した。令和2年度末時点で110都市が「都市・地域総合交通戦略」を策定しており、そのうち1都市が当該年度に策定した。また、4都市が策定に向けて検討をはじめている。

4. 評価

地方中枢都市圏及び地方都市圏においては、施策効果が直接は反映されず指標が横ばいとなっているものの、集約型都市構造の実現に向けた対策は着実に進捗している。

5. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、まちづくりと交通施策が連携した取組の推進を図るため、社会資本整備総合交付金等による取組支援を継続して実施する。

- 令和3年度予算 社会資本整備総合交付金631,128百万円の内数
 - 集約都市形成支援事業500百万円の内数
 - 都市構造再編集中支援事業70,000百万円の内数
 - 都市・地域交通戦略推進事業900百万円の内数

・指標

(立地適正化計画を作成した市町村の数)(市町村数)



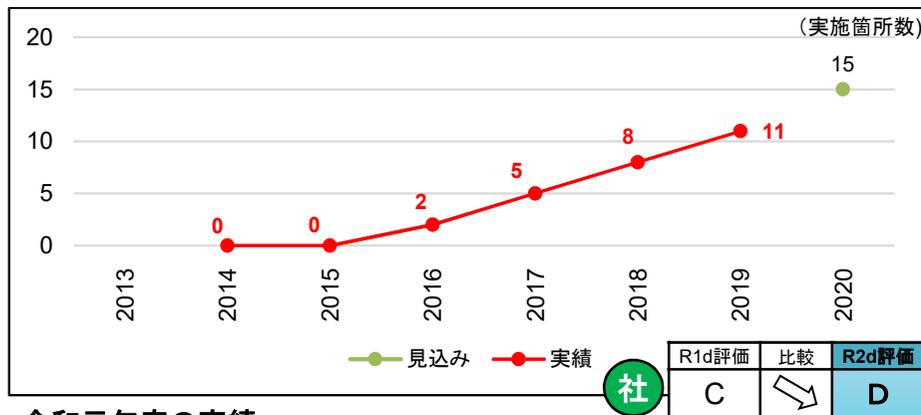
R1d評価	比較	R2d評価
A	⇒	A

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-1 低炭素都市づくりの推進

エネルギー面的利用の推進
地区・街区レベルでの包括的な都市環境対策の推進

1. 指標(一定の都市開発が予定される拠点地区で自立分散型面的エネルギーシステムが導入される地区数)



2. 令和元年度の実績

国際競争業務継続拠点整備事業により、エネルギー面的ネットワークの整備に必要な取組を支援。(支援地区数:2地区)

3. 令和2年度の取組

国際競争業務継続拠点整備事業により、エネルギー面的ネットワークの整備に必要な取組を支援。(支援地区数:3地区)

4. 評価

一定の都市開発と合わせて整備されるため、導入までに期間を要するが、完了地区も増加しており、取組は進捗している。

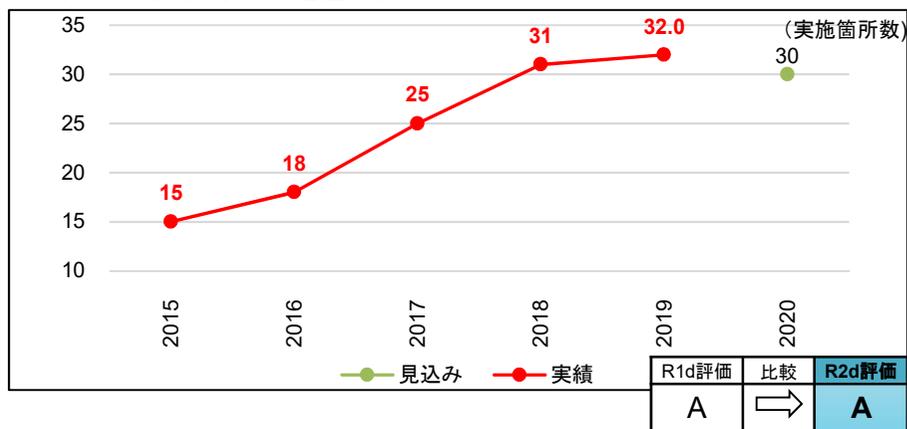
5. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、都市部でのエネルギーの自立化・多重化・効率的な利用を推進するため、国際競争業務継続拠点整備事業等により、複数街区にまたがるエネルギー面的ネットワーク(エネルギー導管)の整備等を支援する。

令和3年度予算 12,820百万円の内数

都市の低炭素化のための下水熱利用の推進

1. 指標(下水熱利用実施箇所数)



2. 令和元年度の実績

下水道法改正(平成27年5月)において、民間事業者による下水道管渠への熱交換器の設置を可能とする規制緩和が行われた。

下水熱アドバイザー制度により、平成27~30年度において、38の地方公共団体等へ下水熱利用に係る支援を実施した。

3. 令和2年度の取組

下水道エネルギー拠点化コンシェルジュによる地方公共団体への支援、マニュアルの改訂による技術整理を実施し普及展開に努めるとともに、下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)による車道融雪実証実験を実施。

4. 評価

施策は着実に進捗し、平成30年度末時点で目標を達成した。

5. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、B-DASHプロジェクトガイドライン及び下水熱利用マニュアルの活用により民間事業者による下水熱利用数の増加を目指す。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-1 低炭素都市づくりの推進

官庁施設における木材利用の推進

1. 令和元年度の実績

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」等に基づき、官庁施設における木材の利用を推進した。

- ・官庁施設における木造化及び内装等の木質化を推進した。
- ・中規模木造庁舎(耐火建築物)の試設計を行い、設計を行う過程におけるポイントを「中規模木造庁舎の試設計例」としてとりまとめ、令和2年1月に公表した。
- ・平成30年度の公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を取りまとめ、令和2年3月に公表した。

2. 令和2年度の取組

引き続き、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」等に基づき、官庁施設における木材の利用を推進する。

- ・官庁施設における木造化及び内装等の木質化を推進する。
- ・近年の木材利用に係る技術開発の進展、地方公共団体による多様な木造建築物の事例が増えていることを踏まえ、国及び全国の地方公共団体の木材利用の取組に関する事例集(令和2年版)を取りまとめて公表する。
- ・令和元年度の公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を取りまとめて公表する。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、合理的なコストで可能な限り多くの木材活用をするため、中層以上の官庁施設の木造化(木質ハイブリット等)の整備手法を検討すること等により、引き続き官庁施設における木材の利用を推進する。

木造化の事例



海上保安大学校国際交流センター 国際講義棟

内装等の木質化の事例



国立アイヌ民族博物館

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-1 低炭素都市づくりの推進

北海道環境イニシアティブの推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

- ・「河川・湿地等の自然再生」など、多様な動植物の生育・生息環境の保全を実施した。また「シーニックバイウェイ北海道」等の取り組みにより、北海道らしい美しく個性的な景観づくりを推進した。
- ・自治体の再生可能エネルギーの導入に向けた取り組みを支援した（農業水利施設においても小水力発電施設を用いて水利施設の管理に必要な電力を賄い、維持管理費軽減に寄与している）。
- ・「北海道エコ・コンストラクション・イニシアティブ」で定めている、泥炭の有効利用やホタテ貝殻の再利用などを推進し、廃棄物等の処理量を抑制した。
- ・安全で快適な自転車走行環境等を創出する「サイクルツーリズム」について、関係機関からなる北海道サイクルルート連携協議会を設立し、8つのルートによる取組を推進した。

2. 令和2年度を取組

- ・「河川・湿地等の自然再生」や「シーニックバイウェイ北海道」等の北海道の魅力向上に資する取組を継続して推進。
- ・自治体の再生可能エネルギーの導入に向けた取組（北海道水素地域づくりプラットフォームなど）を継続して支援。
- ・「北海道エコ・コンストラクション・イニシアティブ」（泥炭の有効利用、ホタテ貝殻の再利用等）の取組を継続して推進。
- ・安全で快適な自転車走行環境を創出する「サイクルツーリズム」を継続して推進。
- ・生態系が持つ多様な機能の活用としてグリーンインフラの取組（舞鶴遊水地におけるタンチョウも住めるまちづくり等）を推進。

3. 評価

自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の形成に向けて、事業が着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期環境行動計画においては、第8期北海道総合開発計画中間点検を踏まえ、北海道のかけがえの無い自然環境を保全するとともに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、北海道の豊かな地域資源等を活かした再生可能エネルギーの導入や吸収源対策などの先駆的、実験的な取組を推進する。

まち・住まい・交通の創蓄省エネルギー化

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

本施策は、平成30年度をもって完了した。

2. 令和2年度を取組

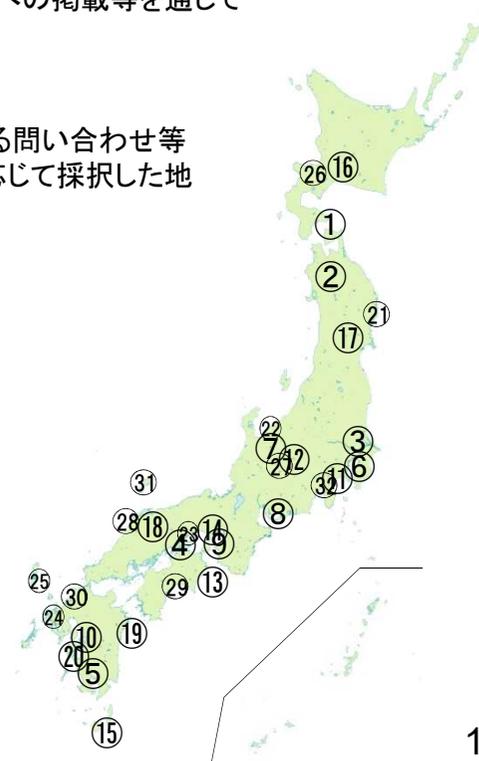
取組なし

3. 評価

平成24年度から平成30年度までの間に、モデル地域として32地域を採択し、ワークショップにおける事例紹介や国交省HPへの掲載等を通じて着実に進捗が図られた。

4. 対策・施策の追加・強化等

国交省HP掲載内容に対する問い合わせ等に対応するとともに、必要に応じて採択した地域に対する助言等を行う。

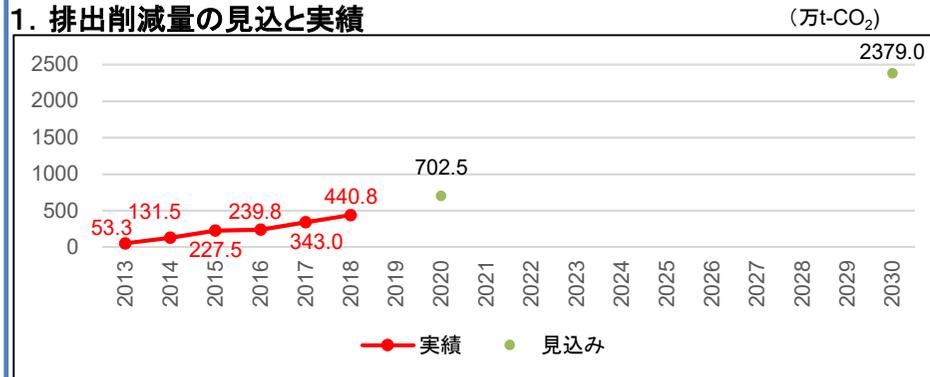


柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-2 環境対応車の開発・普及、最適な利活用の推進

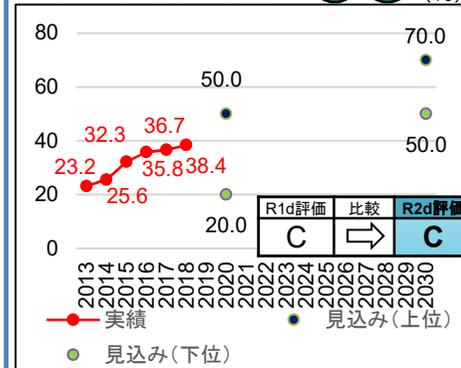
自動車の燃費の改善、環境対応車の普及促進等

1. 排出削減量の見込と実績

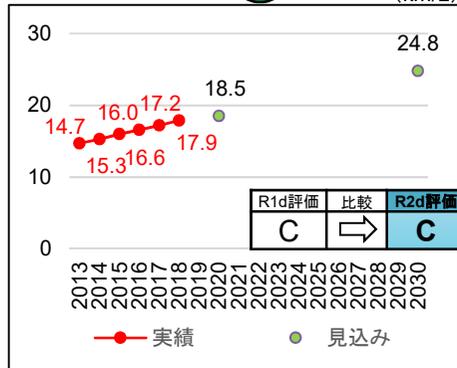


2. 指標

新車販売台数に占める次世代自動車の割合 (温交) (%)



平均保有燃費 (温) (km/L)



3. 評価

国土交通省としては事業用自動車の導入補助を行い、また、各省と連携し税制優遇措置、トップランナー基準等による燃費の改善を行っている。次世代自動車の台数及び平均保有燃費は目標に向けて着実に増加しており、施策は進捗している。

※ 本施策は、経産・国交・環境省共同の施策であり、国交省単体の施策ではないので総括した評価はできない。

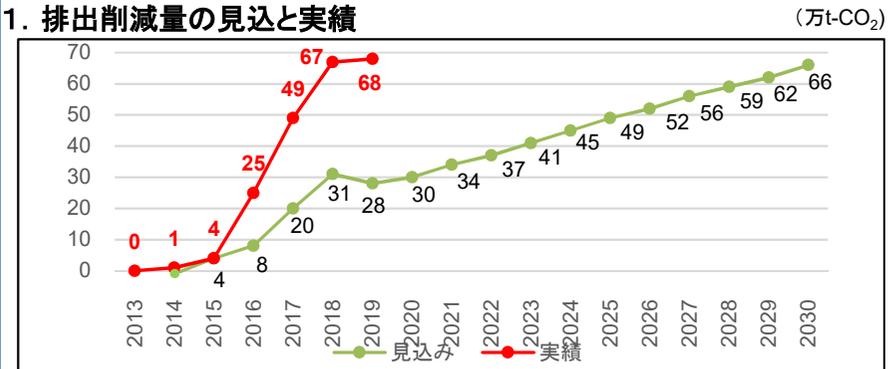
4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、環境対応車の普及促進等を図っていく必要がある。

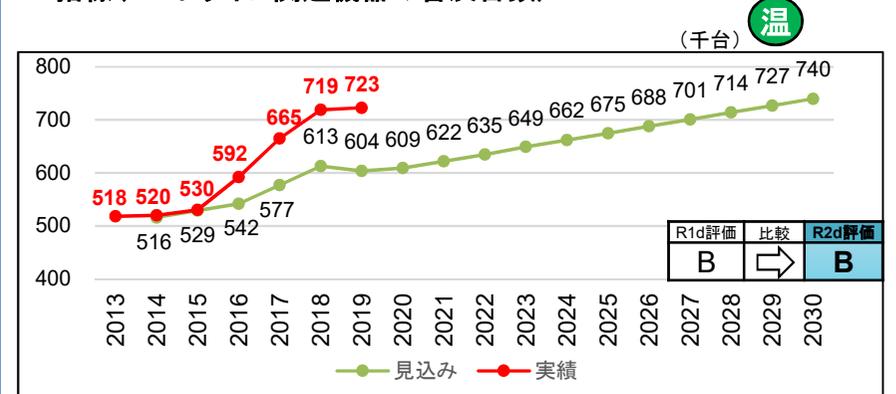
※ 電力の排出係数は、将来の電源構成について見通しを立てることが困難であることから、エネルギーミックスのある2030年度を除き、2013年度の排出係数に基づいて試算

エコドライブの推進にかかる広報活動や普及促進のための環境整備

1. 排出削減量の見込と実績



2. 指標(エコドライブ関連機器の普及台数)



3. 評価

エコドライブ関連機器の普及台数(対策評価指標)は2019年度の見込みに対して約20%上回っており、CO₂排出削減量の推移から、エコドライブ関連機器の導入によるCO₂の排出削減効果が現れてきていると考えられる。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、エコドライブの周知・普及により対策・施策の着

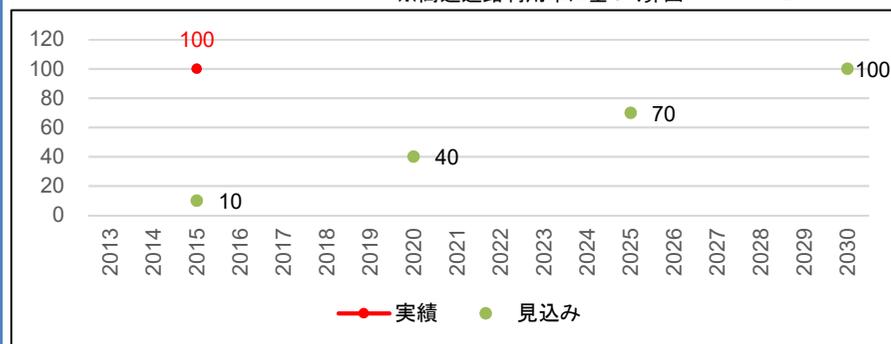
柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-3 交通流対策等の推進

効率的な物流ネットワークの強化
ETC2.0等を活用した道路を賢く使う取組
自転車利用環境の整備・支援
開かずの踏切対策
路上工事の縮減

1. 排出削減量の見込と実績

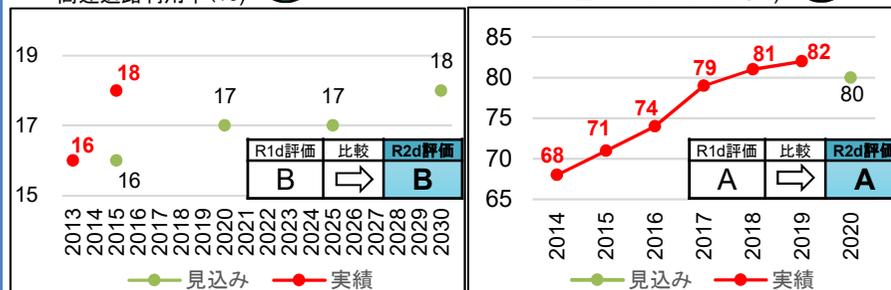
※高速道路利用率に基づく算出 (万t-CO₂)



2. 指標

高速道路利用率(%) ● 温

三大都市圏環状道路整備率(%) ● 社



3. 評価

2015年度における対策指標の実績値が目標値である18%に上昇しており、交通流対策が着実に進捗していることが増加の要因と考えられる。

2030年度までの各年度の推計値については、全国道路・街路交通情勢調査が5年毎の調査であるため、示すことは困難だが、引き続き、取組を継続することにより、2030年度の目標水準は達成できると考えられる。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても引き続き環状道路等幹線道路ネットワークの強化等の道路交通流対策を実施。

LED道路照明灯の整備

1. 令和元年度の実績

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

道路照明灯の新設及び更新にあたり、省エネルギー化に向けLED道路照明灯の整備を推進した。

2. 令和2年度の取組

道路照明灯の新設及び更新にあたり、省エネルギー化に向けLED道路照明灯の整備を推進する。

3. 評価

対策効果は着実に上がっていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

LED道路・トンネル照明ガイドライン(案)を平成23年に策定し、平成27年に改定している。

次期計画においても引き続き国が管理する一般国道及び高速自動車国道の道路照明施設の整備にあたり、当該ガイドライン(案)に基づき、LED道路照明灯の整備を今後とも推進していく。



柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-3 交通流対策等の推進

道路橋の長寿命化

1. 令和元年度の実績

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

橋梁の定期的な点検、診断結果に基づき、計画的な修繕を実施した。

2. 令和2年度の取組

橋梁の定期的な点検、診断結果に基づき、計画的な修繕を実施する。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引続き、5年に1度、近接目視による全数監視を実施し、統一的な尺度で健全度を診断し、必要な措置を講じる。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-4 公共交通機関の利用促進

公共交通機関の利用促進

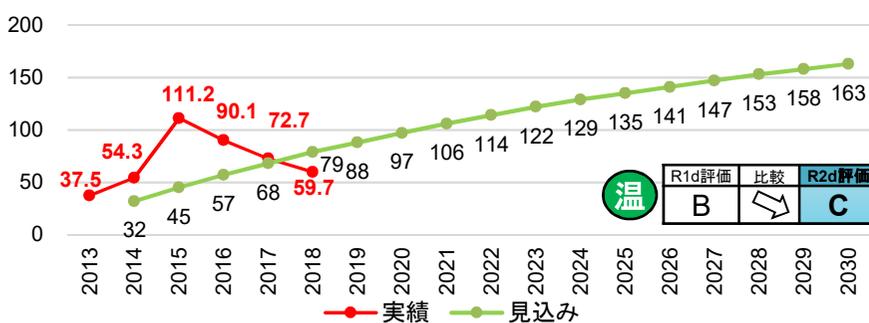
1. 排出削減量の見込と実績

(万t-CO₂)



2. 指標(自家用交通からの乗換輸送量)

(億人キロ)



3. 評価

施策は着実に進捗している

※2015年度は新線の整備等があり、鉄道の旅客輸送人キロ及び利用分担率が伸びたが、2016年度以降は公共交通利用分担率が大きく変動する要素は見られなかった。なお、2018年度までの鉄道の旅客輸送人キロが増加傾向にあり、今後も新線の整備等に伴う利便性向上や、公共交通機関利用促進にむけた税制優遇措置や補助事業、普及啓発活動等の対策・施策の実施による効果が見込まれ、2030年度の目標水準と同等程度に到達すると見込んでいる。また、一部指標とする数字が公表されていないため、2018年度の実績を最新値として記載。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、CO₂排出の少ない輸送手段の導入や、MaaSの社会実装等を通じた公共交通の利便性向上による更なる利用促進を目指すこととする。

官民連携によるモーダルコネクットの強化

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

「バスタプロジェクト」(集約型公共交通ターミナル)を推進。平成31年4月に品川で交通ターミナルの整備を事業化した。

2. 令和2年度の取組

令和2年4月に、神戸三宮・新潟で交通ターミナルの整備を事業化した。また、令和2年5月に道路法を改正し、バス・タクシー等の専用ターミナル(特定車両停留施設)を道路附属物に位置づけるとともに、その管理運営にコンセッション制度を導入できるように規定した。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

- ・バスタ新宿では、ETC2.0を活用したバスロケーションシステムによる、バス利用者の利便性向上に向けた取組を実施中。
- ・次期計画においても引き続き、「バスタプロジェクト」(集約型公共交通ターミナル)を全国で戦略的に展開。

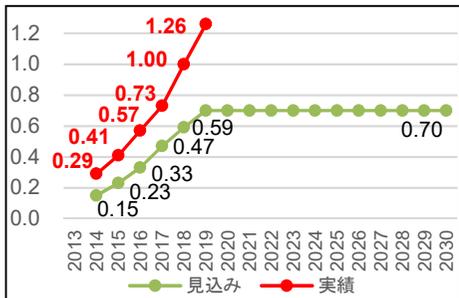
柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-5 物流の効率化等の推進

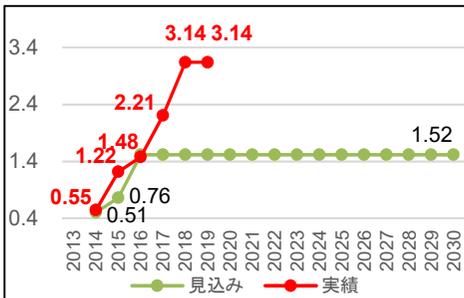
港湾における総合的な低炭素化の推進

1. 排出削減量の見込と実績

省エネルギー型荷役機械等の導入の推進 (万t-CO₂)

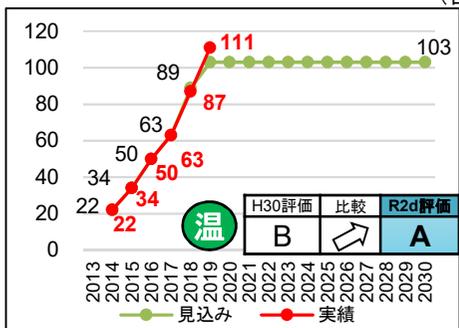


静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化の推進 (万t-CO₂)

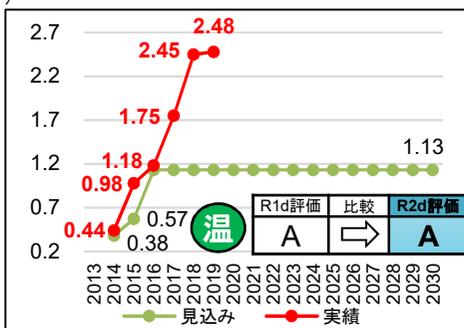


2. 指標

省エネルギー型荷役機械の導入台数 (台)



陸送から海上輸送にモーダルシフトした循環資源等の輸送量 (億トンキロ)



3. 評価

省エネルギー型荷役機械等の導入及び、静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化を推進することにより、概ね見込み値の想定以上にCO₂排出量が削減されており、港湾における総合的な低炭素化が図られている。

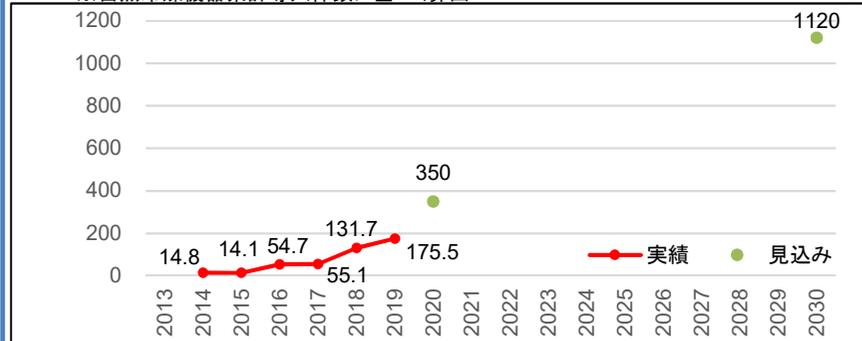
4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、省エネルギー型荷役機械等の導入推進及び静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化を推進しつつ、次期計画においては温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルポート(CNP)の形成を進める。

物流施設における環境負荷の低減

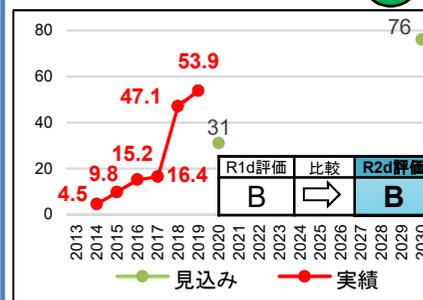
1. 排出削減量の見込と実績

※自然冷媒機器累計導入件数に基づく算出 (万t-CO₂)

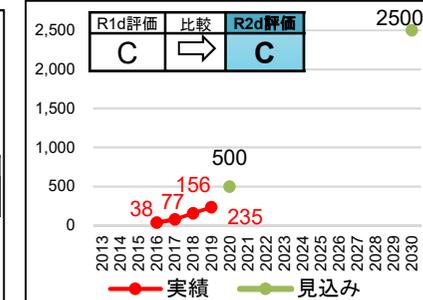


2. 指標

自然冷媒機器累計導入件数(百件)



燃料電池フォークリフト導入件数(件数)



3. 評価

省エネ自然冷媒機器の導入件数については、想定よりやや緩やかなペースで増加している。また導入に伴うCO₂の削減量については、規模の小さい機器の導入が先行したこともあり、現時点では目安数値を下回っているものと考えられる。

4. 対策・施策の追加・強化等

脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業等により、引き続き物流施設における環境負荷の低減を図る。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-5 物流の効率化等の推進

宅配便再配達削減

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

宅配ボックスの情報ネットワーク化を推進するとともに、受取方法の更なる多様化に向け、利用者があらかじめ指定する場所に非対面で配達するいわゆる「置き配」に関する検討会を平成31年3月から開催し、実施にあたっての課題や対応策等について検討を実施し、令和2年3月には「置き配の現状と実施に向けたポイント」をとりまとめた。また、関係省庁との連携による「COOL CHOICEできるだけ1回で受け取りませんかキャンペーン」を通じた宅配便の再配達削減に向けた普及・啓発を実施した。

2. 令和2年度の実績

前年にとりまとめた「置き配の現状と実施に向けたポイント」に基づき、置き配の普及や運用の改善に努め、デジタル技術を活用した高機能型宅配ボックスの実証等を実施する等受取方法の更なる多様化を推進している。また、関係省庁との連携による「COOL CHOICEできるだけ1回で受け取りませんかキャンペーン」を通じた宅配便の再配達削減に向けた普及・啓発を引き続き実施している。

3. 評価

再配達に関する問題に対する認知は広まりつつあり、再配達削減に資する多様な受取方法等が活用され始めているなど、民間事業者等による情報発信や政府による普及・啓発活動が一定の効果をもたらしているものと考えられる。

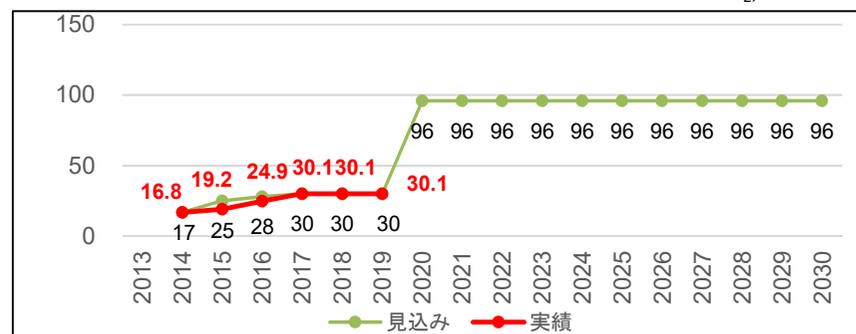
4. 対策・施策の追加・強化等

関係省庁と連携し、引き続き「COOL CHOICE」等の普及啓発活動を通じ再配達に関する問題を広く周知するとともに、実証事業を通じた結果を用いて更なる受取方法の多様化の推進等により、次期計画においては、再配達の削減をさらに図っていく。

港湾の最適な選択による貨物の陸上距離の削減

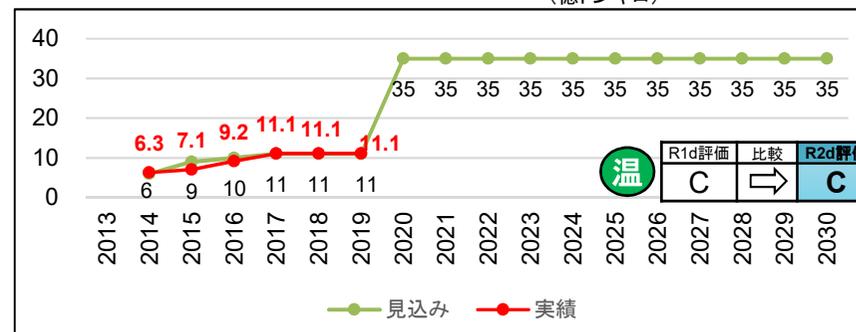
1. 排出削減量の見込と実績

(万t-CO₂)



2. 指標(貨物の陸上輸送の削減量)

(億トンキロ)



R1d評価	比較	R2d評価
C	⇒	C

3. 評価

実績値は、概ね見込み通り進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き、港湾整備事業を実施する。

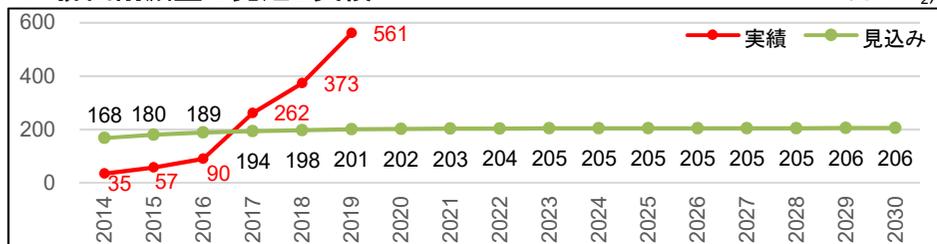
柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-5 物流の効率化等の推進

トラック輸送の効率化

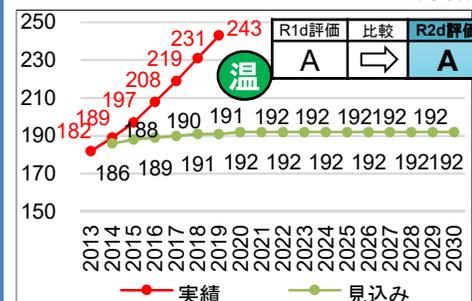
トラック輸送の効率化

1. 排出削減量の見込と実績



2. 指標

（車両総重量24t超25t以下の車両の保有台数）
（千台）



（トレーラーの保有台数）
（千台）



3. 評価

「車両総重量24トン超25トン以下の車両の保有台数」については、2018年度と比較して約5%上昇し、2019年度の見込みに対しては約27%上回っている。

「トレーラーの保有台数」については、2018年度と比較して約5%上昇し、2019年度の見込みに対しては約27%上回っている。

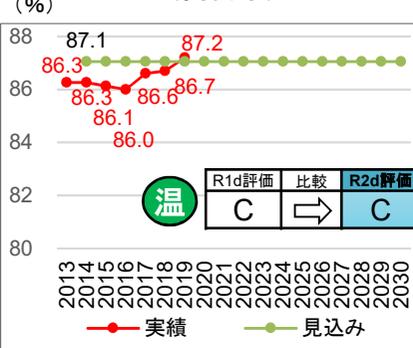
「営自率」については、2018年度から約0.6%増加し、2019年度の見込みに対して約0.1%上回っている。自家用トラックの需要は一定程度存在すると考えられることから、営自率は横ばいとなっているものと考えられる。

4. 対策・施策の追加・強化等

過去の実績値は増加傾向にあるため次期計画においても、引き続き大型車両の導入支援を行い車両の大型化を進めるな

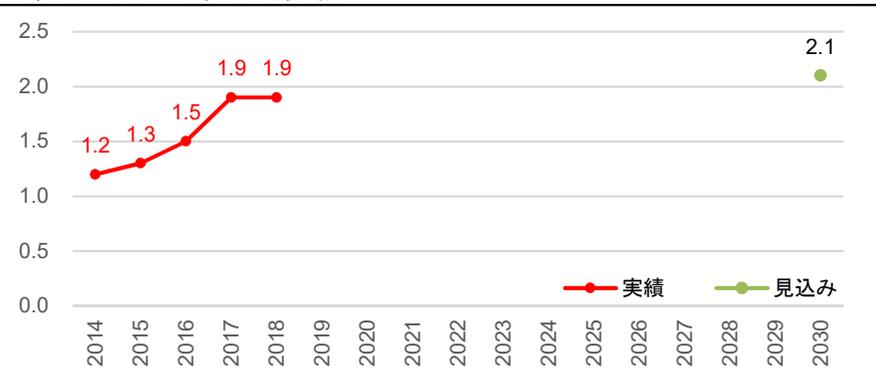
ど、トラック運送事業者の環境対策に関する取組を加速するための仕組みづくり等を推進し、トラックにおける二酸化炭素排出量の削減に努める。

（営自率）
（%）



共同輸配送の推進

1. 排出削減量の見込と実績



2. 指標（共同輸配送の推進）

（%）



3. 評価

近年の事業者の環境意識の向上やトラックドライバー不足を背景に、共同輸配送の取組は着実に進んでいる。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、引き続き下記対策・施策のさらなる促進を図る。

- ・共同輸配送に係る総合効率化計画の認定
- ・モーダルシフト等推進事業補助金による計画策定経費の一部補助

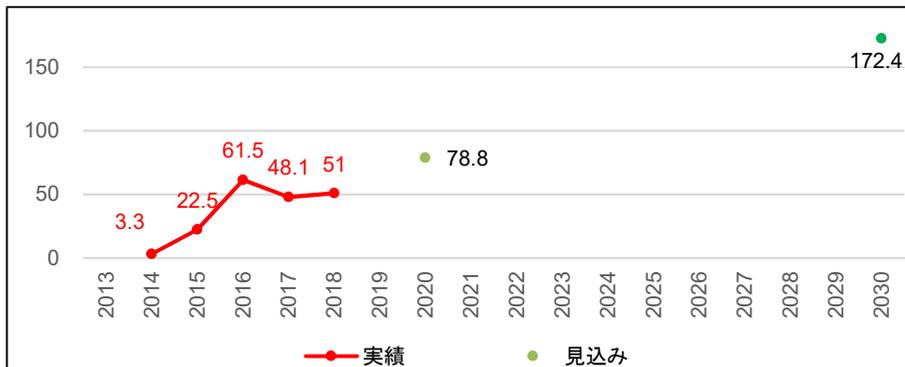
柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-5 物流の効率化等の推進

モーダルシフト等の推進

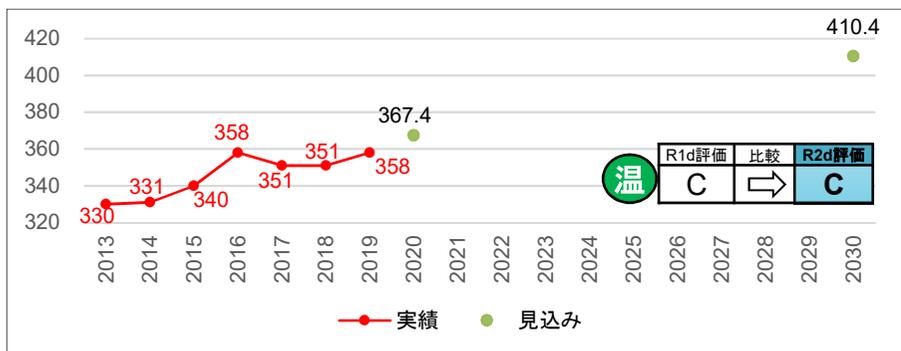
1. 排出削減量の見込と実績

(万t-CO₂)



2. 指標(海運貨物輸送量)

(億トンキロ)



3. 評価

令和元年度の内航海運による貨物輸送量はモーダルシフトに資する船舶の大型化が進んだこと等を背景に増加しており、目標に向けて想定よりも緩やかに進捗している。

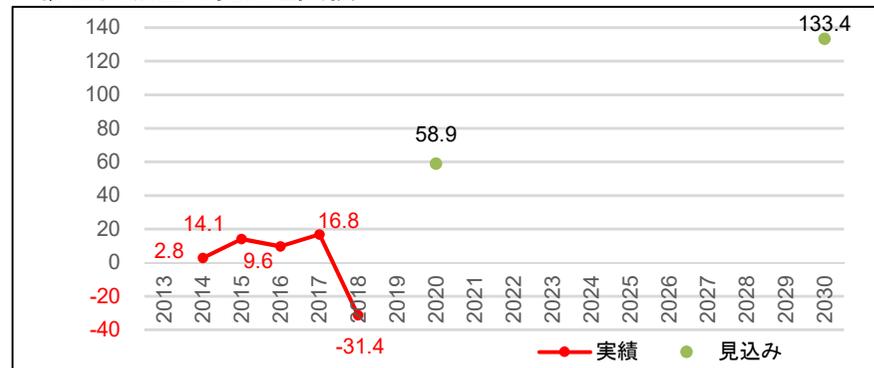
4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、引き続き下記対策・施策のさらなる促進を図る。

- ・モーダルシフトに係る総合効率化計画の認定
- ・モーダルシフト等推進事業補助金による計画策定経費及び運行経費の一部補助
- ・エコシップマークの普及促進
- ・新たな表彰制度(海運モーダルシフト大賞)の創設 等

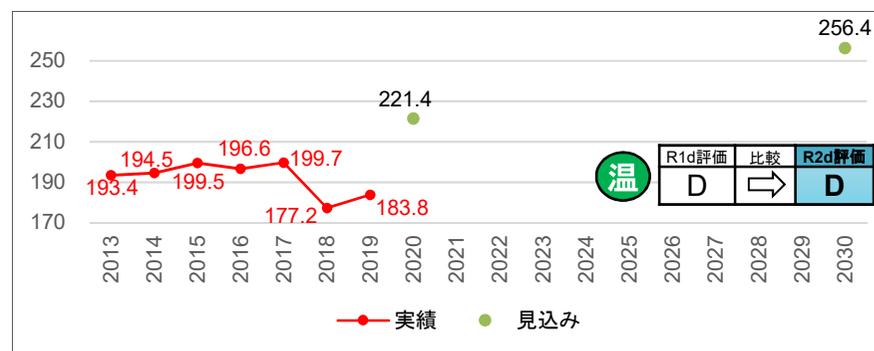
1. 排出削減量の見込と実績

(万t-CO₂)



2. 指標(鉄道貨物輸送量)

(億トンキロ)



3. 評価

平成30年度及び令和元年度の鉄道貨物輸送量は台風災害等の影響により減少。

4. 対策・施策の追加・強化等

- ・次期計画においては、引き続き、下記対策・施策を着実に実施するとともに、「新たな輸送サービス(ブロックトレイン、定温貨物列車等)」への支援を実施予定
- ・モーダルシフトに係る総合効率化計画の認定
- ・モーダルシフト等推進事業補助金による計画策定経費及び運行経費の一部補助
- ・大量牽引・高速走行が可能な機関車の税制特例
- ・エコレールマークの普及促進
- ・大規模災害を受けた鉄道事業者が行う災害復旧事業への支援
- ・大規模災害を受けた路線の早期再開等を目的とする連絡調整会議(メンバー:鉄道事業者、国土交通省関係部局)において必要な支援や協力の実施 等

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-5 物流の効率化等の推進

グリーン物流パートナーシップ会議の活用を通じたCO₂排出削減の取組の推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

令和元年度は、経済産業大臣表彰1件、国土交通大臣表彰1件ほか、あわせて7件の事業に対し表彰を行った。

2. 令和2年度の取組

令和2年度についても引き続き、荷主や物流事業者等の連携による地球温暖化対策に顕著な功績があった取組への表彰や優良事例の紹介等を行った。

3. 評価

経産・国交大臣表彰含め合計6件の優良事業者表彰を行い、荷主と物流事業者等、業種の異なる関係者間での優れた取組について、グリーン物流パートナーシップ会議会員に対して紹介し、CO₂排出削減等の取組を展開・推進した。

4. 対策・施策の追加・強化等

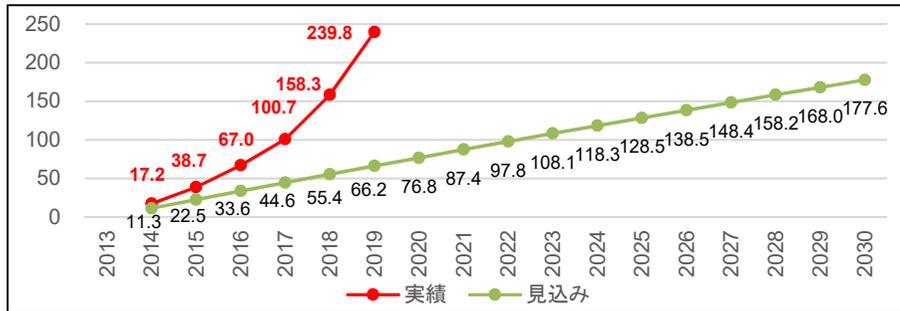
次期計画においては、引き続き、荷主や物流事業者等の連携による地球温暖化対策に顕著な功績があった取組への表彰や優良事例の紹介等を行っていく。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

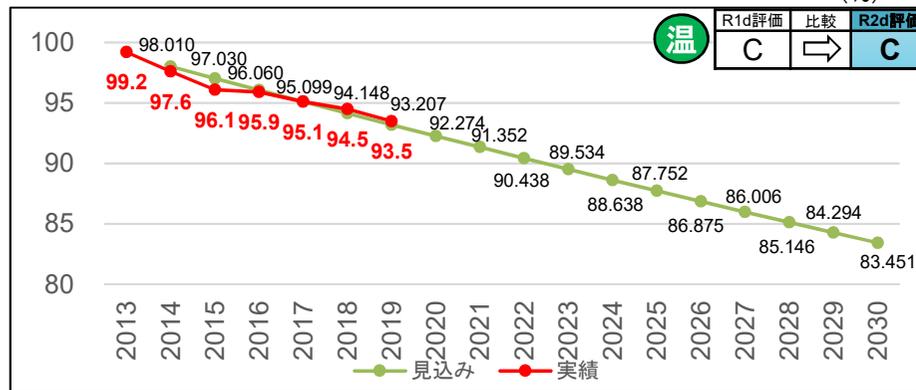
項目1-6 鉄道・船舶・航空における低炭素化

鉄道のエネルギー消費効率の向上

1. 排出削減量の見込と実績



2. 指標(エネルギーの使用に係る原単位の改善率(2012年度基準))



3. 評価

エネルギー使用に係る原単位の改善率については、前年度に比べ大きく改善したものの見込み値には達していないが、CO₂排出削減量については既に2030年度目標水準を上回った。

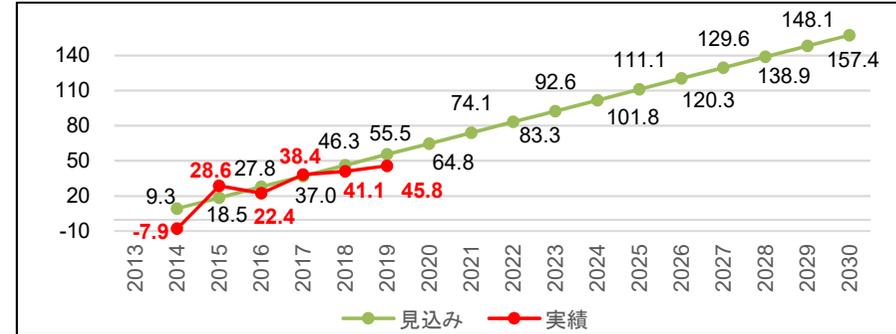
引き続き、補助事業、租税特例等により省エネ型車両の導入や鉄道施設への省エネ設備の導入等を支援し、鉄道事業者が年平均1%のエネルギー使用に係る原単位の低減目標を達成できるよう取組を推進する。

4. 対策・施策の追加・強化等

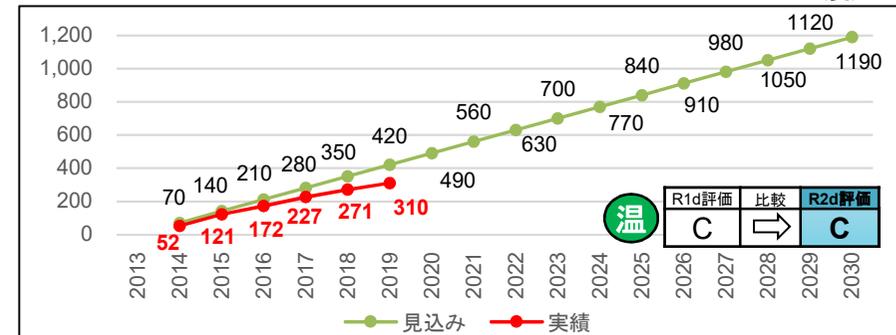
次期計画においては、引き続き、補助事業、租税特例等により、省エネ型車両の導入や鉄道施設への省エネ設備の導入等を支援

省エネに資する船舶の普及促進

1. 排出削減量の実績と見込み



2. 指標(省エネに資する船舶の普及隻数)



3. 評価

省エネに資する船舶の普及隻数については、船舶の大型化による輸送の効率化によって内航船全体の隻数が減少したこと、省エネ量及び排出削減量については省エネに資する船舶の普及隻数が当初の想定ほど増加していないこと等により見込み値を下回っている。今後も引き続き内航船の総合的な運航効率化措置実証事業費補助金、(独)鉄道建設・運輸施設支援機構の共有建造制度、船舶に係る特別償却制度等により、省エネルギー船舶の普及が進むことが見込まれる。

4. 対策・施策の追加・強化等

- ・内航船の総合的な運航効率化措置実証事業費補助金(令和元年度予算 62.0億円の内数)
- ・(独)鉄道建設・運輸施設支援機構の共有建造制度、特別償却制度
- ・内航船省エネルギー
- ・次期計画においても、上記の対策等により、船舶分野の低・脱炭素化に向けた取組を推進する。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

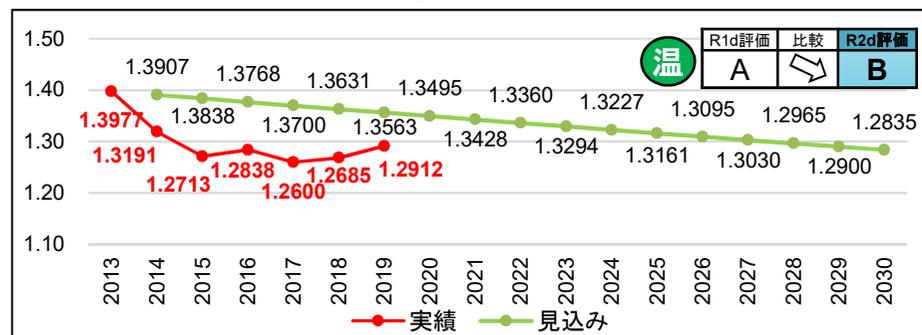
項目1-6 鉄道・船舶・航空における低炭素化

航空における低炭素化の促進

1. 排出削減量の見込と実績

 (万t-CO₂)


2. 指標(単位輸送量当たりのCO₂排出量)

 (kg-CO₂/トンキロ)


3. 評価

2019年度の排出削減量の実績値は増加傾向にあり、同年度の目標水準見込みを達成している。

2019年度の対策評価指標の実績値は前年度と同等または若干増加したが、同年度の目標水準見込みは達成している。

4. 対策・施策の追加・強化等

令和3年3月に、「航空機運航分野におけるCO₂削減に関する検討会」及び「空港分野におけるCO₂削減に関する検討会」を立ち上げたところ。航空機運航分野においては、機材・装備品等への新技術導入、管制の高度化による運航方式の改善、持続可能な航空燃料(SAF)の導入促進の方策、また空港分野においては空港の施設・車両からのCO₂排出削減等の取組みを加速するとともに、空港を再エネ拠点化する方策を検討し、次期計画における対策・施策への反映を検討する。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

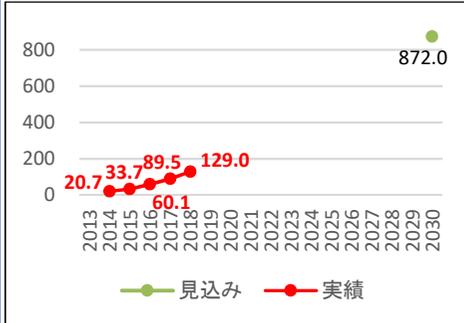
項目1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上

新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進

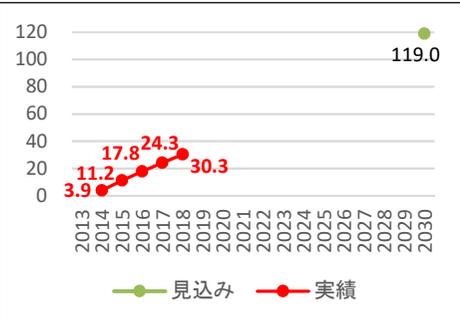
新築住宅

1. 排出削減量の見込と実績

新築住宅における省エネ基準適合の推進

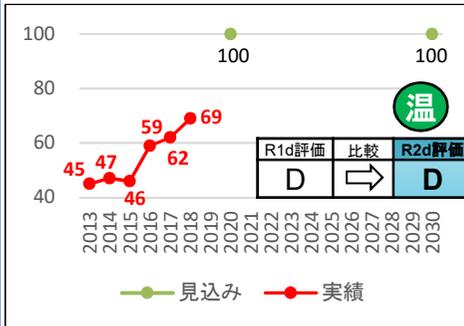


既存住宅の断熱改修の推進 (万t-CO₂)

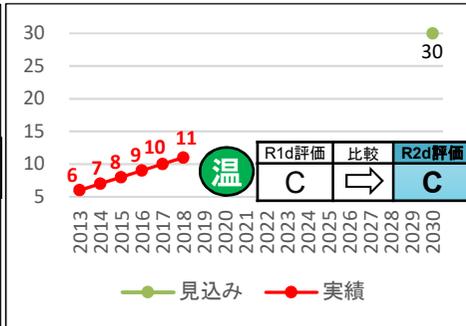


2. 指標

新築住宅の省エネ基準適合率 (%)



省エネ基準を満たす住宅ストックの割合



3. 評価

- ・新築住宅の省エネ基準適合率は、目標値の水準までにはさらなる施策が必要。
- ・省エネ基準を満たす住宅ストックの割合は目標に向けて緩やかに推移

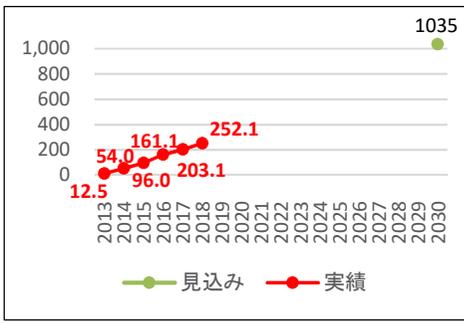
4. 対策・施策の追加・強化等

- ・次期計画においても引き続き、住宅・建築物の省エネ性能の向上を図る。
- ・なお、住宅・建築物の省エネ性能の向上を図るため、住宅トップランナー制度の対象に注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者を追加することや戸建住宅等における建築士から建築主への説明義務制度の創設などを内容とする「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)」が令和元年5月に公布され、令和3年4月に全面施行されることとなったところ。

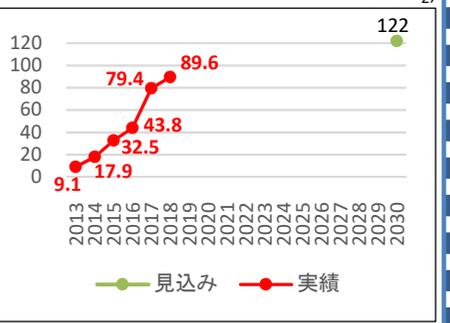
新築建築物

1. 排出削減量の見込と実績

新築建築物における省エネ基準適合の推進

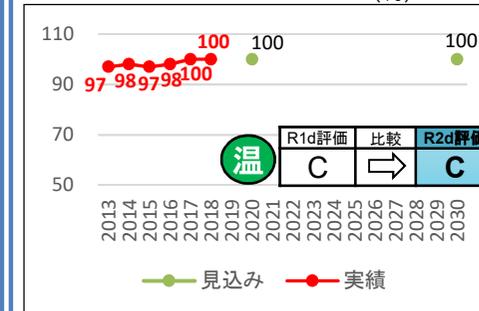


建築物の省エネ化(改修) (万t-CO₂)

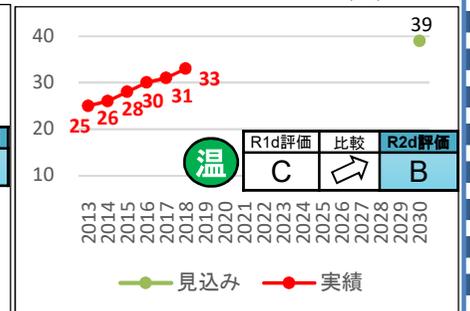


2. 指標

新築建築物(床面積2,000㎡以上)における省エネ基準適合率 (%)



省エネ基準を満たす建築物ストックの割合 (%)



3. 評価

- ・新築建築物の省エネ基準適合率は順調に推移。
- ・省エネ基準を満たす建築物ストックの割合は目標に向けて緩やかに推移。

4. 対策・施策の追加・強化等

- ・次期計画においても引き続き、住宅・建築物の省エネ性能の向上を図る。
- ・なお、住宅・建築物の省エネ性能の向上を図るため、省エネ基準への適合を建築確認の要件とする建築物の対象に中規模のオフィスビル等を追加することや小規模店舗等における建築士から建築主への説明義務制度の創設などを内容とする「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)」が令和元年5月に公布され、令和3年4月に全面施行されることとなったところ。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上

住宅・建築物のエネルギー性能の表示制度の開発・普及

1. 令和元年度の実績

説明会や省エネ診断・表示に関する補助制度等を通じて、BELSやeマークの普及促進を図った。令和元年度末までのBELSの表示実績は、累積で103,927件。

2. 令和2年度の取組

説明会等を通じて、BELSやeマークの普及促進を図った。また、ZEH(ゼロエネルギー住宅)に対する支援において、関係省庁(経済産業省・国土交通省・環境省)が連携し、BELSを活用した申請手続きの共通化を行った。

令和2年12月末までのBELSの表示実績は、累積で134,657件。

3. 評価

新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても引き続きBELS制度等の普及を図る。

(新築住宅)

R1d評価	比較	R2d評価
D	⇒	D

(新築建築物)

R1d評価	比較	R2d評価
C	⇒	C

長期優良住宅の普及促進

R1d評価	比較	R2d評価
D	⇒	D

1. 令和元年度の実績

令和元年度は、新築について107,295戸、増改築について242戸の長期優良住宅を認定した。

2. 令和2年度の取組

長期優良住宅の建築に対する財政的、金融的支援や制度の周知等により、長期優良住宅の普及を促進した。

3. 評価

新築住宅における省エネ基準適合の推進と同様。

4. 対策・施策の追加・強化等

- ・次期計画においても引き続き長期優良住宅の認定取得の普及・促進を図る
- ・なお、長期優良住宅の更なる普及促進により、優良な住宅ストック形成の更なる促進等を図るため、認定対象の拡大及び認定手続の合理化等を内容とする「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」を本通常国会に提出したところ。
- ・併せて、長期優良住宅の認定基準に係る省エネルギー性能の引き上げについて検討する。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上

低炭素建築物等の普及促進

1. 令和元年度の実績

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定低炭素建築物の実績は、令和元年度末までの累計で45,529件。

建築物省エネ法に基づく性能向上計画認定建築物の実績は、令和元年度末までの累計で1,490件。

2. 令和2年度の取組

低炭素建築物等の普及促進を図った。認定低炭素建築物の実績は、令和2年9月末までの累計で49,158件。性能向上計画認定建築物の実績は、令和2年9月末までの累計で1,754件。

3. 評価

新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても引き続き低炭素建築物等の普及推進を図る。

(新築住宅)

R1d評価	比較	R2d評価
D	⇒	D

(新築建築物)

R1d評価	比較	R2d評価
C	⇒	C

省エネ性能の優れた住宅・建築物に対する支援

1. 令和元年度の実績

省エネ性能の優れた住宅・建築物に対する支援を実施。

2. 令和2年度の取組

省エネ性能の優れた住宅・建築物に対する支援として、以下の取組を実施した。

- ・省エネ・省CO₂対策や木造化等に係る住宅・建築物のリーディングプロジェクトに対する支援
- ・既存建築物の省エネ改修に対する支援
- ・街区全体で高い省エネ性能を実現するプロジェクトに対する支援
- ・中小工務店による省エネ性能の高い住宅の整備等に対する支援 (ZEH(ゼロエネルギー住宅)については、関係省庁(経済産業省・国土交通省・環境省)が連携し支援を実施)
- ・既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資するリフォームに対する支援

3. 評価

新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても引き続き省エネ性能の優れた住宅・建築物に対する支援を図る。

(新築住宅)

R1d評価	比較	R2d評価
D	⇒	D

(新築建築物)

R1d評価	比較	R2d評価
C	⇒	C

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上

省エネ性能等に優れた木造住宅の供給促進

1. 令和元年度の実績

中小住宅生産者による地域材等を活用した木造の長期優良住宅等の整備に対する補助を実施。

2. 令和2年度の取組

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制による、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備に対する補助を引き続き実施。

3. 評価

新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても引き続き長期優良住宅等の整備に対する補助等を推進する。

(新築住宅)

R1d評価	比較	R2d評価
D	⇒	D

(新築建築物)

R1d評価	比較	R2d評価
C	⇒	C

社会資本整備総合交付金を活用した地域の創意工夫による省エネ住宅等の普及促進

1. 令和元年度の実績

○省エネ住宅等の普及促進に資する事業
事業主体数: 40 主体

※交付金事業であるため、令和元年度執行予定に関する調査を基にしたものであり、実際に取り組んだ事業主体の正確な数字は把握していない。

2. 令和2年度の取組

○省エネ住宅等の普及促進に資する事業
事業主体数: 22 主体

3. 評価

新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても引き続き省エネ住宅等の普及を促進する。

(新築住宅)

R1d評価	比較	R2d評価
D	⇒	D

(新築建築物)

R1d評価	比較	R2d評価
C	⇒	C

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上

住宅の省エネ促進のための税制措置

R1d評価	比較	R2d評価
D	⇒	D

1. 令和元年度の実績

①一定の基準に適合する認定低炭素住宅及び認定長期優良住宅に係る所得税、登録免許税等について、一般の住宅に比べ更に軽減する特例措置を実施。借入金の有無にかかわらず適用を受けることのできる、一定の基準に適合する認定住宅に係る所得税の特例措置(投資型減税)を実施。

②一定の要件を満たす住宅の省エネ改修工事等に充てた借入金を有する場合の所得税額の控除額に対する特例措置及び一定の要件を満たす住宅の省エネ改修工事を実施した場合の固定資産税の減額措置を実施。借入金の有無にかかわらず適用を受けることのできる、一定の要件を満たす住宅の省エネ改修工事を実施した場合の所得税の特例措置(投資型減税)を実施。

2. 令和2年度の取組

引き続き、普及促進を図った。

3. 評価

新築住宅における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き普及促進を図る。

証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅整備促進事業(フラット35S)による省エネルギー性に優れた住宅の誘導

R1d評価	比較	R2d評価
D	⇒	D

1. 令和元年度の実績

優良住宅整備促進事業(フラット35S)の資金実行件数: 80,498件

2. 令和2年度の取組

令和元年度に引き続き、独立行政法人住宅金融支援機構による証券化支援事業において、省エネルギー性等に優れた住宅を取得する場合の住宅ローンの金利引下げを実施した。

住宅・建築物の省エネルギー対策の推進を目的として、令和3年1月より、省エネルギー性の基準の一部について、断熱等性能等級4であることかつ一次エネルギー消費量等級4以上であること、に見直した。

3. 評価

新築住宅における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても引き続き普及促進を図る。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上

長期優良住宅に対応した住宅ローンの実施

R1d評価	比較	R2d評価
D	⇒	D

1. 令和元年度の実績

フラット50の資金実行件数: 278件

金利引継特約(※)付きフラット35の資金実行件数: 8,522件

※ 長期優良住宅の売却時に購入者へ住宅ローンを引き継ぐことができる特約

2. 令和2年度の取組

令和元年度に引き続き、独立行政法人住宅金融支援機構による証券化支援事業において、長期優良住宅を対象に、フラット50及び金利引継特約付きフラット35を実施した。

3. 評価

新築住宅における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても引き続き取組を実施する。

住宅・建築物のエネルギー消費量低減技術の効果実証と評価ツールの開発

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

現行の省エネ基準ではその効果が十分に評価できていない技術(太陽熱を利用した暖房設備や床下換気など)について、実証実験などの結果を用い評価ツールへの追加を行うとともに、既存の評価ツールの簡易化(モデル建物によるコジェネレーションシステム、共同住宅のフロア毎の入力等)を行った。

評価ツールへの追加が難しい省エネ技術(評価方法の一般化は困難であるが試験方法等を定めることにより個別の設備等の評価が可能な技術(下水熱利用等))について、評価のためのガイドラインを策定し公表した。

2. 令和2年度の取組

現行の省エネ基準ではその効果が十分に評価できていない技術(地中熱を利用した暖房設備など)について、実証実験などの結果を用い評価ツールへの追加を行った。

評価ツールへの追加が難しい省エネ技術(評価方法の一般化は困難であるが試験方法等を定めることにより個別の設備等の評価が可能な技術(非住宅における地中熱利用等))について、評価のためのガイドラインの策定や、評価ツールへの追加を行った。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、住宅・建築物全体を通じた省エネ基準適合率に鑑みて省エネ評価の実効性を高める評価ツールの開発及び整備を行う。

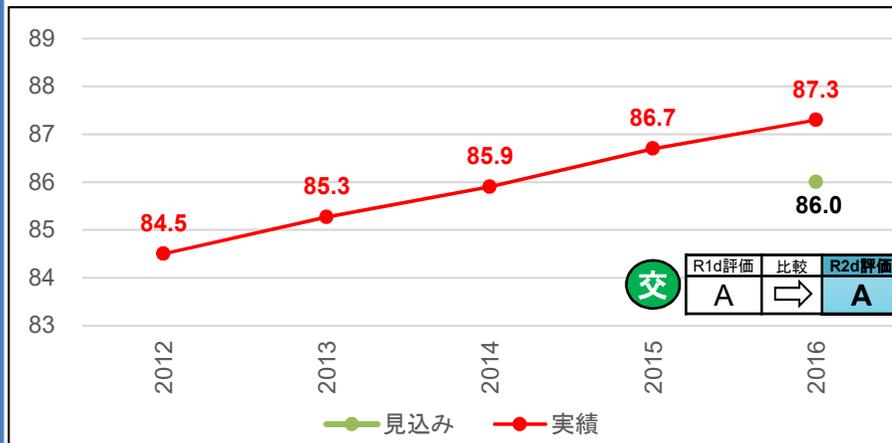
柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上

航路標識の自立型電源化

1. 指標

(航路標識の自立型電源導入率) (%)



R1d評価	比較	R2d評価
A	⇒	A

2. 令和元年度の実績

本施策は計画的に実施し、平成28年度をもって完了した。

3. 令和2年度 of 取組

取組なし。

4. 評価

本施策は計画的に実施し、平成28年度をもって完了した。

5. 対策・施策の追加・強化等

次期計画では激甚化する災害に対応した交通・物流システムの強化を図るため、交通・物流の機能確保の事前対策として新光源(高輝度LED)の活用等の航路標識の耐災害性強化を推進する。

環境負荷低減に配慮した官庁施設の整備

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

「官庁施設の環境安全性基準」に基づき、環境負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した官庁施設を整備した。

整備にあたっては、環境配慮型プロポーザル方式の採用や、LED照明器具など高効率な設備機器、太陽光発電設備、緑化を導入した。また、空調設備のエネルギーマネジメントを行うライフサイクルエネルギーマネジメント(LCEM)手法を活用した。

設備機器等の更新の際には、エネルギー効率の高い機器等の導入を図った。

2. 令和2年度 of 取組

環境負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した官庁施設を整備を推進する。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、LED照明器具など高効率な設備機器、太陽光発電設備、緑化を導入などにより、環境負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した官庁施設を整備を推進する。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

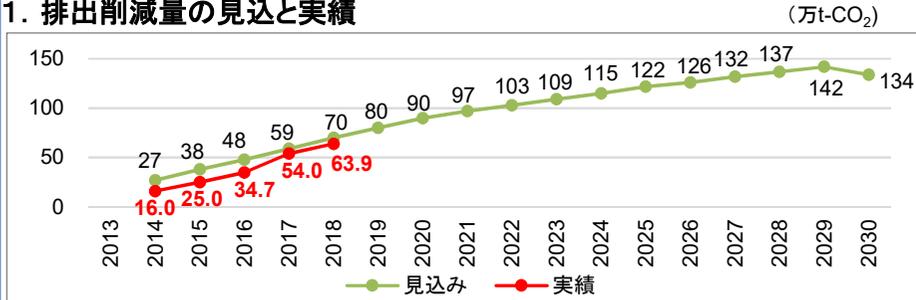
項目1-8 下水道における省エネ対策等の推進

※ 電力の排出係数は、将来の電源構成について見通しを立てることが困難であることから、エネルギーミックスのある2030年度を除き、2013年度の排出係数に基づいて試算

下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）による省エネ技術の普及
 下水処理場における省エネ・省CO₂対策の推進
 2-3下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）による下水道資源の有効利用技術の普及
 2-3下水道資源の有効利用による創エネ等の推進

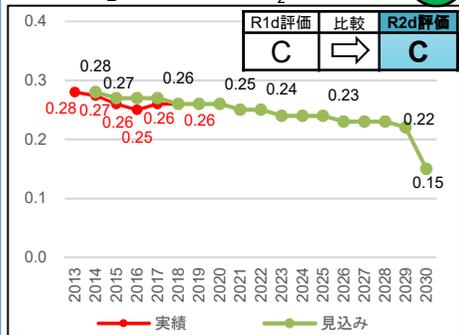
下水道における省エネ・創エネ対策の推進

1. 排出削減量の見込と実績

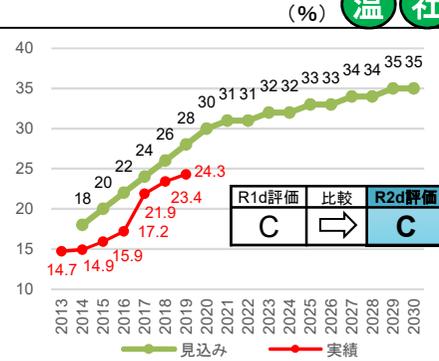


2. 指標

処理水量当たりエネルギー起源CO₂排出量 (t-CO₂/千m³)



下水污泥エネルギー化率 (%)



3. 評価

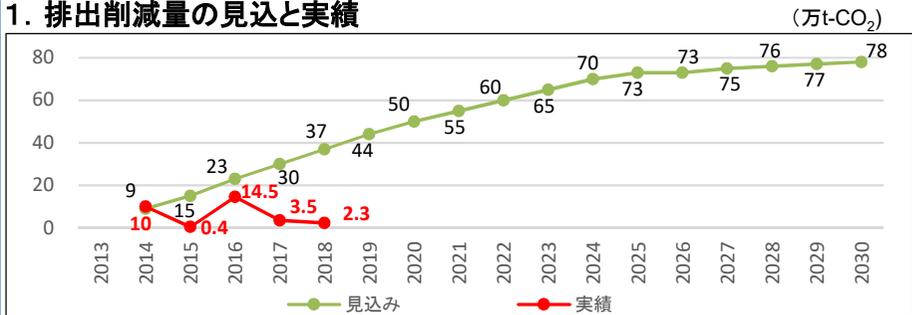
処理水量当たりエネルギー起源CO₂排出量、下水污泥エネルギー化率、CO₂排出量については、全体として概ね目標を達成している。

4. 対策・施策の追加・強化等

- ・平成27年5月の下水道法改正では発生污泥の燃料としての再生利用に関する努力義務を規定。
- ・平成27年3月に下水污泥エネルギー化ガイドラインの策定（平成28年3月改訂）、平成28年4月に下水道における地球温暖化対策マニュアルを公表。
- ・次期計画においては、B-DASHプロジェクトガイドライン及びマニュアルの周知・活用推進等を行い、社会資本整備総合交付金等によりバイオガス化や固形燃料化、個別案件形成事業による地域バイオマスの集約を行い、創エネの取組の推進等及び処理場の省エネルギー化を推進する。

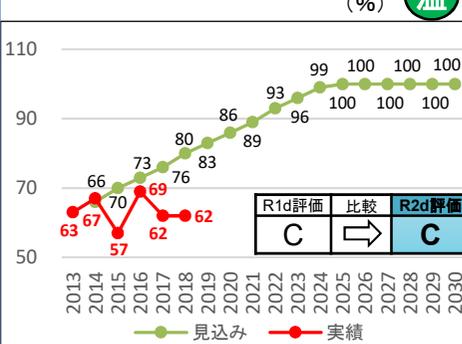
下水污泥焼却施設における燃焼の高度化

1. 排出削減量の見込と実績

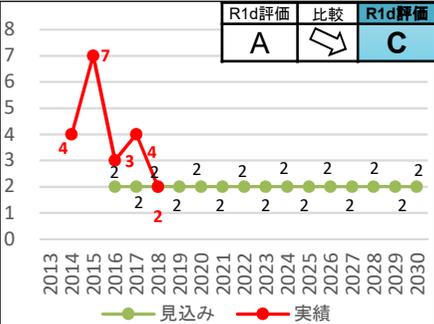


2. 指標

下水污泥焼却高度化率 (%)



新型炉・固形燃料化炉の設置基数 (基)



3. 評価

排出削減量、焼却高度化率の目標の達成にむけて更なる取組が必要。

4. 対策・施策の追加・強化等

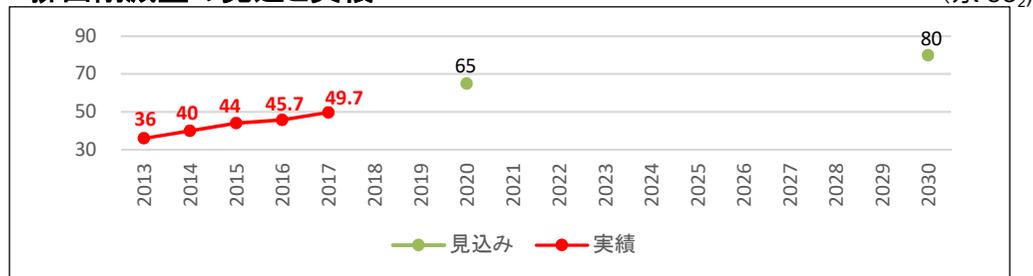
- ・流動床炉における高温焼却、新型炉・固形燃料化炉に関する技術情報の提供と設備整備の支援により普及推進
- ・平成30年度より、下水污泥焼却設備の設置・更新におけるN₂O排出削減技術導入の交付金対象要件化
- ・次期計画においては、B-DASHプロジェクトガイドライン及びマニュアルの周知・活用推進等を行い焼却施設における省CO₂化を進める。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

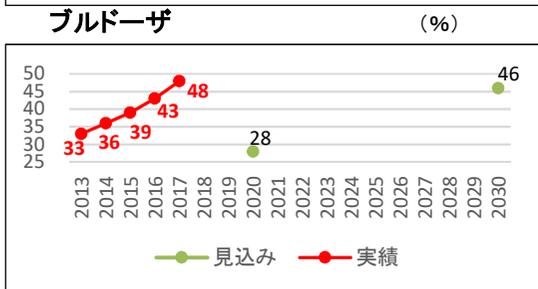
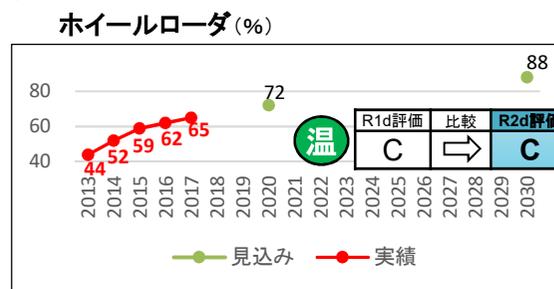
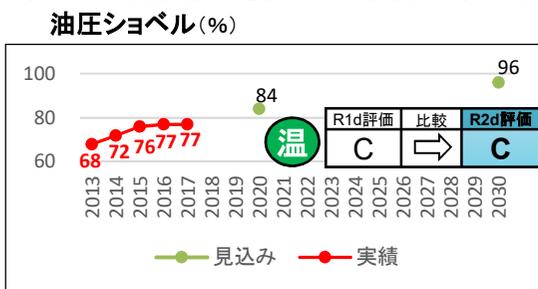
項目1-9 建設機械の環境対策等の推進

燃費性能の優れた建設機械の普及促進

1. 排出削減量の見込と実績



2. 指標(燃費性能の優れた建設機械等の普及率)



3. 評価

対策評価指標等については、順調に推移しており、2030年度目標水準と同等程度になると考えられる

4. 対策・施策の追加・強化等

- ・燃費基準達成建設機械認定制度等の認知度の向上
- ・認定機械への低利融資制度による普及支援

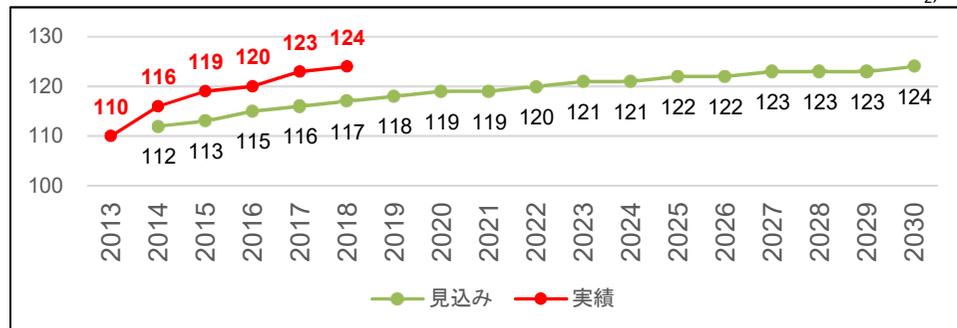
柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-10 温室効果ガスの吸収源対策の推進

都市緑化等の推進

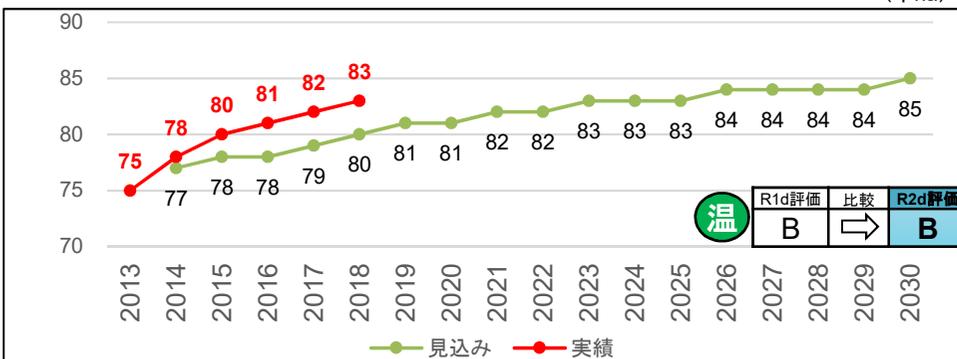
1. 吸収量の実績と見込み

(万t-CO₂)



2. 指標(都市公園等の整備面積:累計)

(千ha)



3. 評価

見込み値を上回る結果となった。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、引き続き都市公園の整備や道路、港湾等における都市緑化の更なる推進を図る。

※見込み値の根拠

吸収源となる都市公園、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等の緑地などの都市緑地の、平成20年から平成24年までの整備面積のトレンドを踏まえ、設定。

都市緑化等による吸収源の確保



柱2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進

- 項目2-1 海洋再生可能エネルギー利活用の推進
- 項目2-2 小水力発電等の推進
- 項目2-3 下水道バイオマス等の利用の推進
- 項目2-4 インフラ空間を活用した太陽光発電の推進
- 項目2-5 気象や気候の予測・過去の解析地の提供による風力・太陽光発電の立地選定等支援
- 項目2-6 国土交通分野の技術力を活用した水素社会実現に向けた貢献の推進

項目2-1 海洋再生可能エネルギー利活用の推進

港湾における洋上風力発電施設の導入円滑化

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

再エネ海域利用法(平成30年法律第89号)の運用に向けて、令和元年5月に関係省庁と連携して再エネ海域利用法の基本方針を策定するとともに、同6月には、「海洋再生可能エネルギー発電設備促進区域指定ガイドライン」、「一般海域における占用公募制度の運用指針」を策定した。また、翌2年2月に改正港湾法の施行により、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(基地港湾)において、国による港湾施設の長期貸付及び複数の発電事業者間の利用調整を可能とする法制度が整備された。

2. 令和2年度の取組

再エネ海域利用法に基づく促進区域について、令和3年2月時点で『長崎県五島市沖』『秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖』『秋田県由利本荘市沖(北側)』『秋田県由利本荘市沖(南側)』『千葉県銚子市沖』の5区域を促進区域として指定している。また、令和2年7月に新たに4区域を有望な区域として整理している。また、改正港湾法(令和2年2月施行)に基づき能代港、秋田港、鹿島港、北九州港の4港を基地港湾として指定し、既に地耐力強化などの必要な整備に着手。

3. 評価

令和3年2月時点で指定されている全ての促進区域について公募手続きを開始しており、新たに有望な区域に整理した4区域についても、協議会の組織を設立する等、促進区域の指定に向けた手続きを着実に進めている。また、経済産業省と合同で「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」を設立し、第1回を令和2年7月に、第2回を同年12月に開催している。当協議会の第2回において「洋上風力産業ビジョン(第1次)」を策定し、洋上風力発電の導入促進に着実に取り組んでいるところ。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、引き続き、経済産業省はじめ関係者と連携して、洋上風力発電の導入促進に向けた取り組みを進めるとともに、基地港湾のあり方に関する検討を行う。

浮体式・浮遊式の海洋エネルギー利用促進に向けた安全・環境対策

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

浮体式洋上風力発電施設の安全性を確保しつつ、建造コスト・設置コスト低減につながる浮体構造の簡素化等を実現する設計・安全評価手法(新素材を用いた係留方法や浮体構造等の導入)について、有識者等から構成される検討会を開催して技術的検討を実施した。

また、平成30年度に実施した技術的検討(損傷時復原性の代替要件)の結果を踏まえ、関連する技術基準及びガイドラインを令和2年3月に改正した。

2. 令和2年度の取組

令和元年度に引き続き、浮体式洋上風力発電施設の建造コスト・設置コスト低減に向けて有識者等から構成される検討会を開催し、国際標準の動向を踏まえつつ、新素材を用いた係留方法や浮体等の設計・安全評価手法の確立のための技術的検討を実施している。

3. 評価

平成30年度までの検討結果(損傷時復原性の代替要件)を踏まえて技術基準を改正した他、浮体式洋上風力発電施設を構成する係留系に合成繊維索を用いた場合や浮体構造にコンクリートを用いた場合について、主に洋上設置時のそれらの挙動や特徴等に着目し、設計・安全評価手法の確立のための技術的検討を行う等、浮体式洋上風力発電の導入促進に向けた環境整備の取り組みが着実に進んでいる。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、浮体式洋上風力発電施設の設置後に実施される定期的な検査について、現在実施している検査内容と同等の安全性を担保しつつ、効率的かつ効果的な検査・モニタリング手法の効率化を実現するための技術的検討を実施し、技術基準や関連するガイドラインの見直し等を目指すとともに、浮体式洋上風力発電施設の安全評価手法の国際標準化等を進める。

項目2-2 小水力発電等の推進

登録制による従属発電の推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

登録制の活用により、従属発電の導入を促進した。

従属発電件数

平成20～24年度平均(登録制度導入前): 9件

令和元年度実績: 10件

※ダム等から放流される流水を利用した発電を除く。

2. 令和2年度 of 取組

登録制の活用により、従属発電の導入を促進した。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、引き続き、登録制の活用により、従属発電の導入を促進し、再エネ利用の拡大に努める。

小水力発電プロジェクト形成の支援

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

河川法に係る申請手続きの相談、データ提供、設置事例の提供などを行い小水力発電のプロジェクト形成を支援した。

また、小水力発電を検討している事業者等向けに、登録制及び取得に当たってのポイントの説明、設置事例の紹介、河川管理者の相談窓口などを記載したガイドブックを作成し、国土交通省HPで公開している。

窓口相談件数

平成30年度: 30件

令和元年度: 29件

(支援の例)

福井県坂井市の農業用水路に小水力発電を設置するプロジェクトについて、登録制にかかる手続き等の支援を行い、結果、設置に至った。

2. 令和2年度 of 取組

河川法に係る申請手続きの相談、データ提供、設置事例の提供などを行い小水力発電のプロジェクト形成を支援した。

砂防堰堤を活用した小水力発電を検討している事業者等に対して、情報提供等の技術的支援を実施した。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

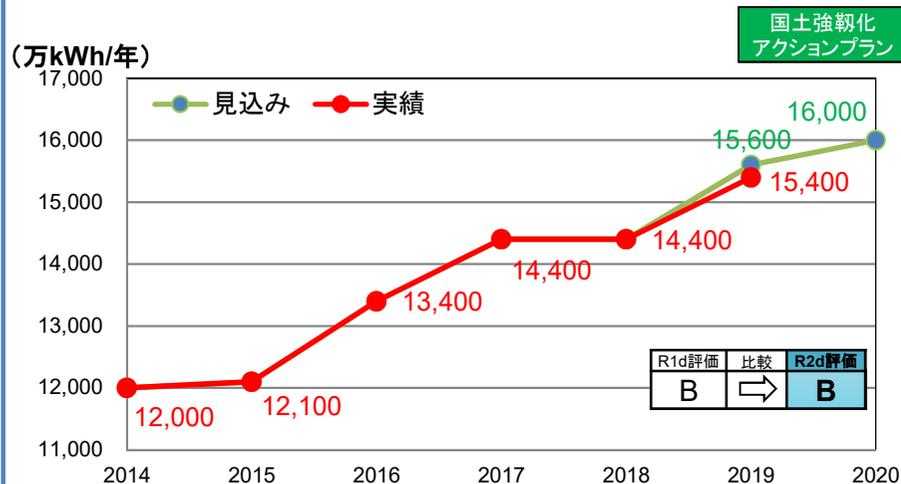
次期計画においても、引き続き、河川法に係る申請手続きの相談、データ提供、設置事例の提供などを行い小水力発電のプロジェクト形成を支援し、再エネ利用の拡大に努める。

柱2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進

項目2-2 小水力発電等の推進

小水力発電設備の設置等

1. 指標(直轄、水資源機構の管理するダムにおける管理用発電設備導入による発電増量)



国土強靱化
アクションプラン

1. 令和元年度の実績

直轄、水資源機構の管理する管理用発電設備の導入が可能なダムにおいて導入を促進。

2. 令和2年度の取組

- ・直轄、水資源機構の管理する管理用発電設備の導入が可能なダムにおいて導入。
- ・砂防堰堤において引き続き発電設備の導入を支援。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、引き続き、管理用発電設備の導入が可能なダムにおいて導入を促進する。

また、砂防堰堤において発電設備の導入を支援する。

■直轄管理ダム等において、導入可能性の「総点検」結果に基づき、ダム管理用発電を積極的に導入

導入前

導入後



■砂防堰堤については、小水力発電の導入を支援

柱2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進

項目2-3 下水道バイオマス等の利用の推進

下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）による下水道資源の有効利用技術の普及

1. 指標

R1d評価	比較	R2d評価
C	⇒	C

1-8 下水汚泥エネルギー化率（P32参照）

2. 令和元年度の実績

高効率消化システムによる地産地消エネルギー活用技術及び省エネ型汚泥焼却技術の実証成果を踏まえ、技術のガイドラインを策定し公表した。

下水汚泥の効率的なエネルギー利用に向け、平成30年度からの継続実証として、省エネ・低コストな水処理能力向上技術及び効率的な省エネ型バイオガス利活用技術の実証を実施した。

3. 令和2年度の実績

下水汚泥の効率的なエネルギー利用に向け、省エネ・低コストな水処理能力向上技術及び効率的な省エネ型バイオガス利活用技術の実証成果を踏まえ、技術のガイドラインを策定し公表した。

中小規模処理場間の広域汚泥処理の実現に向け、令和2年度から新規実証として、中小規模広域化におけるバイオマスボイラによる低コスト汚泥減量化技術の実証を実施した。

4. 評価

下水汚泥エネルギー化率については、平成27年の下水道法改正における努力義務化を受けて、近年大幅に伸びている。今後も施設の改築・更新にあわせたエネルギー化施設の導入が検討されており、より一層の増加が見込まれる。

5. 対策・施策の追加・強化等

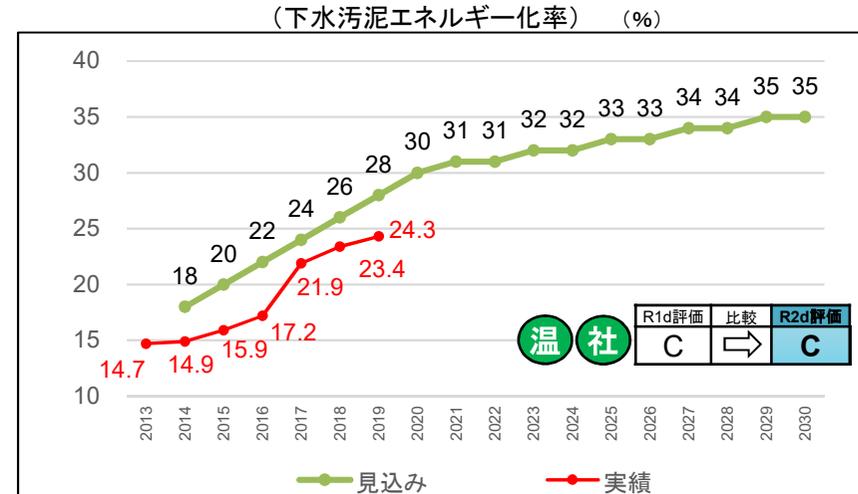
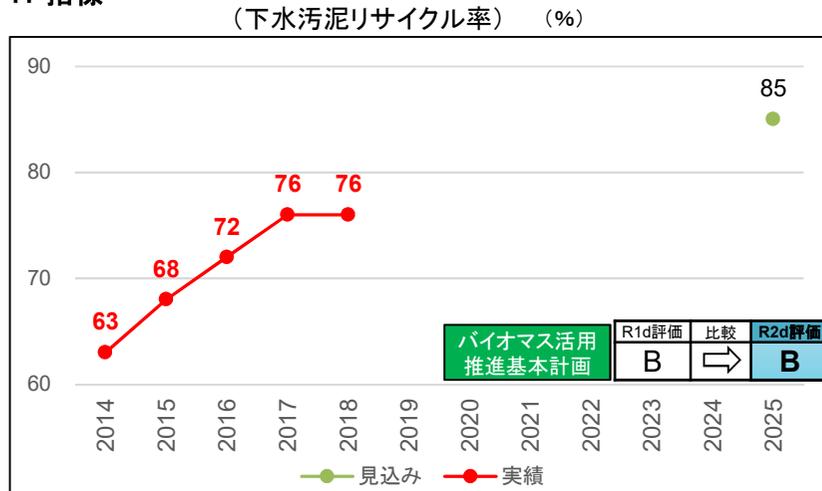
次期計画においては、B-DASHプロジェクトガイドラインの活用、社会資本整備総合交付金等によりバイオガス化や固形燃料化等のエネルギー化を推進する。

柱2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進

項目2-3 下水道バイオマス等の利用の推進

下水道資源の有効利用による創エネ等の推進

1. 指標



2. 令和元年度の実績

社会資本整備総合交付金事業等により、バイオガス化や固形燃料化等のエネルギー化を推進する。
 また、下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)において、高効率消化によるエネルギー活用技術、省エネ型汚泥焼却技術、省エネ・低コストな水処理能力向上技術の実証を行った。

3. 令和2年度の実績

社会資本整備総合交付金事業、下水道エネルギー拠点化コンシェルジュによるアドバイザー派遣、下水汚泥エネルギー化技術ガイドラインの普及展開等により、バイオガス化や固形燃料化等のエネルギー化を推進。
 また、下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)において、中小規模向け低コスト汚泥減量化技術の実証を行った。

4. 評価

下水汚泥エネルギー化率については、平成27年5月の下水道法改正による汚泥の燃料としての再生利用が努力義務化されたことを受け、近年大幅に伸びている。今後も施設の改築・更新にあわせたエネルギー化施設の導入が検討されており、より一層の増加が見込まれる。

5. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、B-DASHプロジェクトガイドラインの活用、社会資本整備総合交付金等によりバイオガス化や固形燃料化等のエネルギー化を推進する。

柱2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進

項目2-4 インフラ空間を活用した太陽光発電の推進

公共インフラ空間（官庁施設、下水道、道路、公園、港湾、空港等）における太陽光発電設備の導入促進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

- 下水処理場においては、固定価格買取制度(FIT)を活用し、民間事業者への処理場敷地を貸付するなど、下水処理場における太陽光パネルの設置を推進。
- 道路施設においては、道路管理者として、サービスエリアや道の駅等において太陽光等の再生可能エネルギー発電設備を活用。また、道路区域や都市公園においては、民間事業者等が太陽光発電設備等を占用物件として設置することが可能。
- 港湾施設においては、港湾管理者によって太陽光発電設備の導入を推進。
- 空港施設においては、空港の運営に伴うエネルギー消費量の削減等に取り組むエコエアポートの取組を推進。
- 官庁施設においては、合同庁舎等への太陽光発電設備の導入を推進。

2. 令和2年度の取組

引き続き、公的主体等による太陽光発電設備の設置や、民間事業者への土地賃貸等による設備の設置を推進した。

3. 評価

着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、公的主体等による太陽光発電設備の設置や、民間事業者への土地賃貸等による設備の設置を推進し、太陽光発電の導入促進に貢献していく。

道路施設



名古屋環状2号線
(名古屋市・2000kW規模)

空港施設



羽田空港・貨物ターミナル
(国際線・2,000kW規模)

官庁施設



高松サポート合同庁舎(南館)
(高松市・10kW規模)

下水処理場



神奈川水再生センター
(横浜市・約900kW規模)

港湾施設



横浜港
(横浜市・300kW規模)

項目2-5 気象や気候の予測・過去の解析値の提供による風力・太陽光発電の立地選定等支援

再生可能エネルギー開発・運用に資する気象情報の提供

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

- ・次期長期再解析のための気候同化システムの開発、入力データとして用いる観測データの整備を行うとともに、プロダクト作成のため本計算を開始した。
- ・数値予報モデルの精緻化に向け、数値予報モデルの物理過程及び不確実性を考慮するためのアンサンブル手法の開発を実施した。

2. 令和2年度の取組

- ・引き続き次期長期再解析で用いる観測データの整備、プロダクト作成のため本計算を実施するとともに、プロダクトの品質評価を進めた。
- ・引き続き数値予報モデルの精緻化に向け、数値予報モデルの鉛直高解像度化などの技術開発を継続して実施した。

3. 評価

最新の数値解析予報技術に基づく新たな長期再解析の実施に向けて、気候同化システムの開発、観測データの整備を実施するとともに、プロダクト作成のための本計算、プロダクトの品質評価を進めるなど、取組を着実に実施した。

また、数値予報モデルの精緻化に向けて、物理過程の改良及び予測の不確実性を考慮するためのアンサンブル手法の開発を着実に実施するとともに、鉛直高解像度化などの技術開発を進めた。

4. 対策・施策の追加・強化等

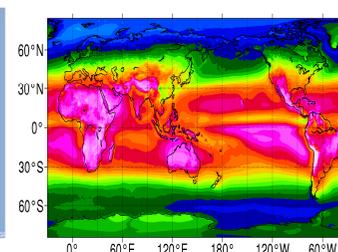
- ・発電施設の立地選定に係る気象条件の事前評価に利用可能な気象資料として、1958年から現在までの期間にわたって一貫した品質を持つ気候の再現データ「気象庁55年長期再解析(JRA-55)」を気象業務支援センター等を通じて提供している。
- ・次期計画においては、最新の数値解析予報技術に基づく新たな長期再解析を実施することにより、対象期間がさらに長く、解像度がより精細で、物理法則に従いつつも観測データに近いという、高精度の気候の再現データを提供する。
- ・さらには、再生可能エネルギーの発電予測及び電力消費予測に資する正確な気象情報を提供するため、雲の予測に重要な陸上・海上における水蒸気観測や、より多くの観測データを数値予報モデルに取り込んでいくなど、気象予測の精度を継続的に向上させていく。

【観測データ】



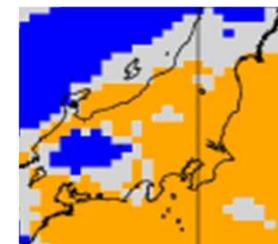
風の観測値

【気候再現データ】



世界の年平均太陽放射量

【予測データ】



数値予報から算出した
天気分布図

安定運用

発電量の適切な予測に基づく、発電設備の効率的・安定的な運用



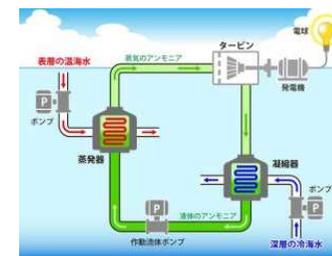
風力発電

立地選定

効率的な発電を行うために、どの地域に発電設備を設けるかの検討



太陽光発電



海洋温度差発電

柱2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進

項目2-6 国土交通分野における技術力を活用した水素社会実現に向けた貢献の推進

燃料電池自動車に係る基準の整備等

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

(道路運送車両法の保安基準の取組)
 「水素及び燃料電池の自動車に関する国連規則(UNR)」の国内導入に向けて、道路運送車両法の保安基準等の改正を行い、平成28年6月に公布・施行を行った。これに伴い、燃料電池自動車の認証の相互承認が可能となった。

(建築基準法の取組)
 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)における第二種製造者に当たる小規模な圧縮水素スタンドについて、特定行政庁の許可を得ることなく市街地に設置可能となるよう告示(平成17年国土交通省告示第359号)を平成29年5月に改正した。

2. 令和2年度の取組

(道路運送車両法の保安基準の取組)

(建築基準法の取組)
 平成29年度の告示改正により対応済み。

3. 評価

着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

(道路運送車両法の保安基準の取組)
 次期計画においても、燃料電池自動車に係る車両の保安基準等の見直しや認証の相互承認に向け検討を進める必要がある。

—

水素社会実現に向けた安全対策

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

平成29年度に当初の目標であった安全ガイドライン作成を完了している。

2. 令和2年度の取組

平成29年度に当初の目標であった安全ガイドライン作成を完了している。

3. 評価

燃料電池船の実用化に向け、安全面に係る技術的課題を整理し、ガイドラインを作成し、着実に成果を得た。

4. 対策・施策の追加・強化等

—

—

柱2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進

項目2-6 国土交通分野における技術力を活用した水素社会実現に向けた貢献の推進

液化水素の海上輸送体制の確立

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

安全基準の取組については平成28年度に達成済み。

2. 令和2年度の取組

安全基準の取組については平成28年度に達成済み。

3. 評価

我が国主導のもと、液化水素運搬船の安全基準案が暫定勧告として採択され、着実に成果を得た。

4. 対策・施策の追加・強化等

安全基準の取組については、平成28年度に達成済み。水素サプライチェーンの構築/水素の利活用については、経済産業省が引き続き推進していく。

パイロットプロジェクト 2020年頃に実証試験開始予定

パイロット荷役基地
(神戸市 神戸空港北東部)



パイロット船イメージ



商用プラントのイメージ

褐炭から水素を製造
(製造時に発生するCO₂は豪州で処理)

ラトロブバレー

【未利用資源 褐炭】

- ・水分が多く輸送効率が低い
- ・自然発火の危険性あり

メルボルン

● ブリスベン

● シドニー

● キャンベラ

日本へ海上輸送



商用船イメージ

柱3 地球温暖化対策・適応策の推進

- 項目3-1 適応計画の策定及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進

柱3 地球温暖化対策・適応策の推進

項目3-1 適応計画の策定及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進

「国土交通省の適応計画」の策定・総合的な対策推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

気候変動適応法に基づく「気候変動適応に関する研究機関連絡会議」の設置に関して、環境省から関係研究機関の連携・協力依頼があったため、国土交通省関係研究機関の推薦を行った。

気候変動適応に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応法に基づき設置される気候変動適応推進会議において、関係行政機関と災害激甚化に係る気候変動適応の取り組みに関する情報共有や、気候変動適応計画のフォローアップを実施した。

2. 令和2年度の取組

引き続き、気候変動適応推進会議に参加するとともに、令和2年12月に環境省が公表した「気候変動影響評価報告書」の作成に係る対応を行った。また、令和3年度に予定されている国土交通省気候変動適応計画の改定のに向けた検討を開始した。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

「平成30年11月の国土交通省気候変動適応計画の改定以降にとりまとめられた、下掲プロジェクト、報告書等の内容を勘案しつつ、国土交通省気候変動適応計画の全般的な見直しを行う。見直しにあたっては、気候変動影響への適応のみならず、地球温暖化の緩和、自然共生、資源循環等の環境施策全般との連関の観点での検討を行うものとする。

(勘案すべきプロジェクト、報告書等)

- ・総力戦で挑む防災・減災プロジェクト(令和2年7月国交省とりまとめ)
- ・日本の気候変動2020(令和2年12月文部科学省・気象庁)
- ・気候変動影響評価報告書(第2次)(令和2年12月環境省)

気候変動適応策策定に資する監視・予測情報の提供

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

・平成30年度に作成した「地球温暖化予測情報第9巻」の都道府県版などを活用して、地方公共団体等に監視・予測情報の提供・解説を行った。

・大気海洋環境の観測・監視を実施し、これらの結果をとりまとめ、年報「気候変動監視レポート2018」として公表した。

2. 令和2年度の取組

・「気候変動に関する懇談会」の助言を踏まえ、文部科学省と共に日本の気候変動に関する自然科学的知見を取りまとめ、「日本の気候変動2020」として公表した。また、同報告書及びその内容の周知に努めた。

・大気海洋環境の観測・監視を実施し、これらの結果をとりまとめ、年報「気候変動監視レポート2019」として公表した。

3. 評価

国、地方公共団体、事業者等における気候変動対策に資するため、温室効果ガス濃度の詳細な分布や気候変動に関する長期的な監視・予測情報の提供を着実に実施した。

4. 対策・施策の追加・強化等

・次期計画においても、引き続き大気海洋環境の観測・監視を実施し、温室効果ガス濃度の詳細な分布や気候変動に関する長期的な監視・予測情報等を提供する。

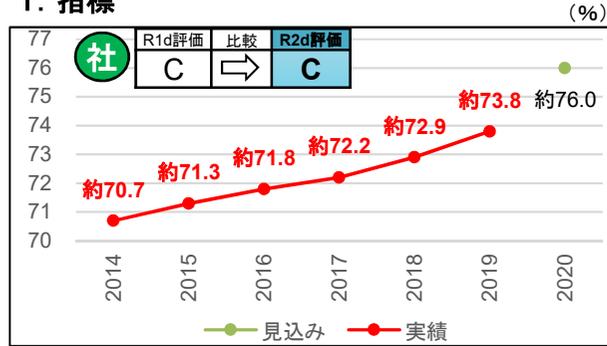
・引き続き「日本の気候変動2020」の普及に努めるとともに、次期計画においては、この報告書を基に、地方単位での気候変動の観測事実と将来予測を取りまとめて提供することで、地方公共団体等における気候変動緩和・適応策や影響評価の基盤情報としての利便性を向上させる。

柱3 地球温暖化対策・適応策の推進

項目3-1 適応計画の策定及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進

水害に対する適応策の推進

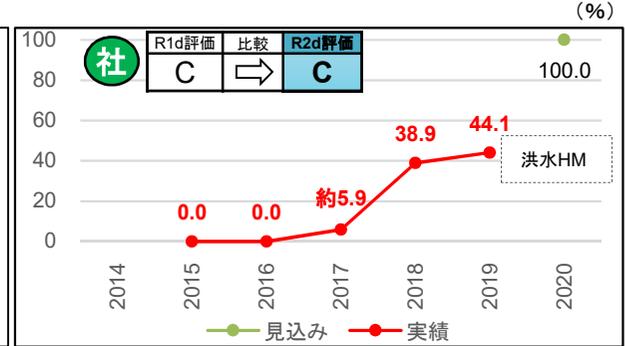
1. 指標



(人口・産業集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率)



(最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合)



(最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合)

2. 令和元年度の実績

- 河道掘削や堤防整備等の河川改修、洪水調節施設の整備を着実に推進。
- 洪水・内水・高潮については浸水想定区域の指定を促進するとともに、最大クラスに対応したハザードマップの作成・公表及び訓練の実施を促進した。

3. 令和2年度の取組

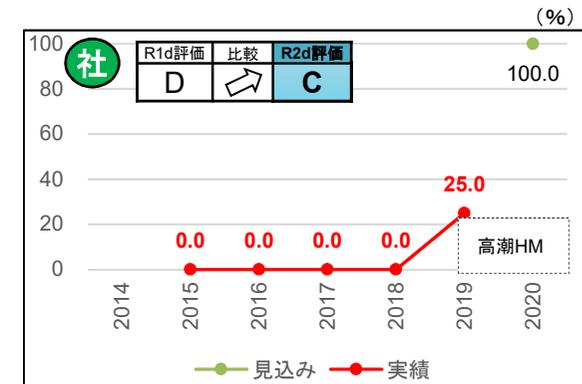
- 河道掘削や堤防整備等の河川改修、洪水調節施設の整備を着実に推進。
- 洪水については、都道府県管理河川は、引き続き最大クラスの洪水浸水想定区域の指定を促進。
- 洪水ハザードマップを作成・公表し、訓練の実施が促進されるよう、全国の水防担当者を対象とした会議を開催し、作成等に関する働きかけを行ったほか、国土強靱化3ヶ年緊急対策等による財政的な支援や、ハザードマップ作成や活用に関する相談窓口の設置等の技術的支援を実施した。
また、大規模氾濫減災協議会等の場を通じ、訓練等での利活用の状況を共有。
- 内水については、地下街を有する都市等の地方公共団体と連携することで、最大クラスの内水に対する浸水想定区域及び水位周知下水道の指定に向けた取組を促進し、令和2年度には福岡市、広島市において指定がなされた。
また、内水ハザードマップを作成・公表し、訓練の実施が促進されるよう、対象団体が参加する会議において作成等に関する働きかけを行ったほか、国土強靱化3ヶ年緊急対策等による財政的な支援や、ハザードマップ作成や活用に関する相談窓口の設置等の技術的支援を実施した。
- 高潮については、三大湾等を有する地方公共団体と連携し、最大クラスの高潮に対する浸水想定区域及び水位周知海岸の指定に向けた取組を促進。
また、最大クラスに対応したハザードマップを作成・公表し、訓練の実施が促進されるよう、全国の水防担当者を対象とした会議を開催し、作成等に関する働きかけを行ったほか、国土強靱化3ヶ年緊急対策等による財政的な支援や、ハザードマップ作成や活用に関する相談窓口の設置等の技術的支援を実施した。

4. 評価

- 河川の整備率については、ダムなど大規模な整備を実施している地域では完成するまで効果が発現されないため、見かけ上、達成率には反映されていないが、事業は着実に進捗している。
- 訓練実施のためには、対象とする河川・下水道・海岸を指定し、浸水想定区域図を作成した後に、ハザードマップを作成する必要がある。
- 市町村において、最大クラスに対応したハザードマップが作成されているところであり、訓練実施に繋がる取組は着実に進捗。
- ハザードマップを作成した自治体において、速やかに訓練が実施できるよう、引き続き国が適切に支援。
- 令和2年度までに実施した取り組みにより、令和2年度末に目標水準と同等程度になる見込み。

5. 対策・施策の追加・強化等

- ・次期計画においても、引き続き、河川改修や洪水調節施設の整備の着実な進捗を図る。
- ・また、水害リスク情報空白域の解消を目的に、原則、住家等の防護対象のある一級及び二級河川において、洪水浸水想定区域の指定及びハザードマップの作成、公表を進めるとともに、ハザードマップ等を活用した訓練の実施を推進。



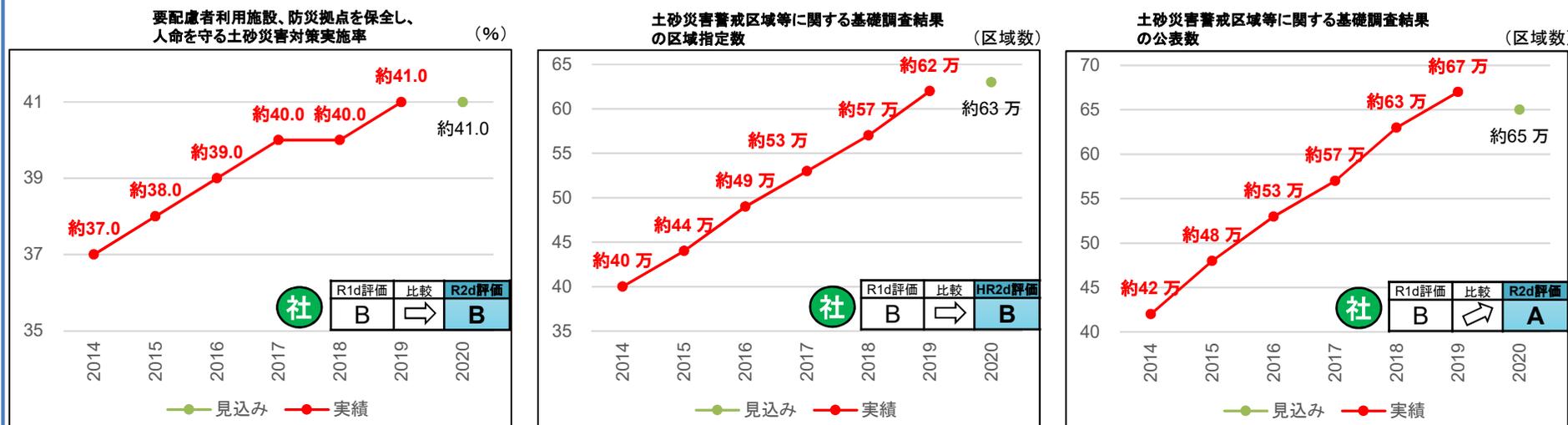
(最大クラスの高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合)

柱3 地球温暖化対策・適応策の推進

項目3-1 適応計画の策定及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進

土砂災害に対する適応策の推進

1. 指標



1. 令和元年度の実績

- ・土砂災害から人命を守る施設整備の重点的な実施
- ・土砂災害警戒区域等の指定による危険な区域の明示等

2. 令和2年度の取組

土砂災害から人命を守る施設整備の重点的な実施等を着実に推進。
土砂災害警戒区域等の指定による危険な区域の明示等を着実に推進。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、土砂災害から人命を守る施設整備の重点的な実施等について取り組んで行く。

次期計画においては、住居や地域の基礎的インフラ等の集約化にかかる取組や、自助・共助など地域の取組と連携した土砂災害対策を一層推進する。

柱3 地球温暖化対策・適応策の推進

項目3-1 適応計画の策定及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進

気候変動がもたらす災害リスクを最小化するための港湾施策

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

平成30年台風第21号に伴う高潮・高波による浸水被害を踏まえ、コンテナターミナルにおける電気系設備の浸水対策、コンテナの漂流対策等を推進した。また、令和元年房総半島台風及び東日本台風の被害を踏まえ、最新の手法で設計沖波等を更新し、主要な施設を対象に安定性等の照査を実施した。

さらに、近年頻発化・激甚化している台風による被害や切迫性が指摘されている大規模地震・津波への対応、令和元年9月に公表されたIPCC特別報告書等を踏まえ、今後の港湾における総合的な防災・減災対策のあり方について、令和元年11月より交通政策審議会港湾分科会防災部会において検討が行われた。

2. 令和2年度の取組

令和2年5月に「港湾等に来襲する想定を超えた高潮・高波・暴風対策検討委員会」における検討結果の最終とりまとめを行うとともに、各港での港湾BCPの策定の参考資料となる「港湾の事業継続計画(港湾BCP)策定ガイドライン」(改訂版)を公表した。

また、交通政策審議会より、「今後の港湾におけるハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策のあり方」について答申がなされ、台風に伴う高潮・高波等に対する施設の嵩上げ・補強や、新たに整備する施設に対して将来の海面水位の上昇を考慮した設計の導入等の施策の方向性等が示された。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、本答申を踏まえ、「自助」「共助」「公助」を含めたハード・ソフト一体となった総合的な防災対策の具体化に取り組み、災害に対して強靱な港湾機能の形成を進める。

海岸における気候変動の影響への適応策の推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

神奈川県(東京湾沿岸)、大阪府、兵庫県(大阪湾沿岸)、福岡県、徳島県で最大クラスの高潮に対する浸水想定区域図が公表された。

2. 令和2年度の取組

三大湾等を有する地方公共団体と連携し、最大クラスの高潮に対する浸水想定区域の指定及び水位周知海岸の指定に向けた取組を促進し、新たに静岡県(伊豆半島の一部)、愛知県、三重県、兵庫県(播磨、淡路沿岸、但馬沿岸)、愛媛県、香川県、宮崎県、鹿児島県(八代海沿岸)で高潮浸水想定区域図が公表されている。また、高潮浸水想定区域の指定・公表等を促進するために、令和2年6月に高潮浸水想定区域図作成の手引きを改定した。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、制度の見直しや技術支援等により、各都道府県における高潮浸水想定区域の指定・公表を一層推進していく。

柱3 地球温暖化対策・適応策の推進

項目3-1 適応計画の策定及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進

水資源分野における気候変動適応策の推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

危機的な渇水を想定し、これに対する平常時からの対応、渇水時における対応を時系列的に整理する「渇水対応タイムライン」について、平成31年3月に作成した「渇水対応タイムライン作成のためのガイドライン(初版)」をもとに、渇水による影響が大きい河川から順次作成を開始した。令和2年3月中国地方の斐伊川水系において同タイムラインの試行運用を開始した。

地方公共団体等が地下水マネジメントを円滑に導入できるよう、「地下水マネジメント導入のススメ」、「地下水マネジメントの形成の進め方」の統合版として「地下水マネジメントの手順書」を公表し、セミナー等において説明を行った。

また、リーフレット(雨水活用のススメ)を活用し、ホームページへの掲載や関係団体と連携しながらシンポジウムなどの場を利用し、普及啓発活動を行った。

2. 令和2年度の実績

渇水による影響が大きい水系から順次 渇水対応タイムラインの作成を推進した結果、令和3年1月末現在、国が管理する3水系で同タイムラインの運用を開始している。

地域における地下水の利用や課題等に取り組む地下水マネジメントの実施状況を把握するため、地方公共団体の地下水保全や利用等に関する条例の制定状況を調査、分類・整理し公表した。

また、関係団体と連携しながら雨水利用の実績を収集し、取り組みの参考となるようホームページへ掲載するなど、普及啓発活動を行った。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、引き続き全国の主要な水系で渇水対応タイムラインの作成等の施策を着実に推進させていく。

北極海航路の利活用に向けた環境整備

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

北極海航路の利用動向や課題等の調査を行うとともに、「北極海航路に係る産学官連携協議会」を開催(第9回:令和元年6月)し、関係省庁、民間事業者、研究機関との情報共有を図った。

2. 令和2年度の実績

北極海航路の利用動向や課題等の調査を行うとともに、「北極海航路に係る産学官連携協議会」を開催(第10回:令和2年8月)し、関係省庁、民間事業者、研究機関との情報共有を図った。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、北極海航路に係る調査を行うとともに、「北極海航路に係る産学官連携協議会」を開催し、関係省庁、民間事業者、研究機関との情報共有を図る。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

- 項目4-1 健全な水循環の確保等の推進
- 項目4-2 海の再生・保全
- 項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進
- 項目4-4 ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の充実強化

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-1 健全な水循環の確保等の推進

流域の総合的かつ一体的な管理

1. 令和元年度の実績

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

【流域水循環協議会設置・流域水循環計画策定の推進】

- ・「流域マネジメントの事例集」公表（令和元年10月）
- ・「流域水循環計画」公表（令和2年1月：12計画、合計44計画）

【普及啓発】

- ・「平成30年度水循環施策」を閣議決定（令和元年6月）
- ・「水を考えるつどい」開催（令和元年8月）
- ・「水循環セミナー」の開催（令和元年11月～2年1月）
- ・「水循環シンポジウム2020」開催（令和2年2月）

2. 令和2年度の取組

【基本計画改定】

- ・新しい「水循環基本計画」閣議決定（令和2年6月）

【流域水循環協議会設置・流域水循環計画策定の推進】

- ・「水循環アドバイザー制度」開始（令和2年8月）
- ・「流域マネジメントの事例集」作成（令和2年11月）
- ・「流域水循環計画」の公表（令和2年12月：10計画、令和3年3月：3計画、合計54計画）

【普及啓発】

- ・「令和元年度水循環施策」を閣議決定（令和2年6月）
- ・「水を考えるつどい」Web開催（令和2年11月）

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、引き続き、手引き・事例集の作成、更新、「流域水循環計画」公表、シンポジウム実施などの必要な支援を実施。

流域関係者連携による河川等の水質改善の推進

1. 令和元年度の実績

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者・下水道管理者等が一体となり水環境の改善を図る「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」に指定された河川や、湖沼水質保全特別措置法に指定された湖沼を中心に、水環境改善施策を推進。また、直轄区間においては15,664人の参加を得て453地点で水生生物調査を実施し、約64%の地点で「きれいな水」と判定された。

2. 令和2年度の取組

水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者・下水道管理者等が一体となり水環境の改善を図る「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」に指定された河川や、湖沼水質保全特別措置法に指定された湖沼を中心に、水環境改善施策を推進。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

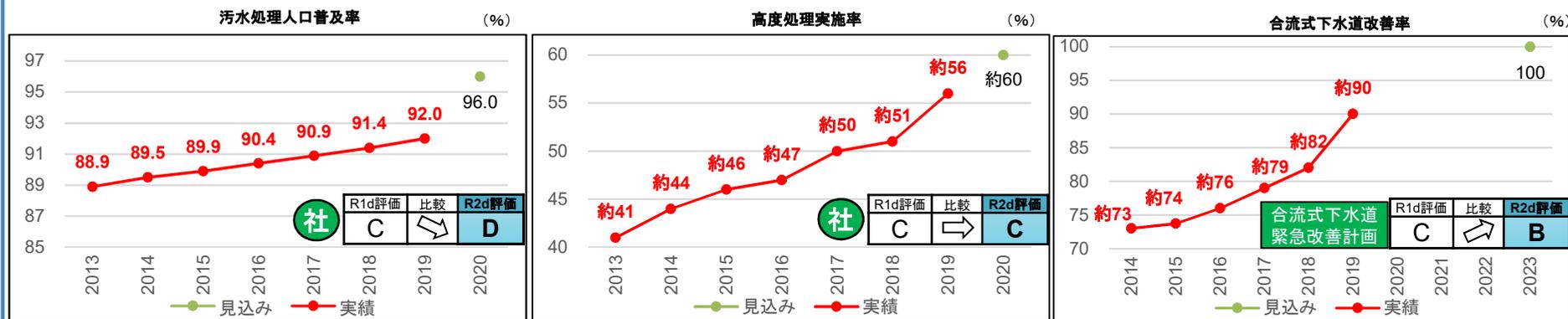
次期計画においても、地域の関係者と連携して、水環境改善のための取組を推進する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-1 健全な水循環の確保等の推進

下水道整備による水環境改善

1. 指標



2. 令和元年度の実績

- ・汚水処理の未普及地域の早期解消を目的として、地域特性に応じた適切な役割分担のもと、他の汚水処理施設との連携を一層強化しつつ、下水道の整備の推進を支援した。
- ・閉鎖性水域や水道水源等の水質保全上重要な地域において、下水処理場における既存施設の一部改造や運転管理の工夫による段階的な処理水質の向上等の高度処理の導入を支援した。
- ・合流式下水道の改善対策については、合流式下水道緊急改善事業等により、効率的・効果的な改善対策の推進を支援した。

3. 令和2年度の取組

引き続き、社会資本整備総合交付金等により、下水道の整備の推進を支援している。

4. 評価

- ・汚水処理人口普及率は、その伸びは過去のトレンドに比べて若干鈍化しているものの、着実に上昇していると評価できる。引き続き、下水道、集落排水、浄化槽等の適切な役割分担のもと着実な汚水処理施設整備を推進しているため、目標達成に向けて今後の普及率向上が見込まれる。
- ・高度処理実施率について、その伸びは着実に上昇していると評価できる。現在は、既存施設を活用した段階的な高度処理の導入に関するガイドラインを策定し普及を進めていることから、目標達成に向けて、今後の高度処理実施率向上が見込まれる。
- ・合流改善率については、令和5年度までに下水道法施行令対応が求められる16都市において合流改善事業が実施されており、令和5年度には目標数値を達成できる見込み。

5. 対策・施策の追加・強化等

- ・社会資本整備総合交付金等の支援により、施策を着実に推進していく。
- ・人口減少等の社会情勢の変化を踏まえたアクションプランや都道府県構想の随時の見直しや、きめ細やかな進捗管理、技術的助言を行うとともに、地域の実情に応じた低コスト技術の導入や官民連携の下水道整備手法の導入により、効率的な汚水処理施設整備を推進する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-1 健全な水循環の確保等の推進

ダムの弾力的管理

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

ダムの弾力的管理及び弾力的管理試験により、ダム下流の河川環境の保全に取り組んだ。令和元年度は、26ダムでダムの弾力的管理及び弾力的管理試験に取り組み、このうち17ダムで弾力的管理により生み出した水を使った活用放流を行った。

2. 令和2年度の取組

引き続き、ダムの弾力的管理及び弾力的管理試験を実施した。
令和2年度は25ダムでダムの弾力的管理及び弾力的管理試験に取り組み、このうち15ダムで弾力的管理により生み出した水を使った活用放流を行った。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、ダムの弾力的管理及び弾力的管理試験の実施により生物の生息環境および河川景観等の改善を促進する。

水力発電に伴う減水区間の解消による清流回復

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

発電ガイドラインの活用により、減水区間の清流回復を促進した。

取水による減水区間の清流回復距離
令和元年度(累計): 約5,800km
(※対策初年度は昭和63年)

2. 令和2年度の取組

発電ガイドラインの活用により、減水区間の清流回復を促進した。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、引き続き発電ガイドラインを活用することにより、減水区間の清流回復を促進する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-1 健全な水循環の確保等の推進

雨水貯留・浸透施策の整備等

1. 令和元年度の実績

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

関東・中部・近畿都市圏の8河川において、特定都市河川浸水被害対策法による特定都市河川・流域に指定し、浸水被害の防止のための雨水貯留施設等の流域対策を行った。雨水貯留浸透施設の設置については、防災・安全交付金による支援によって、自治体が整備を行った。

・特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置(H16創設)、特定都市河川浸水被害対策法9条に基づき設置される雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準を市町村の条例で定める割合に軽減する。

2. 令和2年度の取組

・継続的に自治体により雨水貯留浸透施設等の流域対策を行っている
 ・雨水貯留浸透施設整備促進税制についても継続実施。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、引き続き、関東・中部・近畿都市圏の8河川において、浸水被害の防止のための雨水貯留浸透施設等の流域対策を行う。雨水貯留浸透施設の設置については、防災・安全交付金による支援によって、自治体が整備を行う。

ダム貯水池における水質保全対策

1. 令和元年度の実績

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

ダム貯水池において、冷水放流、濁水長期化、富栄養化等に対処するため、選択取水設備や曝気循環設備を運用するなどの水質保全対策を実施した。

2. 令和2年度の取組

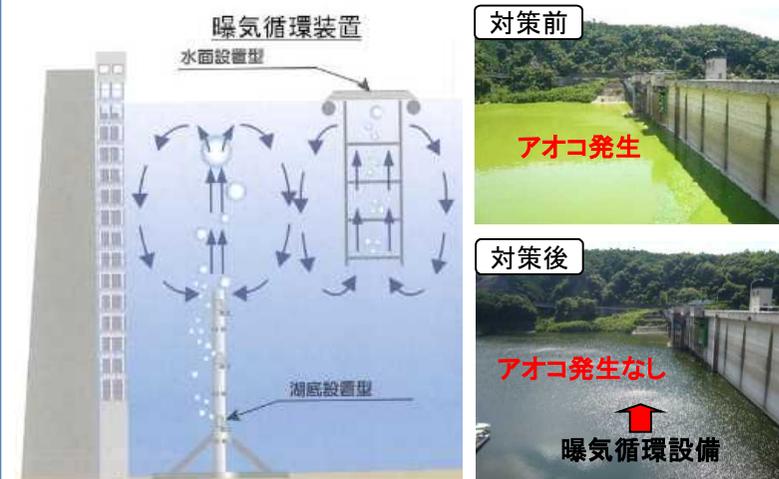
引き続き、ダム貯水池における水質保全対策を実施する。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、ダム貯水池における水質保全対策を実施する。
 【参考】水質保全対策の事例(曝気循環設備の運用)



柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-1 健全な水循環の確保等の推進

総合的な土砂管理の取組の推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

下流への土砂還元対策として、土砂流出をコントロールし適正な土砂移動を確保するため、透過型砂防えん堤の整備を推進した。また河道掘削土砂や浚渫土砂で養浜を行うなど、河道管理等と連携した海岸侵食対策を推進した。

<http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/dosyakanri.html>

2. 令和2年度の取組

引き続き、土砂の流れの変化に起因する問題の解決に向けた土砂移動の調査研究を進めるとともに、問題の発生している溪流、河川、海岸において総合的な土砂管理を踏まえた具体的な対策を進める。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、引き続き、土砂の流れの変化に起因する問題の解決に向けた土砂移動の調査研究を進めるとともに、問題の発生している溪流、河川、海岸において総合的な土砂管理を踏まえた具体的な対策を進める。

多様な水源の確保

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

地方公共団体等が地下水マネジメントを円滑に導入できるよう、「地下水マネジメント導入のススメ」、「地下水マネジメントの形成の進め方」の統合版として「地下水マネジメントの手順書」を公表し、セミナー等において説明を行った。

また、リーフレット（雨水活用のススメ）を活用し、ホームページへの掲載や関係団体と連携しながらシンポジウムなどの場を利用し、普及啓発活動を行った。

新世代下水道支援事業制度などにより、下水再生水や雨水の利用に係る取組を支援した。また、渇水時の下水再生水等の利用を促進するため、事務連絡を発出した。

2. 令和2年度の取組

地域における地下水の利用や課題等に取り組む地下水マネジメントの実施状況を把握するため、地方公共団体の地下水保全や利用等に関する条例の制定状況を調査、分類・整理し公表した。

また、関係団体と連携しながら雨水利用の実績を収集し、取り組みの参考となるようホームページへ掲載するなど、普及啓発活動を行った。新世代下水道支援事業制度などにより、下水再生水や雨水の利用に係る取組を支援した。また、渇水時の下水再生水等の利用を促進するため、事務連絡を発出した。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

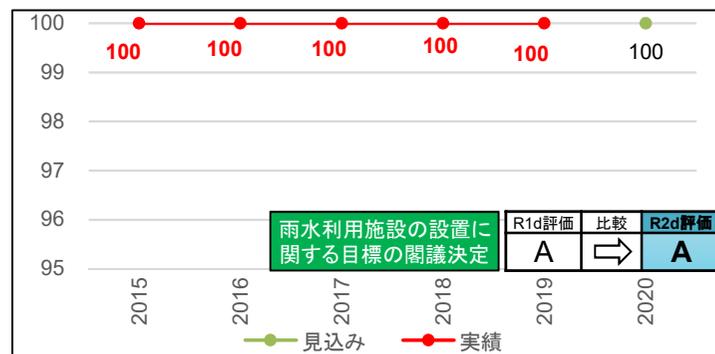
次期計画においては、検討した手法や事例、補助等を全国に広く展開する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-1 健全な水循環の確保等の推進

官庁施設における雨水利用・排水再利用の推進

1. 指標(国等の新築建築物における雨水利用施設設置率) (%)



2. 令和元年度の実績

雨水利用施設の設置に関する目標の閣議決定(平成27年3月)以降に事業に着手(設計業務の契約締結等)した建築物が目標の対象であり、令和元年度における目標の対象となる建築物は10棟。そのうち、雨水利用施設を設置した建築物は10棟。したがって、目標の達成状況は100%であった。また、「雨水利用・排水再利用設備計画基準」に基づき、官庁施設における雨水利用・排水再利用を推進した。

3. 令和2年度の取組

官庁施設における雨水利用・排水再利用を推進する。令和2年度における目標の達成状況については令和3年12月に公表予定。

4. 評価

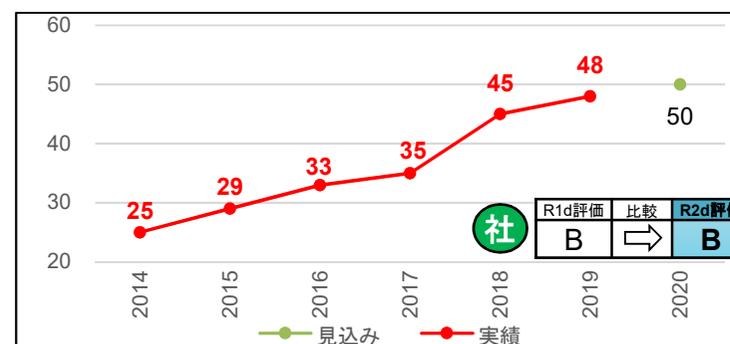
施策は着実に進捗している。

5. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、官庁施設における雨水利用・排水再利用を推進するために、官庁施設を新たに建設するに際し、その最下階床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合には、雨水の利用のための施設を設置を進める。

魅力ある水辺の創出

1. 指標(水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の割合)



1. 令和元年度の実績

水辺の賑わい創出に向け、平成28年6月2日より、民間事業者等がオープンカフェ等を用いて河川敷地を占有する場合の許可期間を、「3年以内」から「10年以内」へと延長した。併せて、民間事業者等の方々にも気軽にご利用いただける「かわまちづくりよろず相談窓口(略称:かわよろず)」を、水管理・国土保全局内に開設した。令和元年度末には、水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の割合は48%となっている。

かわまちづくり計画の登録件数は、令和元年度末時点で229箇所增加到り、かわまちづくり計画に基づく水辺整備を推進している。

2. 令和2年度の取組

令和2年度は、新型コロナウイルスにより、「かわまちづくり意見交換会」等の取組は予定していないが、各地域において工夫しながらかわまちづくり協議会等の取組は行われている。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の割合の増加に向け、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を一層推進する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-2 海の再生・保全

良好な海域環境の保全・再生・創出

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

港湾整備により発生した浚渫土砂等を有効活用した干潟等の保全、深掘り跡の埋戻しなどを青森港、阪南港等において実施した。

2. 令和2年度 of 取組

港湾整備により発生した浚渫土砂等を有効活用した干潟等の保全、深掘り跡の埋戻しなどを青森港、阪南港等において引き続き実施した。

3. 評価

干潟等の再生、深掘り跡の埋戻しなどの実施により、良好な海域環境の保全・再生が推進されていると評価できる。

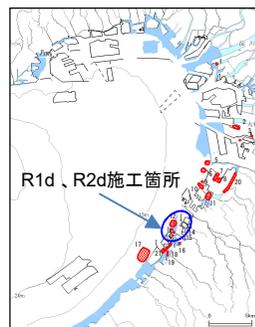
4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、干潟等の再生、深掘り跡の埋戻しなどの実施により、良好な海域環境の保全・再生を図る。

<事例> 深掘り跡の埋戻し(阪南港)



トレミー船による窪地への土砂投入



位置図

油流出事故への対応及び閉鎖性海域における漂流ごみの回収

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

「令和元年8月の前線に伴う大雨」等の豪雨災害で発生した漂流ごみ等の回収対応を実施。上記対応を含み、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海において約1,511千m³の漂流ごみ等を回収。また、船舶の事故等により発生した浮流油について、放水拡散、航走攪拌等により油の除去を実施。さらに、油流出事故発生時に迅速な対応が必要となるため、大型浚渫兼油回収船等による油回収訓練を実施。

2. 令和2年度 of 取組

「令和2年7月豪雨」等の豪雨災害で発生した漂流ごみ等の回収対応を実施。上記対応を含み、令和2年4月～12月までの東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海において約1,189千m³の漂流ごみを回収。また、船舶の事故等により発生した浮流油について、放水拡散、航走攪拌等により油の除去を実施。さらに、油流出事故発生時に迅速な対応が必要となるため、大型浚渫兼油回収船等による油回収訓練を実施。

3. 評価

閉鎖性海域では河川からのごみの流入や、船舶事故等による油の流出が発生した場合に、これらが海域に滞留するため、継続的に回収を実施する必要がある。登録施策の実施により、海域環境の保全を図るとともに船舶の安全かつ円滑な航行を確保している。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、大型浚渫兼油回収船等の広域ネットワークを活用し、港湾管理者、関係省庁や関係民間団体等と連携した漂流ごみ等又は油回収体制の更なる強化を推進するとともに、海洋短波レーダー等を利用した効率的な漂流ごみ等、油の回収を実施する。また、油流出事故や緊急確保航路及び開発保全航路の埋塞等に対応するための防災訓練等を実施する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-2 海の再生・保全

全国海の再生プロジェクト及び官民連携の推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

- ・東京湾、伊勢湾、大阪湾及び広島湾において、各湾の再生行動計画に基づき、干潟等の整備、陸域からの汚濁負荷削減対策、モニタリングデータの共有化・発信等を実施。
- ・令和元年夏季に、東京湾、伊勢湾、大阪湾及び広島湾にて、環境一斉調査を実施。
- ・東京湾沿岸に住む市民や企業、団体と国や自治体がともに、海の再生を考え行動するきっかけを提供する場として、令和元年10月に東京湾大感謝祭2019が横浜市で開催。
- ・海の再生プロジェクトの普及啓発、情報共有のため、行政機関やNPO等が参加した「海の再生全国会議」を令和2年2月に東京都内で開催。

2. 令和2年度の取組

- ・令和2年8月～9月、東京湾、伊勢湾、大阪湾及び広島湾にて、環境一斉調査を実施。
- ・令和2年10月、東京湾大感謝祭2020が横浜市で開催（オンライン）。
- ・令和3年2月、第15回海の再生全国会議を神戸市で開催（オンライン）。

3. 評価

東京湾、伊勢湾、大阪湾及び広島湾において、各湾の再生行動計画に基づき、関係省庁・自治体等の連携のもと、総合的な施策が実施されているとともに、東京湾においては「東京湾再生官民連携フォーラム」等と連携して東京湾再生の取組が実施されており、閉鎖性海域における環境改善のための施策が推進されていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

- ・各湾の再生行動計画に基づき、閉鎖性海域における環境改善のための総合的な施策を推進していく。
- ・東京湾においては、引き続き、東京湾再生官民連携フォーラムの企画運営委員会やPT活動を行い、東京湾再生に向けた取組を推進していく。

海域浄化対策事業の推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

該当する事案がなかったため、実績なし。

2. 令和2年度の取組

該当する事案がなかったため、実績なし。

3. 評価

海岸管理者が海域浄化対策を実施する交付金制度を継続しており、施策は推進されていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、必要に応じて当該事業制度を活用し、海域浄化対策を推進していく。



兵庫県において座礁した船舶の撤去状況

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-2 海の再生・保全

豊かで美しい海岸の環境の保全と回復

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

様々な要因により全国各地で海岸侵食が生じていることから、離岸堤・突堤等の整備や養浜等に加え、河川、海岸、港湾、漁港の各管理者間で連携したサンドバイパスやサンドリサイクル等の侵食対策を推進した。

新潟港海岸(新潟県)、宮崎海岸(宮崎県)等で事業を実施した。

2. 令和2年度の取組

上記の海岸等において継続して当該事業を実施している。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、当該事業等により海岸侵食対策を推進していく。



(例:新潟港海岸の養浜)

漂流・漂着ごみ対策

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

10県において当該事業を実施し、合計約3.7万m³の流木等を処理した。

2. 令和2年度の取組

海岸管理者が漂着流木等を処理する補助制度を活用しており、7県において当該事業を実施し、合計約3.0万m³の流木等を処理している。

3. 評価

海岸管理者が漂着流木等を処理する補助制度を継続しており、施策は推進されていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、当該事業制度を活用し、海岸漂着物の円滑な処理を推進していく。



(例:日高港海岸における漂着した流木等撤去状況)

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-2 海の再生・保全

バラスト水管理の適正化

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

我が国は「船舶バラスト水規制管理条約」及び「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に沿ってバラスト水処理設備の承認を進めており、令和元年度は3型式に承認を与えている。

2. 令和2年度 of 取組

規制の円滑な執行に向け、引き続きバラスト水処理設備の承認を進めている。

3. 評価

船舶のバラスト水を介した有害水生生物の越境移動による生態系の破壊等に対応するため、バラスト水排出基準等が定められた「船舶バラスト水規制管理条約」が採択されている。日本国籍船舶に搭載可能なバラスト水処理設備の承認を適切に進めるなど、国内対応を着実に推進することで、国際的なルールの確実な履行に取り組んでいる。

4. 対策・施策の追加・強化等

船舶バラスト水規制管理条約の改正により、令和4年6月から、バラスト水処理設備を船舶に搭載した後に性能試験を行うことが義務付けられる。次期計画においては、日本国籍船舶に同改正への円滑な対応を促すため、内部規定の整備や指導に取り組む。また、引き続き、バラスト水処理設備の承認を適切に進める。

船舶検査等執行体制の充実

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく船舶検査を3,327件行った。

海防法に基づく検査実績

3,326件(2018年度)
3,405件(2017年度)
3,196件(2016年度)

2. 令和2年度 of 取組

申請により検査を執行するため、検査の実績見込みを算出することは困難であるが、引き続き海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき環境基準に適しているか適切に検査を執行していく。

3. 評価

海洋汚染等防止法に基づく船舶検査3,327件を適切に実施し、船舶からの海洋汚染防止に向けて着実に取り組んでいる。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画期間中においても、引き続き適切な船舶検査を着実に実施する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-2 海の再生・保全

サブスタンダード船対策の推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

令和元年度は、4,688件の外国船舶に対するPSCを実施した。

2. 令和2年度の取組

令和2年度は、COVID-19の影響により外国船舶に対するPSC件数は2,000件超となる見込みだが、引き続きMARPOL条約等の不適合を含む欠陥を指摘し、是正させるため、適切にPSCを執行していく。

3. 評価

外国船舶に対するPSC検査を適切に実施し、サブスタンダード船(国際基準を満たさない船)の排除に向けて着実に取り組んでいる。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画期間中においても、引き続きサブスタンダード船排除のため、外国船舶に対するPSCを着実に実施する。

PSC = Port State Control

入港した外国籍船舶に対して、寄港国当局が船舶の構造・設備、海洋汚染防止設備、船員の資格要件等が国際条約に適合しているか確認するための検査



外国船舶
入港情報



PSC実施対象
船舶の決定



訪船し立入検査



是正命令書交付



船側で是正を実施

再度の訪船により
指摘箇所の是正確認



是正を確認



レポートを交付



東京MOUに報告、公表

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

都市における生物多様性の保全の推進

1. 指標(生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画策定割合) (%)



2. 令和元年度の実績

政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画について、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項のいずれかに、生物多様性の確保に関する項目が設置されている計画割合について、平成30年度の実績は、約52%となっている。

平成28年度策定した「都市の生物多様性指標(簡易版)」を地方公共団体において活用し、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を推進するため、「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」の策定をした。

3. 令和2年度の取組

昨年度策定した「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を地方公共団体等へ公表した。

4. 評価

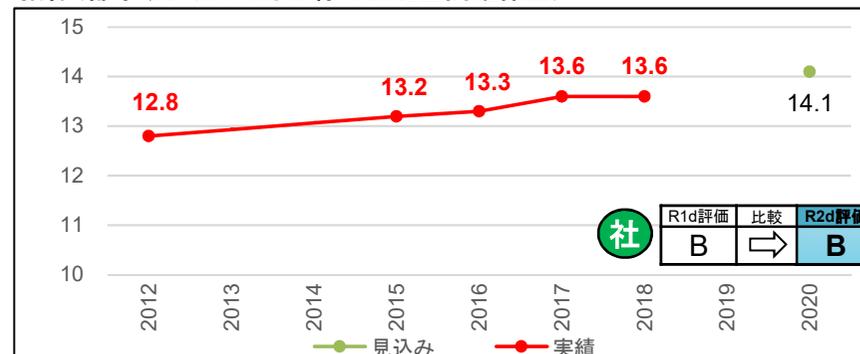
施策は着実に進捗している

5. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、「都市の生物多様性指標(簡易版)」や「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」等、これまで作成したものを活用し、都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定に資する技術的支援を引き続き行う。

水と緑のネットワーク形成によるうるおいあるまちづくり

1. 指標(都市域における水と緑の公的空間確保量) (㎡/人)



2. 令和元年度の実績

都市公園等整備及び緑地保全・緑化の取組の現況

- ・都市公園等整備: 127,321ha(平成30年度末)
- ・特別緑地保全地区: 621地区 2,818ha(平成30年度末)
- ・近郊緑地保全区域: 25区域 97,330ha(平成30年度末)
- ・近郊緑地特別保全地区: 30地区 3,746ha(平成30年度末)
- ・歴史的風土保存区域: 32区域 20,083ha(平成30年度末)
- ・歴史的風土特別保存地区: 60地区 6,428ha(平成30年度末)
- ・風致地区: 765地区 170,099ha(平成30年度末)
- ・市民緑地契約制度: 169地区 100ha(平成30年度末)
- ・認定市民緑地: 7地区(平成30年度末)
- ・保存樹、保存樹林の指定: 3,687本 293箇所 111ha(平成30年度末)

3. 令和2年度の取組

社会資本整備総合交付金等により引き続き都市公園等の整備及び都市における緑地の保全に関する事業を推進。

4. 評価

施策は着実に進捗している

5. 対策・施策の追加・強化等

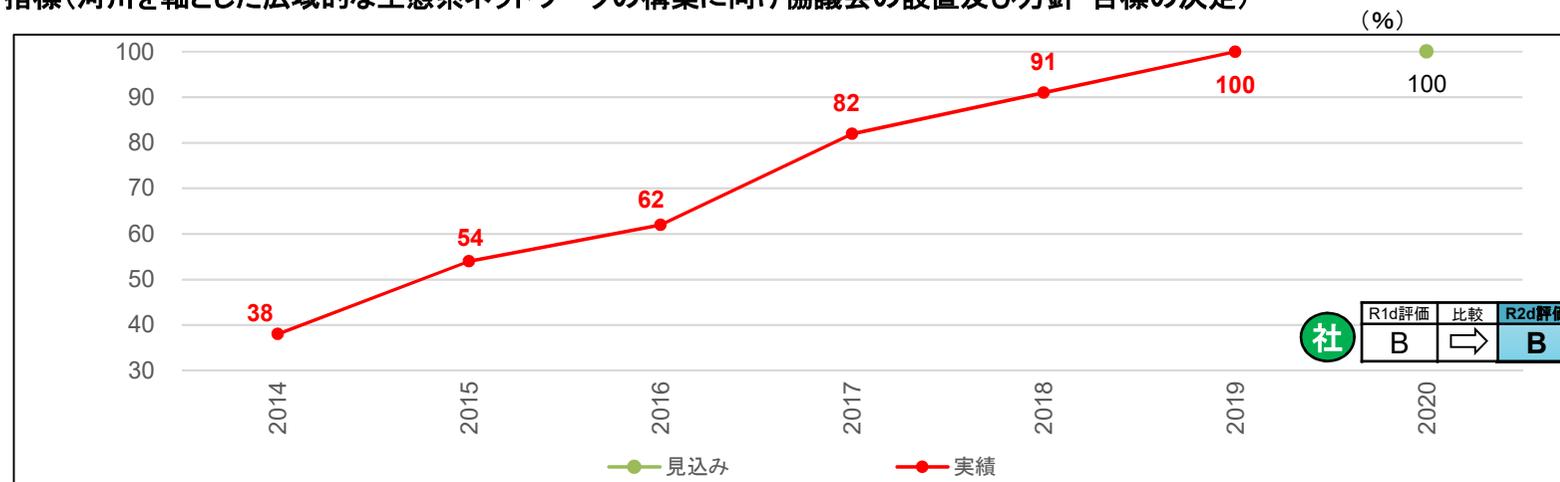
次期計画においては、都市の防災・減災にも貢献するグリーンインフラの取組等を促進するために、引き続き社会資本整備総合交付金等により引き続き都市公園等の整備及び都市における緑地の保全に関する事業を推進する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

流域連携の広域化による生態系ネットワーク形成

1. 指標(河川を軸とした広域的な生態系ネットワークの構築に向け協議会の設置及び方針・目標の決定)



2. 令和元年度の実績

全国各地で、広域的な生態系ネットワークの構築に向けた協議会の設置が促進されるよう、関東地域や円山川などの先進地域での検討経緯等をまとめ、各地域へ展開した。

また、生態系ネットワーク形成に高い関心を持つ全国の首長から成る「第4回水辺からはじまる生態系ネットワーク全国会議」を開催し、自治体間の情報共有を行ったほか、「水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」を開催し、多様な主体が連携した取組の普及を図った。

3. 令和2年度の取組

各地域で、生態系ネットワークの形成に向けた取組が推進されるよう、各地域での河川における取組事例の整理を行った。

また、昨年度に引き続き「第5回水辺からはじまる生態系ネットワーク全国会議」を開催し、自治体間で優良事例の共有を行ったほか、「第5回水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」を開催し、多様な主体が連携した取組の重要性を発信した。

・水辺からはじまる生態系ネットワーク全国会議:全国32市町の長がメンバーとなっている(令和3年1月現在)。今後も取組を全国に展開。

(※)長沼町、大崎市、坂東市、小山市、野木町、鴻巣市、北本市、川島町、野田市、我孫子市、東庄町、いすみ市、佐渡市、越前市、大垣市、羽島市、一宮市、豊岡市、米子市、境港市、松江市、出雲市、

安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、鳴門市、阿南市、西予市、四万十市、嘉麻市、出水市

4. 評価

施策は着実に進捗している

5. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、現在設置されている協議会を通じて各地域で生態系ネットワーク形成に向けた取組を着実に進めるとともに、各地域の取組が促進されるよう先進地域の取組の各地域への展開等を行う。

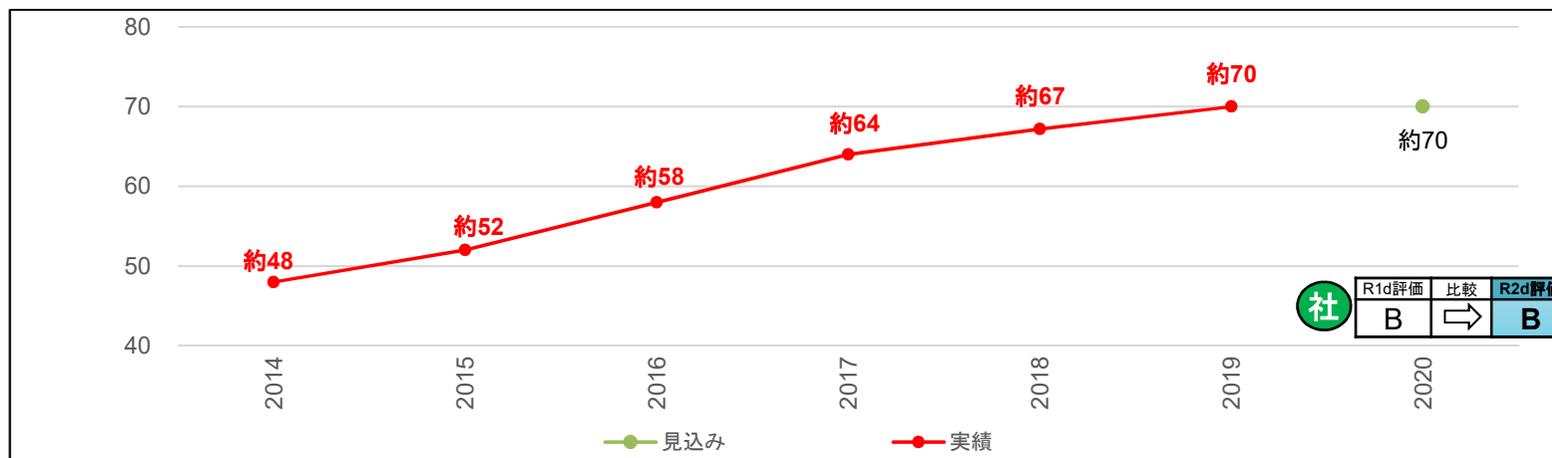
柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

河川環境の整備と保全（多自然川づくり）

1. 指標(特に重要な水系における湿地の再生割合)

(%)



2. 令和元年度の実績

河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための「多自然川づくり」を推進した。

3. 令和2年度の取組

河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための「多自然川づくり」を推進している。
 国、都道府県等の職員を対象に「多自然川づくり」について、取組事例の紹介等を実施し、今後の川づくりに寄与することを目的として、情報共有を行った。

4. 評価

施策は着実に進捗している。

5. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観をより一層、保全・創出していく。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

都市と緑・農の共生するまちづくりに関する検討

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

都市農業振興基本計画等を踏まえた、都市と緑・農が共生するまちづくりの推進に関する調査を実施し、良好な都市環境の形成や都市農業の有する多様な機能の発揮に資する優良取組事例集をまとめた。また、「都市緑地法等の一部を改正する法律」によって創設された田園住居地域や特定生産緑地等について、計画的な土地利用コントロールを担う地方公共団体や、土地利用の意思決定を行う所有者等に対し、頻繁に説明会を実施し、周知に努めた。

2. 令和2年度の取組

昨年度に引き続き、都市と緑・農が共生するまちづくりの推進に関する調査を実施し、良好な都市環境の形成や都市農業の有する多様な機能の発揮に資する取組を検討するとともに、田園住居地域や特定生産緑地等について、地方公共団体や、土地利用の意思決定を行う所有者等に対し、説明会を実施し、周知に努めた。また、今年度都市計画法を改正し、地区単位で、よりきめ細やかに農業と調和した良好な居住環境を確保することができる新たな地区計画制度を創設した。

3. 評価

緑地・農地が調和した潤いある豊かな都市空間の形成を図るため、「都市緑地法等の一部を改正する法律」等が施行されたことにより、今後の施策効果が期待されることから、着実に進捗していると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、今後は都市緑地法等の改正等を踏まえ、より一層の緑地・農地の保全や緑化を促進するため、制度の普及・即地的な検討・多様な主体の連携による活用方策の開発検討などを行い、良好な都市環境形成に係る取組を推進する。

都市における生物多様性の確保に資する緑地の保全・創出方策

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

地方自治体が実施可能な生物調査とその活用手法の提案(技術資料のとりまとめ)に向け、特に市民参加により生物モニタリングを行っている先行・先進事例を対象に、詳細な情報収集を行い、実施の際のポイントや留意点等を整理した。

2. 令和2年度の取組

前年度に整理した市民参加による生物モニタリングの実施の際のポイントや留意点等をとりまとめ、自治体における生物多様性に配慮したみどりのまちづくりにつながるよう、自治体が市民と協働で行う生物調査である「市民参加生き物調査」について、その基本的な考え方と効果的な実践方法、緑地保全施策への活用の仕方を解説した技術資料(国土技術政策総合研究所資料第1113号「生物多様性の確保に結び付くみどりのまちづくりの実現に向けた市民参加生き物調査の実践・活用ガイド」として公表した。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

これまでの成果を踏まえ、次期計画においては、都市におけるグリーンインフラの多機能性を活用しつつ、緑地の保全・創出に係る取組を推進する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

集約型都市構造の実現と連携した広域的な水と緑のネットワーク形成

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 平成31年度(令和元年度)の実績

広域的な水と緑のネットワーク形成に寄与する都市郊外部に残された近郊緑地等の保全に関し、斜面地崩壊などの管理上の課題とその解決方法を検討する際に現場で参考となる事例の収集・整理を行うとともに、関係地方公共団体との情報共有を行った。

2. 令和2年度の取組

引き続き、近郊緑地等における土砂災害リスクの低減のための管理手法に関する国内の事例について調査を行った。なお、斜面に位置する近郊緑地等は、土砂災害の発生リスクを有している場合がある一方で、生物多様性保全や景観形成など、都市の魅力や価値を向上させる機能も有していると考えられることから、各事例の平常時における緑地の存在価値・利用価値についても併せて調査を行った。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、近年の気候変動に伴う災害リスクの増大をふまえ、土砂災害リスクの低減のみならず、水害リスクの低減に資する事例も対象として、今後も、大都市圏における近郊緑地保全制度等を活用した広域的な水と緑のネットワークの形成の推進に資する取組事例の情報収集・整理や、関係地方公共団体への情報共有を行う。

グリーンインフラの推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める「グリーンインフラ」の取組推進に向けて、令和元年7月に「グリーンインフラ推進戦略」を策定し、令和2年3月に、産学官の多様な主体が参画し、グリーンインフラに関する様々な知見やノウハウ等を持ち寄る場として、「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」を設立した。

2. 令和2年度の取組

グリーンインフラの社会実装を推進するため、「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」において、グリーンインフラの社会的な普及、技術に関する調査・研究、資金調達手法の検討等を進めるとともに、グリーンインフラの導入を目指す地方公共団体や民間事業者等を対象に技術的・財政的支援を実施した。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、グリーンインフラの地域への実装を加速するため、グリーンインフラ官民連携プラットフォームの活動内容を拡大するとともに、関係府省庁や関係部局等との連携を強化し、分野横断によるグリーンインフラを推進する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

里山砂防の推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

砂防堰堤の整備などの対策に加え、山腹保全工や支障木の伐採・搬出などの面的対策について地域住民の参画を図りつつ推進した。

2. 令和2年度の取組

引き続き、砂防堰堤の整備などの対策に加え、山腹保全工や支障木の伐採・搬出などの面的対策について地域住民の参画を図りつつ推進。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、引き続き、砂防堰堤の整備などの対策に加え、山腹保全工や支障木の伐採・搬出などの面的対策について地域住民の参画を図りつつ推進する。



間伐材を活用した山腹保全工



地域住民が参画した森林施業

国土利用計画等に基づく持続可能な国土管理の推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

平成30年度に作成した自然共生の視点を含む「複合的な施策」及び自然的土地利用への転換など新たな土地の用途を見出しプラスに働くような「選択的な国土利用」の普及啓発のためのガイドラインについて、自治体や地域活動団体へ情報提供を行った。

また、国土管理専門委員会において、「複合的な施策」と「選択的な国土利用」の視点を踏まえ、人口減少下における持続可能な国土の利用・管理を推進するための施策のあり方について検討を行い、地域において土地の管理のあり方を検討していくための管理構想の基本的枠組みを提示するとともに、その適用可能性の高い地域について検討を行った。

2. 令和2年度の取組

国土管理専門委員会において、「複合的な施策」と「選択的な国土利用」の視点を踏まえ、人口減少下の課題に対応した国土管理の在り方を示す「国土の管理構想」の検討を行った。

3. 評価

「複合的な施策」及び「選択的な国土利用」等について、国土管理の参考となるガイドラインの作成・普及啓発を行ったほか、国土管理専門委員会において持続可能な国土の利用・管理を推進するための課題と対応についても検討しており、進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

今夏にも「複合的な施策」及び「選択的な国土利用」等も含めた「国土の管理構想」をとりまとめる予定であり、次期計画では、これを踏まえ、市町村や地域における管理構想検討のモデル事業実施や持続可能な国土の利用・管理のための情報提供を行い、取組を一層推進する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

ダム整備にあたっての環境配慮（環境アセス等）

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

ダム事業の実施にあたって、事前の環境調査等を実施し、ダム事業が環境に及ぼす影響等について検討を行った。
各事業においては、この検討結果に沿った適切な環境保全措置等を講じているところ。

2. 令和2年度の取組

ダム事業の実施にあたって、事前の環境調査等を実施し、ダム事業が環境に及ぼす影響等について検討を行った。
各事業においては、この検討結果に沿った適切な環境保全措置等を講じているところ。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、引き続き、ダム事業の実施にあたって、事前の環境調査等を実施し、ダム事業が環境に及ぼす影響等について検討をおこない、各事業においては、この検討結果に沿った適切な環境保全措置等を講じる。

湖沼調査

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

本栖湖、山中湖の湖底地形調査を実施した。
これまで調査・整備した全国の湖沼のうち、精進湖、河口湖などの湖沼データを提供した。また湖沼データから「湖沼図 基図」、「湖沼図 段彩図」を作成し、刊行した。
<https://www.gsi.go.jp/kankyochiri/lakedata.html>

2. 令和2年度の取組

中海（南西地区）の湖底地形調査を実施した。
これまで調査・整備した全国の湖沼のうち、本栖湖、山中湖などの湖沼について、湖沼データを提供した。また湖沼データから「湖沼図 基図」、「湖沼図 段彩図」を作成し、刊行した。

3. 評価

これまでに整備してきた湖沼調査の成果については、地理院地図における閲覧、ホームページからのダウンロード、湖沼図の刊行等、多様な方法で広く国民に提供してきており、環境保全、治水・利水、産業開発等の計画、地図帳等の基礎的資料として活用されている。
施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、湖沼データ等を整備・提供するとともに、次期計画においては多様な主体が連携・協働の促進を図れるように、湖沼データ等の活用を促進する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

地域性植物を用いた緑化技術

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

現場の事業者が在来草本を活用した緑化を行う際の参考となるよう、緑化利用の候補となる在来草本の生育特性や種苗の生産方法、事業への導入方法等を解説した技術資料(国土技術政策総合研究所資料No.1014「在来野草の緑化利用に関する技術資料」)について、その活用に向けて、関係学会におけるポスター発表や国土交通大学校における関連研修、関係団体主催の技術講習会の場において内容紹介を行った。

2. 令和2年度の取組

前年に引き続き、技術資料の活用に向けて内容紹介を行った。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

これまでの成果を踏まえ、次期計画においては、地域環境特性に配慮したのり面緑化工の推進に係る取組を行う。

外来種被害防止の取組実施

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

- ・外来種対策も含めた河川の環境保全等について、学校教育への教材提供など学校関係者への支援を実施した。
- ・過年度には、調査研究の一環として、外来植物ではない在来草本の種子を採取し、発芽試験及び撒きだし等を実施した。その後のモニタリングを行い、発芽特性及び生育特性を調査した結果を取りまとめ、国土技術政策総合研究所資料No.1014「在来野草の緑化利用に関する技術資料(平成30年2月)」として発行した(本調査は平成29年度をもって完了した)。
- ・我が国は「船舶バラスト水規制管理条約」及び「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に沿ってバラスト水処理設備の承認を進めており、令和元年度は3型式に承認を与えている。

2. 令和2年度の取組

- ・外来種対策も含めた河川の環境保全等について、学校教育への教材提供など学校関係者への支援を実施した。
- ・規制の円滑な執行に向け、引き続きバラスト水処理設備の承認を進めている。

3. 評価

外来種被害防止行動計画に基づく当省の施策は着実に進捗していると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、引き続きこれらの取組を継続し、我が国の外来種対策の推進に寄与する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-4 ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の充実強化

ヒートアイランド対策大綱に基づく取組の推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

ヒートアイランド対策大綱に基づく、人口排熱の低減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、観測・監視体制の強化及び調査研究等の観点からの各種取組がそれぞれ実施されている。

2. 令和2年度の取組

引き続き、ヒートアイランド対策大綱に基づく、人口排熱の低減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、観測・監視体制の強化及び調査研究等の観点からの各種取組が推進されている。

3. 評価

各種取組は着実に進捗している

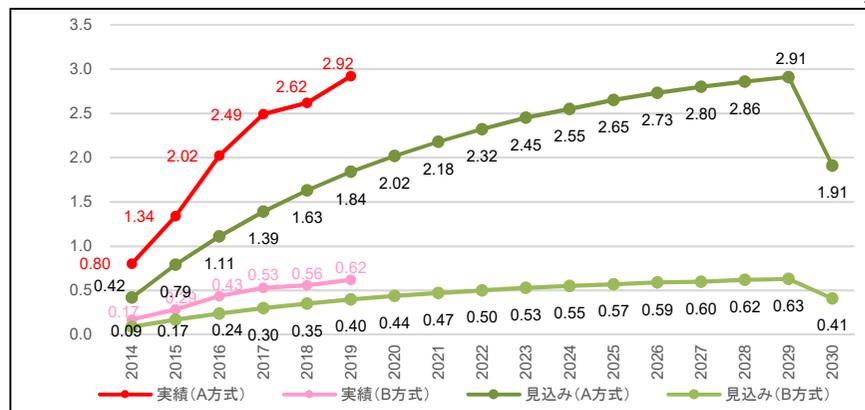
4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、上記の各種取組を推進する。

「風の道」を活用した都市づくり、屋上等の緑化の推進

1. 排出削減量の見込と実績

(万t-CO₂)

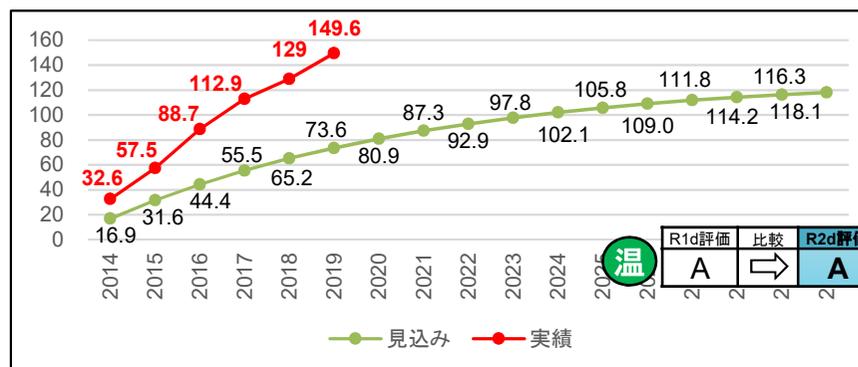


「感覚環境の街作り」報告書(環境省)のデータを用いた算出:A方式

「平成18年度環境と経済の好循環のまちモデル事業」報告書のデータを用いた算出:B方式

2. 指標(屋上緑化施工面積:累計)

(ha)



R1d評価	比較	R2d評価
A	⇒	A

3. 評価

見込みを超える面積を整備

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、引き続き「全国屋上・壁面緑化施工実績調査」等を活用し、屋上緑化等の普及・啓発を行い、屋上緑化等の都市緑化の更なる推進を図る。

※ 電力の排出係数は、将来の電源構成について見通しを立てることが困難であることから、エネルギーミックスのある2030年度を除き、2013年度の排出係数に基づいて試算

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-4 ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の充実強化

ヒートアイランド対策及び沿道環境対策の充実強化

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

- ・緑陰形成に資する道路緑化を実施するほか、路面温度上昇抑制機能を有する舗装を施工した。
- ・沿道環境の現況が環境基準を超えていると認められる地域等において、バイパス整備・交差点改良等のボトルネック対策、遮音壁の設置・低騒音舗装の敷設などを実施した。

2. 令和2年度 of 取組

- ・緑陰形成に資する道路緑化を実施するほか、路面温度上昇抑制機能を有する舗装を施工していく。
- ・沿道環境の現況が環境基準を超えていると認められる地域等において、バイパス整備・交差点改良等のボトルネック対策、遮音壁の設置・低騒音舗装の敷設などを実施していく。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画において、今後も上記の施策を実施していく。

打ち水の実施による国民へのヒートアイランド問題の意識向上

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

- 「水の週間」行事の一環として、以下を実施した。
- ・「打ち水大作戦本部」と協力して都道府県や関係団体に「打ち水大作戦」の実施を呼び掛け。（把握した範囲では、全国で43件実施）

2. 令和2年度 of 取組

- 「水の週間」行事の一環として、以下を実施した。
- ・「打ち水大作戦本部」と協力して都道府県や関係団体に「打ち水大作戦」の実施を呼び掛け。
 - ・国土交通省内で実施している「水の週間打ち水大作戦in国土交通省」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止した。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、引き続き、打ち水を通じて水循環の重要性への関心を高め、水の二次利用等の促進、ヒートアイランド対策など環境問題に対する意識の向上を図る。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-4 ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の充実強化

空港周辺環境の改善

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

航空機騒音に係る屋内での環境基準を達成するため、住宅の修繕等を契機とした住民による補助申請に基づき防音工事が実施された。

令和元年度末における達成率は94.5%※

令和元年度の申請・実施件数は29件

※H27.5.1 国交省告示第623号による那覇空港の騒音対策区域一部拡大により、対象家屋が約1,200件増加したため、平成26年度末の達成率(95.2%)より減少している。

また、関係市町村及び独立行政法人空港周辺整備機構の広報誌やホームページ等を通じて補助制度の周知等を図っている。

2. 令和2年度の取組

航空機騒音に係る屋内での環境基準を達成するため、住宅の修繕等を契機とした住民による補助申請に基づき防音工事が実施されている。

令和2年度末における達成率は現在集計中(4月予定)

令和2年度の申請・実施件数は現在集計中(4月予定)

また、関係市町村及び独立行政法人空港周辺整備機構の広報誌やホームページ等を通じて補助制度の周知等を図っている。

3. 評価

対象となる世帯は特定されており、徐々にではあるが実績値は着実に伸びていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

目標達成に向け関係市町村等との連携を強化し、空港毎に未実施家屋の把握に努めるとともに、対象家屋からの補助申請を促す取組を進めることとする。

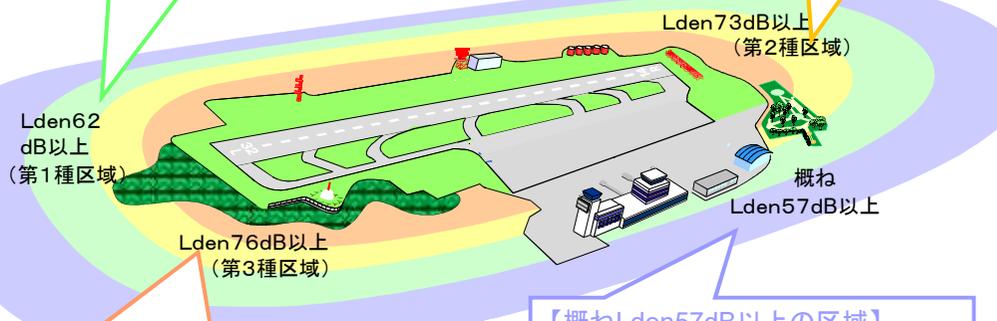
【第1種区域:Lden62dB以上】

・住宅防音工事補助
(住宅の防音工事、空調機器の更新工事に対する補助)



【第2種区域:Lden73dB以上】

・移転補償事業
(土地の買入れや建物の移転補償)



【第3種区域:Lden76dB以上】

・緩衝緑地帯整備事業
(移転補償跡地において緑地帯の整備)



【概ねLden57dB以上の区域】

・教育施設等防音工事補助
(学校・病院等の防音工事、空調機器の更新工事に対する補助)



※Lden: 1日あたりの騒音のレベルを評価する尺度

柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

- 項目5-1 建設リサイクルの推進
- 項目5-2 既存住宅流通・リフォームの促進
- 項目5-3 下水道資源の有効活利用の推進（※再掲施策のみ）
- 項目5-4 リサイクルポート施策の推進
- 項目5-5 海面処分場の計画的な整備の推進
- 項目5-6 環境及び安全に配慮したシップリサイクルの推進

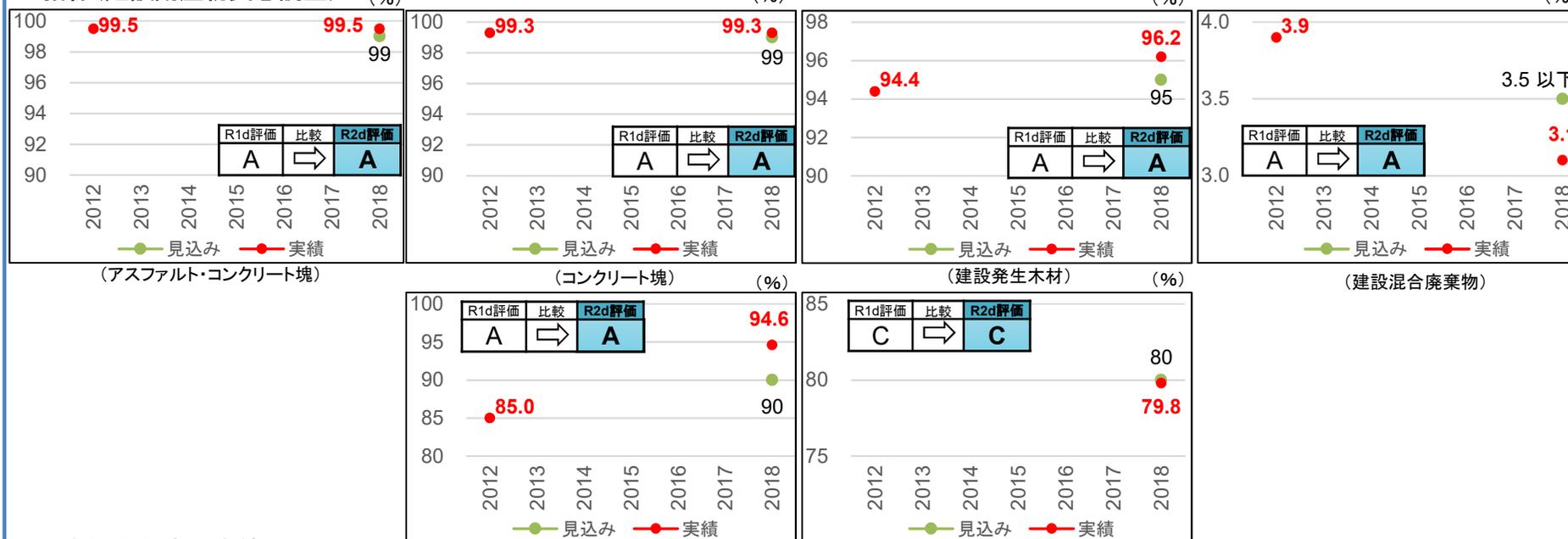
柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

項目 5-1 建設リサイクルの推進

建設リサイクルの推進

建設リサイクル
推進計画2014

1. 指標(建設副産物実態調査) (%)



2. 令和元年度の実績

- 建設発生土の官民有効利用マッチングを更に拡大するため、運用マニュアル(案)の改訂検討および、建設発生土のマッチングを支援する「コーディネーター制度」のマニュアル(案)の作成、試験的運用を行った。
- 「建設副産物実態調査」の結果を公表するとともに、建設リサイクル推進施策検討小委員会を開催し、「建設リサイクル推進計画2014」の各施策の評価、次期推進計画策定に向けた施策の検討を実施した。

3. 令和2年度の取組

- 建設リサイクル推進施策検討小委員会を開催し、維持・安定期に入ってきた建設副産物のリサイクルについて「質」の向上を今後の重要な視点として、中長期的に取り組むべき建設副産物のリサイクルや適正処理等の推進に向けた基本的な考え方、目標、具体的施策を取りまとめた「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」を策定し、関係機関に通知をした。

4. 評価

- 「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」を策定・通知するなど、建設リサイクルの促進に寄与している。

5. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」における達成基準値を踏まえ、再生資材の利用状況に関する新たな指標の検討や、建設発生土の適正処理の促進などの各種施策に取り組む予定。

柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

項目 5-1 建設リサイクルの推進

建設リサイクル法の徹底

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

6月、10月に建設リサイクル法に関する全国一斉パトロールを実施した。

[パトロール実績]

6月:7,350人・時間、現場数5,853件、助言・勧告474件
10月:6,438人・時間、現場数5,336件、助言・勧告429件

2. 令和2年度の取組

10月に建設リサイクル法に関する全国一斉パトロールを実施した。

[パトロール実績]

10月:6,765人・時間、現場数5,477件、助言・勧告360件

3. 評価

「建設リサイクル法の徹底」のため、平成14年から継続的に工事現場のパトロールを実施しており、令和元年度の建設系廃棄物の不法投棄件数は123件(直近10年平均比▲5.5%)に減少しているなど対策効果は着実に上がっていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後は、引き続きパトロールを実施するとともに、次期計画においては、建設リサイクル法の施行状況の評価・検討を踏まえて、必要な措置について取り組んでいく。

公共工事における環境物品等の調達促進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

グリーン購入法の施行に伴い、環境への負荷の低減に資する資材の調達を推進した。

公共工事の構成要素である資材、建設機械の使用に当たっては、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、調達方針に掲げられている資材、建設機械を使用した公共工事の調達を積極的に推進した。

2. 令和2年度の取組

引き続き、調達する資材、建設機械、工法及び目的物について、国民からの提案を参考として特定調達品目の追加、見直し等の検討を行う。また、特定調達品目の実績把握を行い、その結果を踏まえて、定量的な目標を設定し、環境物品等の調達を推進していく。

3. 評価

令和2年度調達方針において、判断の基準を満足する物品の、調達総量に対する調達量の割合で目標設定を行った品目については、全て100%を目標としていたところであり、調達方針に定めた目標を概ね達成している。

引き続き、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることも留意しつつ、調達実績を踏まえ、より適切なものとなるように検討していく。

4. 対策・施策の追加・強化等

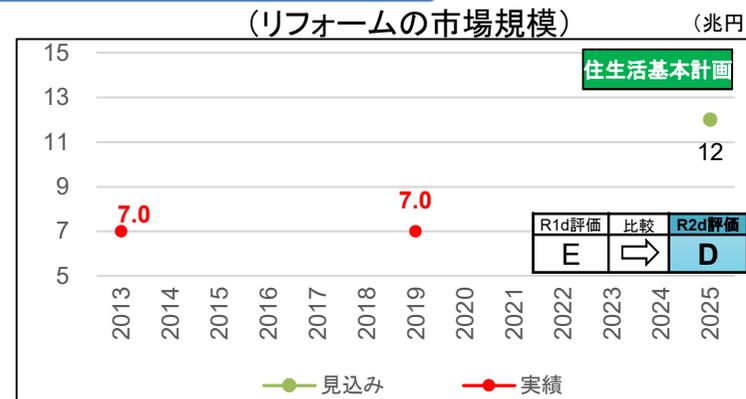
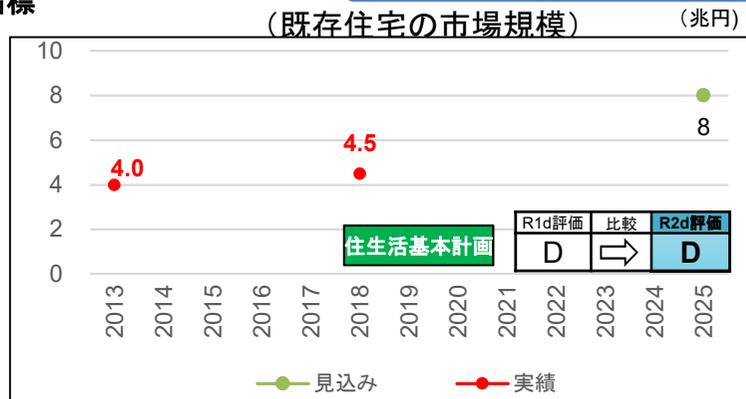
引き続き、環境負荷の低減を図るというグリーン購入法の趣旨を徹底し、環境物品等の調達の推進に努めていくこととする。

柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

項目 5-2 既存住宅流通・リフォームの促進

既存住宅流通とリフォームの促進

1. 指標



2. 令和元年度の実績

- ・既存住宅の調査の担い手となる技術者の育成を図るため、既存住宅状況調査技術者講習による技術者の育成を通じ、建物状況調査(インスペクション)の実施体制の整備を進めた。
- ・建物状況調査(インスペクション)、住宅瑕疵保険等を活用した消費者保護の充実を図った。
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業及び長期優良住宅化リフォームに係る税制特例の支援による増改築に係る長期優良住宅認定制度の普及等を通じて、既存住宅の長期優良化を促進した。
- ・令和元年度は、新築について107,295戸、増改築について242戸の長期優良住宅を認定した。
- ・消費者に対し既存住宅の基礎的な情報を提供する「安心R住宅」制度を普及・促進した。
- ・適正な建物評価の市場における普及・定着を図った。

3. 令和2年度の取組

- ・既存住宅の調査の担い手となる技術者の育成を図るため、既存住宅状況調査技術者講習による技術者の育成を通じ、建物状況調査(インスペクション)の実施体制の整備を進める。
- ・適正な建物評価の市場における普及・定着。
- ・建物状況調査(インスペクション)、住宅瑕疵保険等を活用した消費者保護の充実。
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業及び長期優良住宅化リフォームに係る税制特例の支援による増改築に係る長期優良住宅認定制度の普及等を通じて、既存住宅の長期優良化を促進。
- ・長期優良住宅の建築に対する財政的、金融的支援や制度の周知等により、長期優良住宅の普及を促進している。
- ・消費者に対し既存住宅の基礎的な情報を提供する「安心R住宅」制度の更なる普及・促進。

4. 評価

- ・既存住宅流通・リフォームの市場規模は目標の達成にむけて更なる取組が必要。

5. 対策・施策の追加・強化等

- ・次期計画においても引き続き、既存住宅流通とリフォームの促進を図る。
- ・長期優良住宅の更なる普及促進により、優良な住宅ストック形成の更なる促進等を図るため、認定対象の拡大及び認定手続の合理化等を内容とする「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」を本通常国会に提出したところ。

柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

項目 5-4 リサイクルポート施策の推進

項目 5-5 海面処分場の計画的な整備の推進

リサイクルポート施策の推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

静脈物流ネットワークの形成に向け、岸壁等の港湾施設の確保や官民連携の促進といった必要な支援を実施。

平成29年度に開催した「リサイクルポート施策の高度化研究会」においてとりまとめた結果をもとに、リサイクルポート推進協議会のもとに新たな部会を設置し、リサイクルポート施策の高度化に向けた検討を行った。

2. 令和2年度の取組

港湾施設の整備や港湾における循環資源取扱いの運用改善、官民連携推進といった総合的な支援を講じるとともに、リサイクルポートを中心とした国内外の静脈物流ネットワークを構築する。

リサイクルポート推進協議会には平成30年度から6つの部会が設置され、港湾を活用した災害廃棄物の広域処理等に関する検討、国際リサイクルの推進に係る検討を重点的に行う。

3. 評価

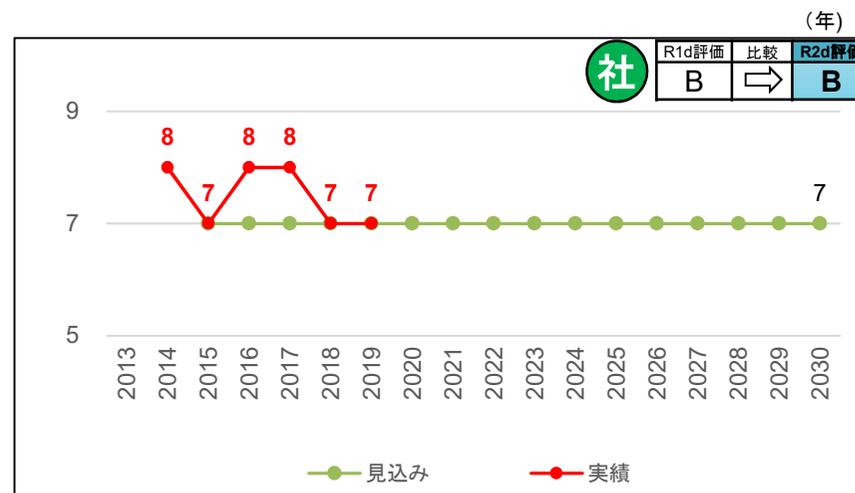
循環資源の広域流動の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し(令和2年3月時点:指定港22港)、岸壁等の港湾施設の確保や循環資源取扱施設の整備、循環資源の取扱いに関する運用等の改善を実施することで、循環型社会の構築に貢献していると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き、静脈物流ネットワークの形成や、社会情勢やニーズの変化に対応した取組を推進する。

海面処分場の計画的な整備の推進

1. 指標(廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数)



2. 令和元年度の実績

全国10港において、廃棄物埋立護岸の整備を行った。

3. 令和2年度の取組

全国10港において、廃棄物埋立護岸の整備を行う。

4. 評価

廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数は毎年7年となり、目標値を達成している。

5. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き、海面処分場の整備及び延命化対策を推進していく。

柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

項目 5-6 環境及び安全に配慮したシップ・リサイクルの推進

シップ・リサイクル条約の早期発効に向けた取組の推進

1. 令和元年度の実績

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

- 主要解体国である中国の早期条約締結に向け、平成31年4月の日中ハイレベル経済対話等の政府間協議の機会を捉えて、働きかけを実施。
- 令和元年5月に英国・ロンドンの国際海事機関(IMO)本部において、シップ・リサイクルに関する国際セミナーを開催。
- ODAを通じたインドのシップ・リサイクル施設の改善を支援。

2. 令和2年度の取組

- 引き続き、ODAを通じたインドのシップ・リサイクル施設の改善を支援。
- 条約の発効に不可欠な解撤国であるバングラデシュの早期条約締結を促すべく、バングラデシュにおけるシップ・リサイクル施設の改善のための基礎調査を実施。

3. 評価

現在までに我が国や主要解撤国であるインドを含む15ヶ国が同条約を締結し、発効要件の一つである締約国数の要件を満たすなど、条約発効に向けた国際的機運が高まっており、着実な進捗が見られる。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、引き続き、条約の早期発効を目指し、主要解体国の早期条約締結に向けた働きかけに努める。

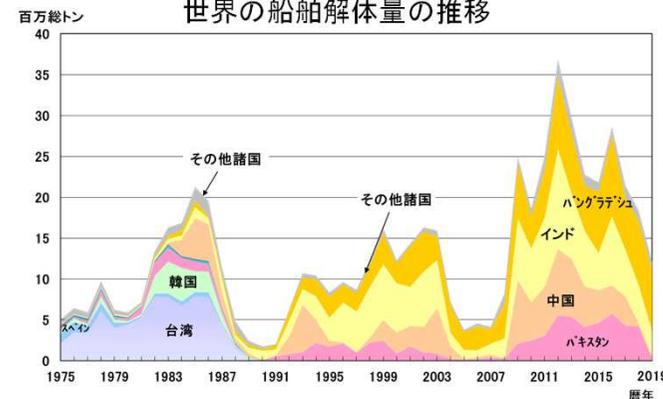
(参考)

シップ・リサイクル条約は、主に開発途上国で行われる船舶の解体における労働安全の確保と環境保全を目的として、IMOにて平成21年に採択された条約。同条約の発効要件は、①15ヶ国以上が締結、②締約国の船腹量が世界の40%以上及び③締約国の解体能力が船腹量の3%以上であるところ、令和2年12月末時点の充足状況はそれぞれ①15ヶ国、②29.5%及び③2.5%※となっている。
※締約国の船腹量を世界の40%と仮定

開発途上国におけるリサイクルの現場

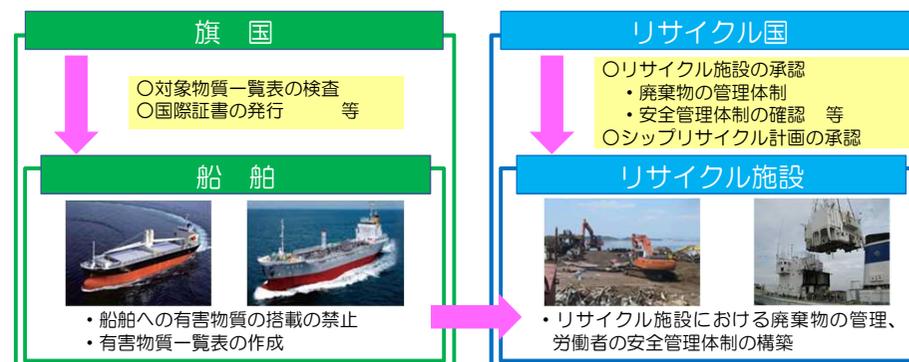


世界の船舶解体量の推移



(出典)IHS資料

シップ・リサイクル条約の概要



柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

- 項目6-1 モビリティマネジメントによる持続可能な
ライフスタイルへの転換
- 項目6-2 環境負荷の「見える化」による環境性能の高い住宅・
建築物の選択等の推進
- 項目6-3 気候変動・防災に関する知識の普及啓発による
自助・共助の取組推進
- 項目6-4 環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進
- 項目6-5 政府実行計画に基づく環境対策の推進

柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

項目 6-1 モビリティマネジメントによる持続可能なライフスタイルへの転換

コミュニケーションによる国民のかしこい環境行動への転換

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

環境に配慮した交通行動を推進するため、交通エコロジー・モビリティ財団と連携し、交通環境学習(モビリティ・マネジメント教育)のさらなる普及促進を図り、自治体と小中学校への支援を行うとともに、作成した教材等を交通エコロジー教室等で活用した。

2. 令和2年度の取組

自治体及び学校への支援による継続実施、教育宣言(指針)及び教員向け手引き書の普及、フォーラムの開催、ポータルサイト及びメールマガジンによる情報発信等により、モビリティ・マネジメント施策を推進する。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、引き続き、自治体及び学校への支援による継続実施、教育宣言(指針)及び教員向け手引き書の普及、フォーラムの開催、ポータルサイト及びメールマガジンによる情報発信等により、モビリティ・マネジメント施策を推進していく。

交通エコロジー教室の開催

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

・各地方運輸局において、可能な範囲で、国民に対する日々の行動の環境への影響に関する理解の増進、環境負荷の小さい移動の習得等に向けた取組みを実施した。

2. 令和2年度の取組

環境負荷の小さい交通体系を支える国民意識を醸成するための取組みを実施する。

3. 評価

施策は着実に進捗していると評価できる

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、引き続き可能な範囲で、環境負荷の小さい交通体系を支える国民意識を醸成するための取組みを実施する。

柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

項目 6-1 モビリティマネジメントによる持続可能なライフスタイルへの転換

表彰、セミナー等の開催を通じたかしこい環境行動の推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

- 関係団体と連携し、「エコドライブ活動コンクール」において、優良事業者の表彰(国土交通大臣賞)を行った。また、エコドライブ推進月間である11月に「エコドライブシンポジウム」を開催する等、広報・啓発活動に努めた。
- 「EST(環境的に持続可能な交通)普及推進フォーラム」を開催し、講演による地域の交通環境対策に取り組む事業者や自治体等の優良事例の共有等を通じて、ESTの普及啓発に取り組んだ。
- エコ通勤に関して、大臣表彰(交通関係環境保全優良事業者等大臣表彰)にて1件の優れた事例を表彰した。また、地方運輸局主催のエコ通勤セミナー等を通じ、広報活動を行った。

2. 令和2年度の取組

引き続き、表彰やセミナー開催、地方運輸局等と連携した広報活動の充実化等により、エコドライブ、EST、エコ通勤等の取組の普及啓発を図り、環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用や公共交通機関等への利用転換を図る。

3. 評価

大臣表彰(交通関係環境保全優良事業者等大臣表彰)や「エコドライブ活動コンクール」、「EST交通環境大賞」などを通じて、優れた事業者の取組や功績を表彰するとともに、シンポジウム等によりその取組を広く紹介し、かしこい環境行動の推進に努めた。
対策効果は着実に上がっていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、引き続き、表彰やセミナー開催、地方運輸局等と連携した広報活動の充実化等により、エコドライブ、EST、エコ通勤等の取組の普及啓発を図り、環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用や公共交通機関等への利用転換を図る。

エコドライブ、ESTに関する表彰やシンポジウムの開催等による促し

- 「エコドライブ活動コンクール」、「EST交通環境大賞」の表彰
- 「エコドライブシンポジウム」、「ESTフォーラム」の開催



表彰、地方運輸局等と連携した広報活動の充実化等によるエコ通勤の促し

- 取組開始 : H21年6月～
- 登録総数 : 771事業所(R2年3月末現在)
- 交通関係環境保全優良事業者等大臣表彰



交通関係環境保全優良事業者等大臣表彰



企業向けリーフレット

柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

項目 6-2 環境負荷の「見える化」による環境性能の高い住宅・建築物の選択等の推進

海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

海上貨物輸送を一定以上利用している荷主、物流事業者を「エコシップマーク認定事業者」として認定。

令和2年1月に令和元年度の認定事業者（荷主12者、物流事業者16者）を決定。認定事業者中25者（荷主11者、物流事業者14者）を特に貢献度の高い優良事業者として、また本年度から最も貢献度の高い荷主1者、物流事業者1者を海運モーダルシフト大賞として国土交通省海事局長が表彰。

また、海運モーダルシフトのさらなる推進を図るため、平成29年6月に公表した「内航未来創造プラン」に基づき、モーダルシフトに資する船舶の情報を一括して提供するシステムの運用に向けた検討を開始。

2. 令和2年度の取組

令和3年2月に令和2年度の認定事業者（荷主9者、物流事業者10者）を決定。認定事業者中12者（荷主6者、物流事業者6者）を特に貢献度の高い優良事業者として、また最も貢献度の高い荷主1者、物流事業者1者を海運モーダルシフト大賞として国土交通省海事局長が表彰。

また、海運モーダルシフトのさらなる推進を図るため、平成29年6月に公表した「内航未来創造プラン」に基づき、モーダルシフトに資する船舶の情報を一括して提供するシステムの運用に向けた検討を引き続き実施。

3. 評価

令和2年度までにエコシップマーク認定事業者は、荷主が167者、物流事業者が190者であり、順調に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画において、引き続き、エコシップマークの認定や、国土交通省海事局長表彰の活用等、各種施策に着実に取り組み、モーダルシフトのさらなる促進を図る

運輸事業者等における環境配慮活動の選択の促し

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

交通エコロジー・モビリティ財団と連携し、グリーン経営認証取得に向けた講習会を開催するなど、トラック、バス、タクシー、内航海運、旅客船、港湾運送及び倉庫の各業種の認証制度の普及・促進を行った。

令和元年度においては64件の事業所が新規にグリーン経営認証を取得。

2. 令和2年度の取組

グリーン経営認証取得講習会の開催や制度メリットの積極的広報等を継続して実施するとともに、更なる認証制度の普及・促進に向けて取り組む。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、引き続き、グリーン経営認証取得講習会の開催や制度メリットの積極的広報等を行うとともに、予算・助成、融資、普及啓発等の面で関係省庁や関係団体等に働きかけ、更なる認証制度の普及・促進に向けて取り組む。

柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

項目 6-2 環境負荷の「見える化」による環境性能の高い住宅・建築物の選択等の推進

自動車及び内航海運分野における燃料消費量の正確な把握に資する統計の整備・見直し

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定)において、行政記録情報の活用等による報告者負担の軽減にも留意した交通統計の更なる整備を行うこと、また、統計の正確性の確保等を図るため、オンライン調査の導入やオンライン回答率の向上方策を検討することが求められている。

自動車燃料消費量調査については、調査票の回収率・記入率の向上を通じて正確性の確保を図るため、e-survey(政府統計オンライン調査総合窓口)を導入した調査を開始した。

内航船舶輸送統計調査については、燃料消費量を継続して精緻に把握するため、平成30年に実施した「内航船舶輸送統計母集団調査」の結果に基づき、燃料消費量の正確な把握に資する標本設計の見直しを行った。

2. 令和2年度の取組

令和2年度においても引き続き自動車燃料消費量調査及び内航船舶輸送統計調査を実施し、統計の蓄積を行ったほか、交通政策・環境政策への活用及び国民への正確な情報提供等を図るため、自動車燃料消費量調査については、標本設計の正確性について確認を行った。また、内航船舶輸送統計調査においては、平成30年に実施した「内航船舶輸送統計母集団調査」の結果を踏まえた標本設計に基づく調査を開始した。

3. 評価

自動車及び内航海運分野における、燃料消費量の統計に係る品質の維持・向上を達成した。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き、交通政策・環境政策への活用及び国民への的確な情報提供等に資するため、調査を実施していく。

また、次期計画においては、自動車燃料消費量調査については、対象車種の見直しを含めた品質評価を実施するとともに、内航船舶輸送統計調査については、令和5年度に予定される「内航船舶輸送統計母集団調査」を通じて、標本設計を実施するとともに、新たな燃種把握の必要性について検討を行う。

産業界の自主的取組（低炭素社会実行計画）の推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会第35回合同会議(令和2年3月開催)において、平成30年度(2018年度)実績を確認した。すべての団体で2020年度目標・2030年度目標を策定している。

2. 令和2年度の取組

国土交通省関係団体に対して、令和元年度(2019年度)実績等について進捗点検を実施している。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、進捗点検を継続するとともに、取組の深掘り・新規目標策定に向けた所管業種への働きかけを必要に応じて実施する等により、自主的取組(低炭素社会実行計画の策定等)を更に推進していく。

柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

項目 6-3 気候変動・防災に関する知識の普及啓発による自助・共助の取組推進

気候変動・防災に関する知識の普及啓発

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

- ・気候講演会を7回開催した。
- ・防災気象講演会等を42回開催した。
- ・地球環境に関わる出前講座を147回行った。

2. 令和2年度の取組

- ・気候講演会を2回開催した。
- ・防災気象講演会等を18回開催した。
- ・地球環境に関わる出前講座を68回行った。(令和3年1月時点)

3. 評価

地球環境問題に関する最新の科学的知見やその対策等に関する知識の普及を目的として「気候講演会」を開催し、また、気象や地震に関する知識の普及と防災情報の有効な利用の促進を図ることを目的として、全国の地方気象台等が「防災気象講演会」や地球環境に関わる「出前講座」を開催しており、気候変動・防災に関する知識の普及啓発が推進されていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、気候変動・防災に関する知識の普及啓発を推進していく。

気候講演会

気候変動、地球温暖化問題の解説を行う「気候講演会」を実施



講演内容(例)

- ・地球温暖化
- ・異常気象・気候変動と農業
- ・気候変動と海洋
- ・異常気象の実態

出前講座・イベント

「防災気象情報とその利用」、「台風に備えて」等をテーマに、気象庁及び全国の気象台で展開



柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

項目 6-4 環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

海辺の環境教育の推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

良好な自然環境を活用し、国、自治体、NPO等が連携して「海辺の自然学校」を全国24箇所で開催した。

2. 令和2年度の取組

良好な自然環境を活用し、国、自治体、NPO等が連携して「海辺の自然学校」を全国20箇所程度で開催の見込み。

3. 評価

全国で良好な自然環境を活用し、児童や親子を対象に自然体験・環境教育プログラムが開催されており、環境教育等による生物多様性に関する普及啓発が推進されていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、良好な自然環境を活用し、国、自治体、NPO等が連携して「海辺の自然学校」を開催し、環境教育等による生物多様性に関する普及啓発を実施する。



松島湾アマモの花枝(種)採取会
(宮城県、塩竈市桂島)



干潟体験学習
(熊本県、熊本港)

河川における環境教育の推進

H30評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

令和元年度末現在、「子どもの水辺」登録箇所305箇所となっている。また、教科書出版社への説明会や資料提供を実施。

2. 令和2年度の取組

令和2年度で、「子どもの水辺」登録箇所305箇所の見込み。また、教科書出版社への説明会や資料提供を実施

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、地域と連携し河川を活かした学習・自然体験活動や、学校教育関係者と連携した学校教育への教材提供を一層推進する。

「子供の水辺」での活動



(小瀬川(広島県))



(桐生川(群馬県))

柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

項目 6-4 環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

都市公園等における環境教育の推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

利用者・地域・学校など一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備を行った。

2. 令和2年度の取組

利用者・地域・学校など一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備を引き続き推進。

3. 評価

利用者・地域・学校など一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備を行っており、環境教育等が推進されていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、これまでの取組を引き続き実施するとともに、緑の基本計画に生物多様性の観点を組み込む取組が推進されるよう、支援を実施する。

エコツーリズムを活用した体験、教育機会の拡大

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

(広域周遊観光促進のための観光地域支援事業)

○京都府南丹市美山町において、訪日外国人旅行者等向けにトレッキングや農業体験といった、自然の観光資源を活かしたエコツアーのモデルコースの造成や、旅行商品の磨き上げのためのモニターツアー等の取組を支援した。

(テーマ別観光による地方誘客事業)

○本事業によるエコツーリズムの支援は平成30年度をもって終了した。

2. 令和2年度の取組

(広域周遊観光促進のための観光地域支援事業)

○訪日外国人旅行者等をターゲットとした、トレッキング・レンタサイクルや農園キャンプといった、自然の観光資源を活かしたエコツアーのモデルコースの造成や、旅行商品の磨き上げのためのモニターツアー等の取組を支援している。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画の「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」において、訪日外国人観光客を対象とした事業に加え、日本人国内旅行者を対象とした事業についても支援の対象にするなど、支援対象範囲を拡大する他、引き続き、エコツーリズム促進の取組を対象として選定した場合に支援をしていく。

柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

項目 6-4 環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

多様な主体の連携協働の促進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

多様な主体が連携した生物多様性保全活動を推進するため、平成29年度にとりまとめられた報告書にもとづき、環境省と連携し地方公共団体等への周知等を実施した。

2. 令和2年度の取組

多様な主体が連携した生物多様性保全活動を推進するため、グリーンインフラ官民連携プラットフォームにおいて、「グリーンインフラ大賞」を創設し、グリーンインフラに関する優れた取組事例を表彰するとともに、応募があった取組事例は事例集としてとりまとめ展開するなど、普及啓発に努めた。また、SNSを立ち上げ、グリーンインフラに関する写真や動画を投稿するとともに、毎月定期的に発行する「グリフら便り」でグリーンインフラに関する最新の取組事例やトピックスを紹介するなど、情報発信コンテンツの充実を図った。

3. 評価

多様な主体が連携した生物多様性保全活動の推進に向け、今後の課題や具体的な取組の明確化により、施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、グリーンインフラ大賞や事例集の内容を充実させるとともに、SNS等を通じて関係府省庁の生物多様性保全に関する取組と連携した情報発信を推進する。

企業等による緑化を推進するための評価、認定制度の普及推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

企業等が所有する土地における緑の保全・創出活動を公正に評価する「社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)」の取組を普及・推進しているところである。SEGESには、①事業者が所有する緑地の優良な保全、創出活動を認定する、既存緑地版SEGES「そだてる緑」、②開発、建築に伴う優良な緑地環境計画を認定する、都市開発版SEGES「つくる緑」、③快適で安全な都市緑地を提供する取組を認定する、「都市のオアシス」認定の3つのシリーズがある。

令和元年度は既存緑地版SEGES「そだてる緑」について2箇所、「都市のオアシス」認定について6箇所を認定、「つくる緑」について1箇所を認定。

2. 令和2年度の取組

既存緑地版SEGES「そだてる緑」について1箇所、「都市のオアシス」認定について4箇所を認定。

3. 評価

着実に認定件数を増やしていることから、対策は着実に進捗していると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、これまでの取組に加え、事業内容の情報発信・普及啓発等を行う。

柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

項目 6-5 政府実行計画に基づく環境対策の推進

政府実行計画に基づく国土交通省実施計画による 環境対策の推進

1. 令和元年度の実績

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

「国土交通省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づき、財・サービスの購入・使用、建築物の建築・管理その他の事務及び事業に関し、率先的に取組を実施。

2. 令和2年度を取組

平成28年5月に策定された「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実施すべき措置について定める計画」(政府実行計画)に基づき、建築物の建築・管理、財・サービスの購入・使用、その他の事務及び事業等に関し、温室効果ガスの排出量削減等に向け率先的に取り組む。

※平成28年度に新たな政府実行計画が策定され、温室効果ガス排出量については、2013年度を基準として2030年度までに40%削減することを目標とし、また、中間目標として、政府全体で2020年度までに10%削減を目指すことから、国土交通省としても同計画に基づき温室効果ガスの排出削減目標を目指すこととする。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

平成28年5月に策定された「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実施すべき措置について定める計画」(政府実行計画)に基づき、新たな国土交通省実施計画による環境対策を推進するため、建築物の建築・管理、財・サービスの購入・使用、その他の事務及び事業等に関し、温室効果ガスの排出量削減等に向け率先して取り組む。次期計画についても、政府実行計画の改訂内容に合わせ、温室効果ガスの排出量削減等に向け率先して取り組む。

政府実行計画に基づく関係府省の取組に対する技術的支援

1. 令和元年度の実績

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

関係府省の施設管理者に対して、各種会議で環境省等と連携し政府実行計画の周知を行うとともに、施設管理者が行う省エネルギー及び温室効果ガス排出抑制の取組に関する情報提供等の技術的支援を行った。

また、エネルギー使用に改善の可能性があると考えられる施設に対し、省エネルギーの取組に関する情報提供等の技術的支援を行った。

2. 令和2年度を取組

関係府省の施設管理者に対して、各種会議で環境省等と連携し政府実行計画の周知を行うとともに、施設管理者が行う省エネルギー及び温室効果ガス排出抑制の取組に関する情報提供等の技術的支援を行う。

また、エネルギー使用に改善の可能性があると考えられる施設に対し、省エネルギーの取組に関する情報提供等の技術的支援を行う。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、施設管理者が行う省エネルギー及び温室効果ガス排出抑制の取組に関する情報提供等の技術的支援、エネルギー使用に改善の可能性があると考えられる施設に対する省エネルギーの取組に関する情報提供等の技術的支援を推進する。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

- 項目7-1 国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進
- 項目7-2 環境共生型都市開発等の海外展開支援の推進
- 項目7-3 気象情報による環境貢献の高度化
- 項目7-4 地球地図の整備による環境貢献
- 項目7-5 ICTを活用した環境貢献の高度化

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-1 国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進

海運分野における国際的枠組み作りと技術研究開発・新技術の普及促進の一体推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

- 産官学公の関係者が国際海運の脱炭素化に向けた今後の方向性や対応案を検討するためのプラットフォーム「国際海運GHGゼロエミッションプロジェクト」において、国際海事機関(IMO)が2018年に策定した「温室効果ガス(GHG)削減戦略」の着実な達成に向けた具体的対策案を取りまとめ、2019年5月に開催されたIMO会合へ提出した。
- 上記プロジェクトの下で、「GHG削減戦略」における今世紀中早期のGHG排出ゼロといったGHG削減目標の早期実現に向けて、将来の省エネ・脱炭素技術の開発・普及の方向性や課題、当該技術開発・普及を促進するために必要となる国際ルール等を取りまとめたロードマップを2020年3月に策定した。
- 2020年1月からの船舶燃料油硫黄分濃度規制強化に向けて、IMOにおいて統一的なガイドライン案に関する議論を主導するほか、規制の実施に当たっての国際的な不正防止対策として、具体的な監督措置や不正情報の共有方法等について我が国が提案し、国際交渉を主導した。

2. 令和2年度 of 取組

- これまでIMOにおいてCO₂排出規制の対象外であった既存船に対し、燃費性能や運航の改善を促す新たなCO₂削減の国際ルール案を取りまとめ、我が国主導で18か国及び1団体と共同でIMOへ提案を行い、2020年11月のIMO会合にて当該国際ルールの制度化のための条約改正案が承認された。
- 既に導入済みであり、段階的に規制値の強化がなされている新造船に対する燃費性能規制について、我が国が主導となって次回規制値や適用年といった強化策を取りまとめ、2020年11月のIMO会合にて当該ルールの実施のための条約改正案が採択された。
- 国際海運の更なる脱炭素化を図るため、IMOにおいて、水素燃料船やアンモニア燃料船といったGHGを排出しないゼロエミッション船の研究開発を促すインセンティブ制度の導入に向けて、IMO会合へ当該国際ルールの制度化のための条約改正案について、関係国・団体とともに検討作業を進めている。

3. 評価

- 我が国は、これまでIMOにおいて、国際海運分野の気候変動対策に係る主要な議論(燃費性能規制、燃料消費実績報告制度、IMO温室効果ガス削減戦略等)を主導し、国際海運の気候変動対策への貢献や省エネ技術に強みを持つ我が国海事産業の競争力強化へ着実に成果を得ている。

4. 対策・施策の追加・強化等

- 次期計画においては、国際海運の脱炭素化を推進するために、船舶分野における低・脱炭素化技術の開発・実用化を推進していくとともに、IMOにおいて、海運の脱炭素化に関する研究開発支援ファンドの早期国際合意や、市場メカニズムによる経済的手法の導入、ゼロエミッション船に関連する安全基準の整備等に取り組む。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-1 国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進

航空分野における国際的枠組みづくりの主導的参加と 先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進

1. 令和元年度の実績

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

平成30年度に引き続き、国際航空分野におけるカーボンオフセット制度(CORSIA)の円滑な実施のため、附属書のガイダンスや関連基準についての検討を行うICAOの専門家会合に参画し、その結果ガイダンス等が採択された。また、CORSIAのうち令和2年から開始される排出量の報告制度について各国が円滑に導入できるよう、アジア地域の途上国に対し技術支援を行った。

さらに令和元年10月に開催された第40回ICAO総会において長期目標の実現可能性調査を行うことが決議されたことを受け、12月に開催された航空環境保全委員会(CAEP)ステアリング・グループ会合において、我が国から削減施策の検証に基づくボトムアップの目標を2022年の総会に向けて検討すること、そのためのタスクグループの設置を提案し、当該提案に基づきタスクグループの設置が合意された。

2. 令和2年度の取組

CORSIAの円滑な実施のため、附属書のガイダンスや関連基準についての検討を行うICAOの専門家会合に参画し、その結果ガイダンス等が採択された。また、令和元年度に引き続きアジア地域の途上国に対し、排出量の報告制度及びオフセット制度に関する技術支援を行った。

さらに令和元年12月にCAEPステアリング・グループ会合において、我が国から長期目標策定のための検討グループの設置を提案した結果、令和2年に当該タスクグループが設置され、我が国が議長となった。日本の議長のもと、全ての国が持続的発展と両立可能な国際航空分野の長期目標の検討を開始した。

3. 評価

技術的検討への参画及び途上国への支援活動を通じ、令和3年からのCORSIA実施に向け、着実に作業が進んでいると評価できる。また、長期目標策定のためのタスクグループでは、議長として議論を牽引するなど積極的に議論に参画している。

4. 対策・施策の追加・強化等

令和3年からのCORSIAの実施に向け、オフセットに使用できるクレジットや排出削減のために使用できるバイオジェット燃料等の選定に係るICAO内の議論に引き続き積極的に参画するとともに、今後とも我が国の知見を各国と適宜共有する。また、国際航空分野の長期目標の策定に向け、日本の議長のもと引き続き議論を牽引する。

下水再生水利用等における国際標準化の推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

日本が水分野で初の幹事国になったISO/TC282における「リスクと性能の評価」に係る分科会(SC3)では、日本が議長を務め、リスボンやテルアビブで開催された会議に参加し、個別技術の性能の評価方法等に関する国際規格の策定作業を推進した。令和元年7月には温室効果ガス排出量をベースとした処理システムの性能評価に関する国際規格を発行した。

2. 令和2年度の取組

ISO/TC282について、令和2年12月に第8回会議が開催され、個別技術の性能評価方法等に関する国際規格の策定作業を推進した。

3. 評価

日本が議長国を務める「リスクと性能の評価」に係る分科会(SC3)において、令和元年7月には温室効果ガス排出量をベースとした処理システムの性能評価に関する国際規格を、令和2年6月には代表的処理技術の1つであるオゾン処理技術の性能評価の指標と方法に関する国際規格を発行するなど、策定作業が着実に進んでいると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

紫外線消毒、膜ろ過およびイオン交換などの規格開発に向けて専門委員会(TC282)にて、継続して議論。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-1 国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進

国連・世界水フォーラムを始めとする国際的な議論への参画

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

国際会議への積極的な参画

- 以下の国際会議に参加し、世界の水問題に対する議論と行動をリードした。
- ・第4回国連水と災害特別会合(令和元年6月:アメリカ・ニューヨーク)
 - ・日本-世界銀行水と災害に関するセミナー(令和元年6月:アメリカ・ワシントン)
 - ・ストックホルム世界水週間(令和元年8月:スウェーデン・ストックホルム)
 - ・インド水週間(令和元年9月:インド・ニューデリー)
 - ・ブダペスト水サミット(令和元年10月:ハンガリー・ブダペスト)
 - ・日・マレーシア、ダム安全に関する防災協働対話(令和元年10月:マレーシア・クアラルンプール)
 - ・第13回OECD水ガバナンスイニシアチブ会合(令和2年1月:フランス・パリ)
 - ・G20農業大臣会合準備会合(令和2年1月:サウジアラビア・リヤド)
 - ・日・インドネシア防災協働対話(令和2年2月:インドネシア・ジャカルタ)
 - ・日・ミャンマー防災協働対話(令和2年3月:ミャンマー・ネピドー)
 - ・OECDハイレベルリスクフォーラム(令和元年12月:フランス・パリ)

2. 令和2年度の取組

国際会議への積極的な参画

- 以下の国際会議に参加し、世界の水問題に対する議論と行動をリードするための取組を実施した。
- ・G20農業・水大臣会合準備会合(令和2年5月、7月、9月:オンライン会議)
 - ・2020年持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム(令和2年7月オンライン)
 - ・G20水に関する対話(令和2年8月:オンライン会議)
 - ・G20農業・水大臣会合(令和2年9月:オンライン会議)
 - ・日・南アフリカ二国間会議(令和2年9月:オンライン会議)
 - ・第14回日米治水及び水資源管理会議(令和2年12月:オンライン会議)
 - ・第29回日中河川及び水資源交流会議(令和2年12月:オンライン会議)
 - ・気候適応サミットにおける閣僚級対話(令和2年1月:オンライン会議)
 - ・日・インドネシア防災協働対話(令和3年2月:オンライン会議)
 - ・日・ベトナム防災協働対話(令和3年3月:オンライン会議)
 - ・SDGs水関連目標実施に関する国連ハイレベル会議(令和3年3月:オンライン会議)
 - ・日・フィリピン防災協働ワークショップ(令和3年3月:オンライン会議)
 - ・日・EU防災協力会議(令和3年3月:オンライン会議)

3. 評価

対策効果は着実に上がっていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

新型コロナウイルスの世界的感染拡大により、多くの会議が中止、延期されているが、オンライン会議等を活用しつつ、次期計画においては、2022年4月に予定されている第4回アジア・太平洋水サミットに向けて、2022年3月に開催が予定されている第9回世界水フォーラムに参画するなど、世界の水問題やSDGs達成に向けた議論に貢献する。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-1 国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的环境技術利用・海外展開の一体的推進

北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）での国際協力

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

我が国は2003年に事務局を国内（富山市）へ招致するとともに、国土交通省は富山県と外務省と共にその活動に継続的に協力している。令和元年度は、2019年8月に韓国・ソウルにおいて開催された「第22回NOWPAP MERRACフォーカルポイント会合」に出席し、船舶からの海洋汚染防止策に係る議論に参画するなど、その活動に貢献した。

2. 令和2年度の取組

2020年7月から10月にかけて「第23回NOWPAP・MERRACフォーカルポイント会合」がメールベースで開催され、船舶からの海洋汚染防止策に係る議論に参画したほか、2021年1月にオンラインで開催された「NOWPAP政府間会合（第3回特別会合）」に出席し、その活動に貢献した。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、海洋環境保全に係る地域的な国際連携を図るこれらの活動に協力する。

東アジア海域環境管理 パートナーシップ（PEMSEA）への貢献

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

2019年7月にインドネシア・スラバヤで開催された「第11回東アジア海域パートナーシップ会議」に出席し、その活動に貢献した。

2. 令和2年度の取組

2020年7月にオンラインで開催された「第12回東アジア海域パートナーシップ会議」に出席し、その活動に貢献した。

3. 評価

東アジア海域における海洋の開発と海洋環境の保全との調和を目指す枠組みである「東アジア海域環境管理パートナーシップ」に参画することにより、我が国が接する東アジア海域の海洋環境の維持・改善に貢献している。
施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、海洋環境保全に係る地域的な国際連携を図るこれらの活動に協力する。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-1 国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進

住宅・建築物に関する総合的な環境性能評価手法 (CASBEE) の開発・普及

(新築住宅)

R1d評価	比較	R2d評価
D	⇒	D

(新築建築物)

R1d評価	比較	R2d評価
C	⇒	C

1. 令和元年度の実績

住宅・建築物の居住性(室内環境)の向上と地球環境への負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かり易い指標として示す建築環境総合性能評価システム(CASBEE: Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency)の開発・普及を推進した。

「CASBEE-ウェルネスオフィス」「CASBEE-オフィス健康チェックリスト」を開発し公表した。

2. 令和2年度の取組

現在運用されているCASBEE評価方法について、SDGsにおける17の目標の観点から見直し、SDGsの反映を検討することとしている。

現在、24の地方自治体で、建築新築の届出時にCASBEEによる評価が義務付けされている(令和2年12月時点)。

3. 評価

1-7 新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても引き続き、建築環境総合性能評価システム(CASBEE)の開発・普及を推進する。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-1 国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進

地球温暖化に伴う気候変動による水災害適応策についての国際貢献の推進

1. 令和元年度の実績

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

<国際的な枠組(計画・会議)へ水・防災に関する目標を設定する取組の主導>

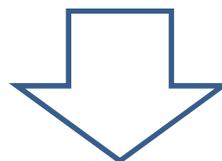
- 令和元年6月に米国で開催された第4回国連水と災害特別会合に工藤政務官が出席。
- 令和元年6月に米国で開催された第13回水と災害に関するハイレベルパネル(HELP)に技監が出席。
- 令和元年11月にフランスで開催された第14回水と災害に関する有識者・指導者会議(HELP)に技監が出席。

<気候変動適応策を含む水・防災分野のワークショップの開催>

- 令和元年8月に横浜で開催された第7回アフリカ開発会議で水と災害に関わるワークショップを開催。
- 令和元年10月に、日本国国土交通省とベトナム社会主義共和国農業農村開発省との間の覚書に基づき、気候変動適応策を含む水防災分野に係るワークショップを開催。
- 令和2年2月に、日本国国土交通省とインドネシア国公共事業・国民住宅省との間の覚書に基づき、気候変動適応策を含む水防災分野に係るワークショップを開催。
- 令和2年3月に、日本国国土交通省とミャンマー国防関係3省との間の覚書に基づき、気候変動適応策を含む水防災分野に係るワークショップを開催。

<JICA研修や土木研究所ICHARM研修を通じた我が国の経験・技術の共有や人材育成>

- 土木研究所ICHARMは、ICHARMにて開発した総合洪水解析システム(IFAS)や降雨流出氾濫(RRI)モデルの汎用性向上を図るとともに、アジア各国で洪水予警報システムとしての活用支援、研修用ツールとしての活用を推進。
- 土木研究所ICHARMは、文部科学省の研究プログラムである「統合的気候モデル高度化研究プログラム」に参画し、フィリピン・ダバオ流域、インドネシア・ソロ川における、現地政府機関の適応策検討に関する研究や活動支援を実施。
- 土木研究所ICHARMにて、以下の研修プログラムを実施。
 - ・博士課程プログラム「防災学」(政策研究大学院大学、R1年度2か国2名博士号取得)
 - ・修士課程プログラム「洪水防災」(JICA・政策研究大学院大学、H30-31(R1)年度コース7ヶ国7名が修士号を取得、R1-2年度コース6カ国11名入学)
- 土木研究所ICHARMは、ユネスコのプロジェクト「西アフリカにおける気候変動を考慮した水災害軽減のためのプラットフォーム(WADiRe-Africa)」に参画し、ニジェール川、ボルタ川流域の洪水の監視・予測システムの構築と洪水情報による避難等による人的被害の軽減等を目指した研究及び研修を開始。



柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-1 国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進

地球温暖化に伴う気候変動による水災害適応策についての国際貢献の推進

2. 令和2年度 of 取組

＜国際的な枠組(計画・会議)へ水・防災に関する目標を設定する取組の主導＞

- 令和2年5月にオンラインで開催された第15回水と災害に関するハイレベルパネル(HELP)に技監が出席。
- 令和2年7月にオンラインで開催されたSDGsに関するハイレベル政治フォーラムサイドイベントに赤羽国土交通大臣が参加。
- 令和2年12月にオンラインで開催された第16回水と災害に関する有識者・指導者会議(HELP)に技監が出席。
- 令和3年1月にオンラインで開催された気候変動適応サミット閣僚級対話に赤羽国土交通大臣が出席。
- 令和3年3月にオンラインで開催されたSDGs水関連目標実施に関する国連ハイレベル会議に赤羽国土交通大臣が出席。

＜気候変動適応策を含む水・防災分野のワークショップの開催＞

- 令和3年2月に、日本国国土交通省とインドネシア公共事業・国民住宅省との間の覚書に基づき、気候変動適応策を含む水防災分野に係るワークショップを開催。
- 令和3年3月に、日本国国土交通省とベトナム社会主義共和国農業農村開発省との間の覚書に基づき、気候変動適応策を含む水防災分野に係るワークショップを開催。

＜二国間会議を通じた気候変動適応策に関する意見交換＞

- 令和2年9月に開催した日・南アフリカ二国間会議において、両国の治水事業や水の安定供給への取組等について意見交換を実施。
- 令和2年12月に開催した第14回日米治水及び水資源管理会議において、両国の治水事業や渇水への取組等について意見交換を実施。
- 令和2年12月に開催した第29回日中河川及び水資源交流会議において、両国の治水事業や水の安定供給への取組等について意見交換を実施。
- 令和3年3月に開催した日・フィリピン防災協働ワークショップにおいて、両国の治水事業への取り組み等について意見交換を実施。
- 令和3年3月に開催した日・EU防災協力会議において、双方の治水事業への取り組み等について意見交換を実施。

＜JICA研修や土木研究所ICHARM研修を通じた我が国の経験・技術の共有や人材育成＞

- 土木研究所ICHARMは、ICHARMにて開発した総合洪水解析システム(IFAS)や降雨流出氾濫(RRI)モデルの汎用性向上を図るとともに、アジア各国で洪水予警報システムとしての活用支援、研修用ツールとしての活用を推進。
- 土木研究所ICHARMは、文部科学省の研究プログラムである「統合的気候モデル高度化研究プログラム」に参画し、フィリピン・ダバオ川、インドネシア・ソロ川の流域を対象に、両国政府機関と連携しながら、気候変動による影響の分析および適応策について研究活動を実施。
- 前年度に引き続き、土木研究所ICHARMによる博士課程プログラム・修士課程プログラム・各種短期研修などを実施し、途上国の防災行政官の能力向上を図る。
- 土木研究所ICHARMは、ユネスコからの受託研究プロジェクト「西アフリカにおける気候変動を考慮した水災害軽減のためのプラットフォーム(WADiRe-Africa)」を実施。ニジェール川及びボルタ川流域における洪水早期警報システム(FEWS)を開発し、サヘル諸国旱魃対策委員会の農業気象学・水文学応用研修センター(AGRHYMET)やニジェール川流域機構(NBA)、ボルタ川流域機構(VBA)に参画する11カ国の行政官や研究者にリアルタイムで洪水の監視や降雨等の情報を提供するとともに、西アフリカにおける気候変動と洪水災害軽減にむけた統合的アプローチ、降雨流出氾濫(RRI)モデル、洪水氾濫マッピングや緊急時対応計画に関するe-learningを実施し、163名が修了した。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

＜JICA研修や土木研究所ICHARM研修を通じた我が国の経験・技術の共有や人材育成＞

- 次期計画においては、土木研究所ICHARMによる博士課程プログラム・修士課程プログラム・各種短期研修に加えて既存施設の安全点検にかかる新たな研修などを実施し、途上国の防災行政官の能力向上を図る。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-2 環境共生型都市開発等の海外展開支援の推進

環境共生型都市開発の海外展開支援の推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

令和元年度は、前年度に引き続きミャンマー政府の要請を受け、ミャンマーの都市計画制度整備の支援を行ったほか、都市開発の案件形成推進調査、MIPIM等における日本の都市開発の魅力発信に係る調査等を実施した。

2. 令和2年度の取組

令和2年度は、前年度に引き続き、ミャンマーの都市計画制度整備の支援を行っているほか、都市開発の案件形成推進調査、MIPIM等における日本の都市の魅力発信に係る調査等を実施している。また、海外での都市開発事業に対するJCM設備補助について、環境省と連携し周知を行い、同年12月には、ミャンマー・ヤンキン地区における複合開発事業が補助事業に採択された。加えて、独立行政法人都市再生機構(UR)のタイ、インド、ミャンマー等におけるマスタープラン策定等の業務を支援しており、今後こうした国での日本企業の参画促進が期待される。

3. 評価

「インフラシステム海外展開戦略2025」等に基づき、日本型都市開発の推進のため、令和2年度はミャンマー、カンボジア、バングラデシュ、インドネシアにおける各種調査等を新型コロナウイルスの影響を受けつつも、着実に進めてきた。また、我が国企業の海外展開促進を図るためURによる調査やセミナー等の取組を支援し、タイ及びインドネシアの関係機関との協力覚書交換に至った。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、「インフラシステム海外展開戦略2025」等に基づき、日本型都市開発の海外展開を推進するため、引き続き我が国の強みの発信、案件発掘活動、基本構想・計画策定支援等を実施する。

下水道分野における国際展開の推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

政府間会議等による技術支援(ベトナム、インドネシア、カンボジア等)や下水道関連法制度や改訂版ベトナム版推進工法基準の作成支援等により、相手国の下水道整備を促進した。また、各国からのニーズが高い浸水対策や汚泥処理に関する調査をベトナム、ミャンマーで実施した。アジア汚水管理パートナーシップ(AWaP)の運営委員会を横浜市において開催し、参加国(カンボジア、インドネシア、ミャンマー、ベトナム、日本)と年次レポートの内容や次回総会までの取り組み内容について議論した。

2. 令和2年度の取組

政府間会議等による技術支援(ベトナム、カンボジア、インド等)や東南アジア版の推進工法基準の作成支援等により、相手国の下水道整備を促進した。また、ベトナムでは、現地の頻発している浸水被害の軽減に向けたポンプ設備の実証試験に着手した。さらに、カンボジア、インドネシア、フィリピンにおいて、SDGsゴール6(水と衛生)の早期達成に資する取組として、下水道によるオフサイト処理と浄化槽によるオンサイト処理を組み合わせたパッケージ型汚水処理システムの現地での適用可能性について検討を行った。

3. 評価

ベトナムにおいて、我が国技術の活用が見込まれる下水処理場整備の円借款契約が締結されたり、インドネシアにおいて、推進工法が採用予定の案件が公示されるなど、着実に成果が出ていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、「インフラシステム海外展開戦略2025」等を踏まえ、本邦下水道技術の国際展開を促進する。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-3 気象情報による環境貢献の高度化

項目 7-4 地球地図の整備による環境貢献

地球温暖化観測・監視機能の充実・強化

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

台風や集中豪雨等に対する防災機能の向上に加え、地球温暖化をはじめとする地球環境の監視機能を世界に先駆けて強化したひまわり8号・9号による着実な観測を実施した。

2. 令和2年度の取組

ひまわり8号・9号により着実な観測を継続した。

3. 評価

ひまわり8号・9号による観測は、以下の点から技術力を活かした環境貢献の高度化を推進していると評価できる。

- ・ 台風の進路予測や注意報・警報、日々の天気予報など気象庁が発表する各種情報の基礎データとして利用され、自然災害の防止・軽減に寄与している。
- ・ 海面の温度、海水の分布、大気中の微粒子等を観測し、地球環境の監視に寄与している。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、従来行っている陸海空からの地球環境観測に加え、気象衛星による観測を行っていくとともに、次期計画においては、精度の高い気象予測を実現するため、ひまわり8号・9号の後継衛星について最新技術の調査等を実施し、後継衛星の製造・打上げ・運用に向けた検討を進める。

地球地図プロジェクトの推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

なし

2. 令和2年度の取組

なし

3. 評価

これまでの地球地図プロジェクトの取組によって、多くの国や地域で地球地図データ整備が進み、地球地図プロジェクトに参加する184の国と地域のうち、122の国と地域の地球地図データが公開された。また、地球地図データはIPCC(気候変動政府間パネル)の温室効果ガス吸収算定に用いる標準土地利用データに登録されるとともに、環境問題の項目として地理の教科書や副教材等に使用された。

対策効果は着実に上がっていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

平成28年度に地球地図データを国連に移管し、本施策は終了している。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-5 ICTを活用した環境貢献の高度化

公共交通におけるビッグデータの活用

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

公共交通計画策定支援ツールの利用に係る手続きを簡略化し、より一層の普及、活用促進を行った。

2. 令和2年度の取組

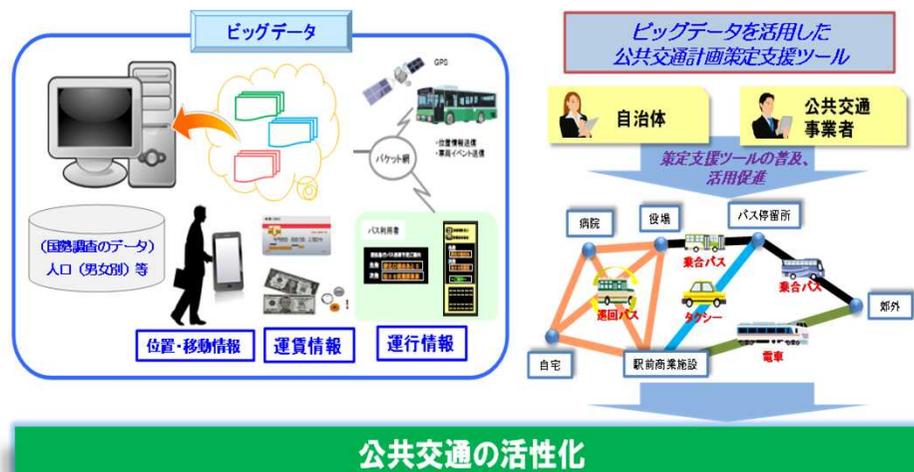
公共交通計画策定支援ツールの継続した国土交通省HPでの公開を通じ、活用促進を進める。

3. 評価

ビッグデータを活用した公共交通計画策定支援ツールを希望者(地方自治体、民間コンサル等)に提供しており、地方自治体における公共交通計画の策定・変更の検討に活用されるなど、施策効果は着実に上がっていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、公共交通計画策定支援ツールの普及、活用促進を行っていく。



地球温暖化対策計画に盛り込んでいる国土交通省関係の施策

ページ	施策
14	・自動車の燃費の改善 ・環境対応車の普及促進等
14	エコドライブの推進にかかる広報活動や普及促進のための環境整備
15	道路交通流対策の推進（高速道路利用率）
17	公共交通機関の利用促進
18	港湾における総合的な低炭素化の推進
19	港湾の最適な選択による貨物の陸上距離の縮減
20	トラック輸送の効率化
20	共同輸配送の推進
21	モーダルシフト等の推進
23	鉄道のエネルギー消費効率の向上
23	省エネに資する船舶の普及促進
24	航空における低炭素化の促進
25	新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進
32	・下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)による省エネ技術の普及 ・下水道処理場における省エネ・省CO ₂ 採択の推進 ・B-DASHプロジェクトによる下水道資源の有効利用技術の普及・下水道資源の有効利用による創エネ等の推進
33	燃費性能の優れた建設機械の普及促進
34	都市緑化等の推進
40	下水道資源の有効利用による創エネ等の推進（下水汚泥エネルギー化率）
71	「風の道」を活用した都市づくり、屋上等の緑化の推進